

平成 1 8 年旭市議会第 4 回定例会会議録目次

第 1 号 (1 2 月 4 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開 会.....	4
議長報告事項.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	5
議案上程.....	5
議案第 1 号 平成 1 8 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2 号 平成 1 8 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 3 号 平成 1 8 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 4 号 平成 1 8 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について	
議案第 5 号 基本構想を定めることについて	
議案第 6 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 7 号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 8 号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について	
議案第 9 号 東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	
議案第 1 0 号 東総衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	
議案第 1 1 号 東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	
議案第 1 2 号 財産の取得について	

議案第13号 専決処分の承認について

提案理由の説明並びに政務報告.....	6
議案の補足説明.....	16
散 会.....	38

第 2 号 (12月6日)

議事日程.....	39
本日の会議に付した事件.....	39
出席議員.....	39
欠席議員.....	39
説明のため出席した者.....	40
事務局職員出席者.....	40
開 議.....	41
議案質疑.....	41
常任委員会議案付託.....	54
常任委員会陳情付託.....	54
散 会.....	55

第 3 号 (12月8日)

議事日程.....	57
本日の会議に付した事件.....	57
出席議員.....	57
欠席議員.....	57
説明のため出席した者.....	57
事務局職員出席者.....	58
開 議.....	59
一般質問.....	59
8番 滑 川 公 英.....	59
5番 林 七 巳.....	70
3番 平 野 忠 作.....	75

11番 木内 欽市.....	85
1番 伊藤 保.....	101
散 会.....	104

第 4 号 (12月11日)

議事日程.....	105
本日の会議に付した事件.....	105
出席議員.....	105
欠席議員.....	105
説明のため出席した者.....	105
事務局職員出席者.....	106
開 議.....	107
一般質問.....	107
4番 伊藤 房代.....	107
21番 高橋 利彦.....	113
13番 日下 昭治.....	138
17番 林 一雄.....	152
24番 神子 功.....	162
散 会.....	179

第 5 号 (12月20日)

議事日程.....	181
本日の会議に付した事件.....	181
出席議員.....	181
欠席議員.....	182
説明のため出席した者.....	182
事務局職員出席者.....	183
開 議.....	184
常任委員長報告.....	184
質疑、討論、採決.....	191

常任委員長陳情報告.....	1 9 3
質疑、討論、採決.....	1 9 4
事務報告.....	1 9 5
議長辞職の件.....	1 9 7
議長選挙の件.....	1 9 8
副議長辞職の件.....	2 0 1
副議長選挙の件.....	2 0 3
常任委員会委員長辞任の件.....	2 0 6
常任委員長委員長及び副委員長の当選結果報告.....	2 0 6
議会運営委員会委員の辞任の件.....	2 0 7
議会運営委員会委員の選任.....	2 0 7
閉 会.....	2 0 8

平成18年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成18年12月4日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（24名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤保 | 2番 | 島田和雄 |
| 3番 | 平野忠作 | 4番 | 伊藤房代 |
| 5番 | 林七巳 | 6番 | 向後悦世 |
| 7番 | 景山岩三郎 | 8番 | 滑川公英 |
| 9番 | 嶋田哲純 | 10番 | 柴田徹也 |
| 11番 | 木内欽市 | 12番 | 佐久間茂樹 |
| 13番 | 日下昭治 | 14番 | 平野浩 |

15番 林 俊介
17番 林 一雄
19番 嶋田茂樹
21番 高橋利彦
24番 神子 功

16番 明智忠直
18番 高木武雄
20番 向後和夫
22番 林 正一郎
26番 林 一哉

欠席議員(2名)

23番 鈴木正道

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
教育長 米本弥榮子
病院事務部長 今井和夫
秘書広報課長 野口徳和
財政課長 高埜英俊
市民課長 林 久男
保険年金課長 増田富雄
社会福祉課長 加瀬恭史
商工観光課長 神原房雄
建設課長 米本壽一
下水道課長 山崎健次
飯岡支所長 佐久間俊雄
会計課長 宮本英一
水道課長 堀川茂博
学校教育課長 多田清司
監査委員局長 平野哲也
飯岡荘支配人 野口國男

助 役 重田雅行
病院事業者 吉田象二
総務課長 増田雅男
企画課長 加瀬正彦
税務課長 江ヶ崎純敏
環境課長 小長谷 博
健康管理課長 浪川敏夫
高齢者福祉課長 横山秀喜
農水産課長 堀江隆夫
都市整備課長 島田和幸
海上支所長 木内孫兵衛
干潟支所長 木内國利
消防長 佐藤眞一
庶務課長 在田 豊
生涯学習課長 花香寛源
農業委員会事務局長 小田雄治
病院事務次長 伊東一直

事務局職員出席者

事務局長 来 栖 昭 一

事務局次長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

副議長（高木武雄） おはようございます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第1 開 会

副議長（高木武雄） ただいまの出席議員は24名、議会は成立いたしました。

これより平成18年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 議長報告事項

副議長（高木武雄） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、第3回定例会において採択いたしました農地・水・環境保全向上対策に関する請願の処理経過及び結果についてもお配りいたしましたので、ご了承いただきたいと思います。

日程第3 会議録署名議員の指名

副議長（高木武雄） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。9番、嶋田哲純議員、10番、柴田徹也議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

副議長（高木武雄） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第4回定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（高木武雄） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

副議長（高木武雄） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第13号までの13議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（高木武雄） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、助役、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第5 議案上程

副議長（高木武雄） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第13号までの13議案を一括上程いたします。

- 議案第 1号 平成18年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 2号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 3号 平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 4号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 5号 基本構想を定めることについて
- 議案第 6号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について
- 議案第 9号 東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議
について
- 議案第10号 東総衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第11号 東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第12号 財産の取得について
- 議案第13号 専決処分の承認について

日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

副議長（高木武雄） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成18年旭市議会第4回定例会を招集させていただき、平成18年度一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ4,220万円を追加し、予算の総額を262億1,500万円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金に1,778万6,000円、県支出金に3,467万8,000円、寄附金に45万円、繰入金に1,230万円を追加し、諸収入から341万4,000円、市債から1,960万円を減額するものであります。

歳出については、議会費に309万4,000円、総務費に682万9,000円、労働費に778万8,000円、消防費に971万5,000円、教育費に8,793万8,000円、諸支出金に180万円を追加し、民生費から2,443万8,000円、衛生費から240万4,000円、農林水産業費から2,311万1,000円、商工費から907万2,000円、土木費から1,585万9,000円を減額するものであります。

議案第2号は、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ818万2,000円を追加し、予算の総額を31億8,962万5,000円とするものであります。

議案第3号は、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、職員1名の増員に伴う職員給与費の増額を行うものであります。

議案第4号は、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、収入から207万5,000円、支出から164万5,000円を減額するものであります。

また、資本的収支において、収入に200万円、支出に耐震診断など施設改善対策として876万7,000円を増額するものであります。

議案第5号は、基本構想を定めることについてでありまして、地方自治法第2条第4項に定める本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として、基本構想を定めるにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

構想の期間は平成19年度からの10年間とし、まちづくりの基本理念を「自立・共生・協働によるまちづくり」、将来都市像は新市建設計画を尊重し「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市 旭」、副題を「日本一住みよいまちを目指して」と設定し、6つの分野に整理した施策の大綱を定めるものであります。

なお、より具体的な施策を定める基本計画については、基本構想の議決を経たのち、総合計画審議会等のご意見をいただきながら、来る3月議会に報告できるよう策定事務を進めてまいります。

議案第6号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、神西住宅の8戸2棟及び双葉団地の2戸2棟を用途廃止するため、戸数の規定について所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、昨年の合併以来課題となっていた不均一料金を改め、今後3年間の財政計画に基づいた料金改定を行うため所要の改正をするものであります。

本市水道事業は、一般会計及び県からの助成を受けながら運営してまいりましたが、今後の事業運営を勘案しますと補助金の減少、企業償還金の増額など、企業努力だけでは事業の健全性は保てないと判断し、料金の値上げをお願いするものであります。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議案第8号は、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてでありまして、地方自治法第284条第3項の規定による広域連合を設置するに際し、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の制定を関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

なお、この広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度に係る事務の一部を処理することを目的として、県内すべての市町村をもって組織するものであります。

議案第9号から議案第11号までは、旭市が構成団体となっている一部事務組合の規約改正について関係地方公共団体と協議するにあたり議会の議決を求めるものでありまして、地方自治法の一部改正に伴い、収入役を会計管理者に改める等、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第10号は、東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第11号は、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

議案第12号は、財産の取得についてでありまして、旭市コミュニティバスとして37人乗り小型バス2台を購入することについて、指名競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第13号は、専決処分の承認についてでありまして、平成18年度旭市一般会計補正予算について、あさひ健康パーク整備事業の工事請負業者が倒産したことによる再度の工事発注と旭クリーンセンターの粗大ごみ処理施設における爆発事故の復旧にあたり急施を要したため、専決処分をしたものであります。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度の改正により、新たに創設された地域密着型サービスと介護予防事業の実施に向けた基盤整備については、6月に策定した旭市介護施設等整備計画に沿って進めております。

地域密着型サービスとしての認知症対応型グループホームは、社会福祉法人愛仁会が1ユニット、小規模特別養護老人ホームは、社会福祉法人東風会がユニット型で16床を新設し、地域支援事業としての介護予防拠点整備は、社会福祉法人旭福祉会が既存施設を改修して実施することになり、それぞれ工事を開始いたしました。

各施設の完成後は、自宅で暮らすことが困難な高齢者に身近な場所で暮らしていただけるようになるとともに、予防が必要な高齢者の方々には介護予防拠点を大いに活用して健康の維持増進を図り、国が目標とする「活動的な85歳」を目指していただきたいと思いますと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

去る9月18日の敬老の日に、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3か所において恒例の敬老大会を開催いたしましたところ、昨年を上回る2,200人余りの参加をいただき、文化協会の皆様による芸能や保育所児童によるお遊戯などで楽しい一時を過ごしていただきました。

次に、地域福祉計画等の策定について申し上げます。

市では、社会福祉法の理念のもと、福祉に関する課題を地域社会の中で解決することを目的に、福祉サービスの利用推進、住民参加などの福祉を支える環境づくりの考え方や目標等を明らかにする「地域福祉計画」と、その下位計画として障害者のための施策に関する基本的な計画、さらには各種サービスや支援体制の確保に関する計画として定める「障害者計画・障害者福祉計画」の策定作業中であります。

策定にあたっては、市民の代表者や有識者で構成する計画策定委員会を設置するとともに、庁内の関係課職員による検討部会を立ち上げて作業を進めており、関係者各位や市民の皆様のご意見をできる限り取り入れながら、来年3月には計画決定をしたいと考えております。

また、11月27日に障害を持つ児童の保護者の会「東総地域の療育を考える会」から2万9,860人の署名を添えて「地域総合療育センターの設置」の要望書が提出されました。また、同様の要望書を県知事宛にも提出すると聞いております。

これは、医療制度改革の結果、障害を持つ児童の機能訓練を実施していた市内の診療所が、

リハビリ科を閉鎖し、児童の受け入れをやめたことに端を発するものであり、こうした児童・保護者にとっては切実な問題であることから、市といたしましては、県とも十分に相談し、旭中央病院の機能を活用して、何らかの対応ができないか、検討してまいりたいと考えております。

次に、保健事業について申し上げます。

6月から実施してきた基本健康診査については、4か所の保健センターでの集団診査、市内医療機関における個別診査、診査結果を受けた結果説明会もすべて終了いたしました。

受診者数の合計は1万2,046人で、前年度に比べ532人増えており、内訳は、集団診査が9,099人、個別診査が2,947人でありました。

今後は、健康診査の結果を踏まえて、注意が必要な方への生活指導や、医療機関への受診指導により適切な治療に結びつけるなど、市民の健康づくりに努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備状況について申し上げます。

海上中学校建設事業については、外装工事がほぼ終わり、内装工事と外構工事を残すところとなっております。平成19年2月の完成に向けて順調に進捗しております。

本年度に実施した耐震診断の結果から、地震補強を実施することとした小学校7校、中学校2校のうち、干潟小学校、共和小学校、豊畑小学校、飯岡小学校及び干潟中学校の5校の地震補強工事は、本年度の工事着手に向けて、現在、実施設計業務を進めております。

残りの、中央小学校、滝郷小学校、鶴巻小学校及び第一中学校の4校については、平成19年度に工事を実施するため、今議会に提案する補正予算に実施設計委託料を計上させていただきました。

また、第二中学校については、本年度、屋内運動場の改築工事に着手し、教室棟及び管理棟については、平成19年度から計画的に改築工事を進めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

現在、小・中学校におけるいじめ等が大きな社会問題となっていることから、10月26日に臨時校長会を招集し、対応を検討いたしました。いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分認識し、日頃から子供達が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めるよう再確認するとともに、悩みをもつ子どもや保護者が直接教育委員会にも電話で相談できるよう、児童・生徒全員に「子ども電話相談カード」を配布いたしました。

これらにより、いじめ等の早期発見、早期対応に努め、痛ましい事件を予防してまいりま

す。

また、小学校への侵入者対策として、緊急警報システムを順次設置してまいりましたが、2月末までに市内全小学校への設置が完了する見込みとなりました。今後も様々な対策を検討しながら小学校の安全確保に努めてまいります。

キャリア教育推進事業については、琴田小、嚶鳴小、中和小の6年生112名が半日の職場見学、中学2年生655名全員が3日間の職場体験を実施いたしました。

これらの職場体験活動により、仕事の苦勞や喜びを知り、将来の職業への関心と意欲を高めることができました。

次に、社会教育について申し上げます。

11月25日、26日の両日にわたり、第2回旭市生涯学習フェスティバルを東総文化会館において開催いたしました。

25日は市内小・中学生、高校生、青年等の代表25名による意見発表大会が行われ、ふだん考えていることや体験を通じた感想などの非常に興味深い発表があり、26日には、各社会教育施設で行っている教室・講座の発表や、東海林のり子さんによる「いきいき人生の秘訣」と題した文化講演会が行われました。この2日間の参加者は約1,500人を数え、大盛会となりました。

文化振興については、市民参加型事業の一つとして定着してまいりました市民ミュージカルを、10月28日に東総文化会館を会場として開催し、出演した小学校3年生から67歳まで総勢40名の熱演に、観覧された多くの皆様から称賛の拍手をいただきました。

このほか、10月28日から11月5日までの間、地区文化祭を開催し大勢の参加をいただいたところであります。

体育振興については、11月12日に旭スポーツの森公園において、グラウンドゴルフやドッジボール等の軽スポーツを中心とした「健康体力づくりフェスティバル」を開催し、小学生から高齢者まで776名の参加をいただき、好天の中、気持ちの良い汗をかきながら各種目を楽しんでいただきました。

また、平成22年に千葉県で開催されます「第65回国民体育大会」につきましては、11月22日に「ゆめ半島千葉国体旭市準備委員会設立発起人会」を開催し、本年度内に準備委員会を設置できるよう準備を進めております。

次に、商業振興について申し上げます。

商工会では、市内全域の商店等を対象とする「旭市商業振興連合会」を立ち上げ、合併記

念事業の一環として、去る11月26日に、1万円で1,000円のプレミアムが付いた共通商品券を5,000セット販売いたしました。

市といたしましても、この事業に助成しておりますが、商工会を中心に、市内の商店等が一丸となって振興策に取り組んでいるものであり、この共通商品券の普及が個人消費の喚起と商店街の活性化につながるものと期待しているところであります。

次に、観光について申し上げます。

去る10月29日に、JR東日本の主催により、飯岡駅を起点に刑部岬展望館までの約11キロメートルの区間で、本市では初めての試みとなる「駅からハイキング」が実施されました。

当日はあいにくの雨天で、参加者は当初の申し込みから半減したものの、県内外から約500名の参加があり、飯岡荘でのつみれ汁等のサービスやイワシの無料配布など、来訪者から大変好評をいただきました。

この行事は、本市をPRする有効な手段となりますので、来年度以降も定着できるよう関係機関に働きかけてまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

11月には、合併後2回目の「いきいき旭・産業まつり」、「ふるさとまつりひかた」、「海上産業まつり」を、各地域の特色を生かしたまつりとして、例年以上の多くの来客をいただき、盛況のうちに開催することができました。「ふるさとまつりひかた」には堂本千葉県知事も駆けつけ、旭の農業の力と生産者の意気込みを肌で感じていただきました。

次に、農業について申し上げます。

干潟地区の「大原幽学遺跡の水田」を活用した都市との交流事業については、5月に田植え体験、7月に草取り作業、9月に稲刈り体験、10月には収穫祭を大勢の都市住民を迎え実施いたしました。参加者の作業に取り組む真剣な表情や、地元住民と触れ合う笑顔を見て、農作業で「都会から人を呼べる」との認識を強く持ったところであります。

すでに来年度以降、新たに団体で参加したいとの要望も届いており、地元関係者の協力を得ながら、より大きな輪へ広げていきたいと考えております。

また、11月2日には市内の花き農業者が主体となり、「ちば 花と緑の生産者紹介」が成田ビューホテルにおいて開催され、多くの花き市場・販売関係者との商談の機会を持つとともに、翌日には生産現場を直接見ていただく等の情報交換会が実施されました。

生産者自ら販売努力をする姿を目の当たりにして頼もしさを感じたところであります。

基幹産業を農業とする本市においては、経営感覚の優れた農業経営者の育成確保が重要で

あり、各種の研修会を開催しているところでありますが、去る10月13日には東総文化会館において、徳島県上勝町から「もみじ」等の葉っぱビジネスで有名な「株式会社いろどり」の横石知二さんを、また、岩手県遠野市から女性の力で地域づくりを進められた菊池ナヨさんを講師に迎え、「東総耕地の将来像を考える研修会」を開催いたしました。アイデアとバイタリティあふれる講師の興味深い講演で、参加した農業者にとって非常に有意義な研修会となりました。

また、去る10月27日には、旭市農業委員会より建議書が提出され、遊休地・耕作放棄地対策、生産・流通対策など今後の旭市農業の発展に係るさまざまな提案をいただきました。市といたしましても、提案された事項について真摯に調査、検討してまいりたいと考えております。

さらに、11月27日には、市内各地区の若い認定農業者を対象として、市の農業行政に対する意見を聞く懇談会を開催いたしました。若い経営者から将来の農業経営に対し意欲ある発言を聞き、たいへん心強く感じるとともに、関係機関と一体となった、なお一層の支援が必要であると感じております。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、イベント広場西側の修景施設工事に着手し、公園整備の概要が整うこととなりました。また、本年度中にはトイレの整備も行い、市民の皆様が利用しやすく憩える公園になるように整備してまいります。

また、あさひ健康パーク整備事業については、8月にパークゴルフ場の造成工事に着手いたしましたが、施工業者の倒産により工期に約1か月の遅れを生じました。

現在は、新たな業者により工事を再開し、工期の遅れを取り戻すべく全力を尽くしております。また、本年度中には旧福祉センターと勤労青少年ホームの解体、防風と飛砂防止のための植栽、芝張りを行い、19年度末の完成を目指して事業を進めてまいります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めているところであり、本年度は、11月30日現在51件の工事を発注いたしました。

主な工事は、1級2号線長部地先の歩道整備では前年度の延伸として用地の確保ができた約500メートルの区間、通学路として整備する新海上中学校南側4061号線、椎名団地周辺の雨水排水対策としての排水路整備については下流部の十日市場側から184メートルの区間などであり、種目別には、道路維持補修工事26件、道路改良工事20件、排水路整備工事1件、

交通安全施設整備工事 4 件であります。

次に病院事業について申し上げます。

今年度実施されました診療報酬マイナス改定等の影響もあり、病院事業を取り巻く環境は引き続き厳しいものがありますが、病床利用率は98.1%と順調に推移しております。

一方、近隣病院において医師不足による診療科の縮小や廃止が相次いでいる現状から、県東部地域の基幹病院としての役割を十分に果たすため、近隣の病院や自治体と協議しながら、医師派遣や空床情報の交換等病院間の連携強化を推進してまいります。

さらに、中央病院本体においても、基幹病院としての責任を果たしていくためには、恒久的な医師・看護師の確保やそれに見合った病院機能の向上が必要であると考え、病棟の再整備について、病院内に建設委員会を設置し、病院のあるべき姿、現有施設との整合、耐震化問題、何よりも財政計画的な見通し等について詳細な検討を進めており、今後、議会にもご相談し、また、国・県の指導も仰ぎながら早期に計画を固めてまいりたいと考えております。

次に、国民宿舎飯岡荘の施設改善について申し上げます。

先に実施いたしました経営診断では、施設整備の改善と運営内容の見直し抜きには、利用客の減少に歯止めをかけるのは難しいとの結果が示されました。

これを受け、国民宿舎運営委員会において協議を重ねているところであり、会議では、施設整備のグレードアップが必要であること、旭市の豊富な食材を生かすこと、利用客のターゲットを絞ること、スポーツ施設を生かすこと等の意見が出されております。

また、庁内の子育て世代の職員による検討グループも設置し、さまざまな意見をいただきながら、旭市観光の拠点となる宿泊施設として、最良の改善方法を見出してまいりたいと思っております。

次に交通安全対策について申し上げます。

去る10月31日に旭市交通安全対策会議を開催し、本市における交通安全対策の指針として、第8次旭市交通安全計画を決定いたしました。

本計画は、平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とし、人優先を基本として、道路交通の安全対策では「少子高齢社会への対応」、「歩行者の安全確保」、「一人ひとりの意識改革」、「ITの活用」の四つの視点を重視し、「交通安全思想の普及徹底」、「安全運転の確保」、「道路交通環境の整備」などの八つの柱を中心に各種施策を推進することにより、1年間の死者数を4人以下、死傷者数を435人以下にしようとするものであります。

今後、この交通安全計画に基づき、安全・安心なまち「旭」の実現に向け、地域の交通実

態に即した施策に取り組んでまいります。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

銚子連絡道路については、建設促進地区大会の決議に基づき、可能な限りの整備方策を積極的に講じ、一日も早い全線の完成を目指すよう、関係機関に要望してまいりました。

県では、飯岡バイパス東端の本市八木地先から銚子市八木町地先において新たな道路改築事業を計画し、地域の自然環境調査や生活環境調査を開始いたしました。今月中には関係者等を集めて事業説明会を開催する運びと聞いております。

また、整備区間に指定されている横芝光町から匝瑳市までの 期区間についても、都市計画決定の準備に入っているところであり、本事業の進展は、東総地域の交通の利便性向上と活性化に大きく寄与するものと期待しております。

次に、地区懇談会について申し上げます。

市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくにあたり、市民の皆さんと直接話し合い、市民の立場に立った行政運営を進めるため、去る10月16日の鶴巻小学校を皮切りに市内15か所で地区懇談会を開催いたしました。

延べ930人の出席をいただき、市民の皆さんからは、生活道路や歩道整備といった道路関係、ごみ対策や排水問題など環境問題、後継者対策や工業団地への企業誘致等の産業振興、いじめ問題への対策や小・中学校の耐震補強等の教育環境整備、子育て支援など少子化対策、さらには旭市の均衡ある発展や早期の一体性の確保を願うご要望など多くの意見が出されました。

市民の皆さんからいただいた意見や提案を、今後のまちづくりに生かしていくとともに、要望に応えられるよう精一杯努力してまいります。

次に、株式会社環境シンフォニックに対する一般廃棄物処理業の許可取消処分に係る行政処分取消請求訴訟の経過について、ご報告申し上げます。

千葉地方裁判所に提起されていた当該訴訟については、5月30日、8月4日及び9月22日の3度にわたる口頭弁論を経て、去る10月25日、原告の訴訟取下げという形で決着いたしました。

今後、本件の原因となってしまったような誤った事務処理がなされないよう慎重に事務を進めてまいります。

終わりに、職員の不祥事について申し上げます。

去る11月24日、環境課施設班の職員が、業務上過失傷害及び酒気帯びによる道路交通法違

反により旭警察に逮捕された件につきましては、現在、千葉地方検察庁八日市場支部において事情聴取中であり、処分が決定していない状況であります。

市といたしましては、本年11月2日に旭市職員の交通事故等に係る懲戒処分等の基準に関する規程を定め、職員に周知したところであり、こうした中でこのような事件が起きたことは、非常に残念であり遺憾であります。

本件については、事実関係を確認し、厳正な処分をしたいと考えており、また、このような不祥事の再発防止に向けて、去る11月27日には臨時の課長会議を招集し、指導の徹底を指示いたしました。今後とも、機会を捉えて注意を喚起し、二度とこのような事件を起こさぬよう努めてまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

副議長（高木武雄） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

日程第7 議案の補足説明

副議長（高木武雄） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第6号、議案第12号、議案第13号については、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

財政課長（高埜英俊） 議案第1号、議案第6号、議案第12号及び議案第13号について補足説明をいたします。

最初に、議案第1号は、平成18年度旭市一般会計補正予算第4号です。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ4,220万円を追加し、予算の総額を262億1,500万円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であります。内容は、6ページの第2表で説明いたします。

第3条の地方債の補正であります。内容は、7ページの第3表で説明いたします。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、事項別明細書により説明いたします。

6ページです。

第2表の債務負担行為補正は追加で、防衛施設周辺民生安定事業の忍坂横根線ほか2路線の道路改良工事を、平成18年度と19年度の2か年にわたって実施するもので、債務の保証を設定するものです。

金額は、平成19年度分の予定額でありまして、これに現計予算の歳出金額2,040万円を加えたものが全体事業費となります。

7ページです。

第3表の地方債補正は変更で、消防施設整備事業1,960万円の減額は、国・県補助金の採択と救急自動車、消防自動車の購入額が決定したことによるものです。

飛んで11ページです。

13款国庫支出金の主なものとしては、1項1目民生費国庫負担金の身体障害者(児)補装具負担金314万7,000円の追加は、利用者の増によるものです。

2項3目土木費国庫補助金の住宅・建築物耐震改修等事業費補助金180万円の追加は、国民宿舎施設耐震診断事業について計上するものです。

4目消防費国庫補助金の消防防災設備整備事業費補助金1,265万4,000円の追加は、消防車両整備事業に対し、補助金が決定したものです。

14款2項2目民生費県補助金の1節重度心身障害者(児)医療費助成金247万円は、申請者の増によるものです。

12ページです。

2節老人福祉費県補助金628万1,000円の減額は、国庫補助基準額の変更によるものです。

3目衛生費県補助金180万円の追加は、乳幼児医療対策費補助金で、助成対象が拡大されたことによるものです。

7目消防費県補助金1,278万9,000円の追加は、消防団活動費、消防施設強化事業、消防庫整備事業、消防車両整備事業に対する補助金が決定したものです。

8目県総合補助金2,390万円の追加は、元気な市町村づくり総合補助金で、説明欄1番は、ふるさと産業まつり、YOU・遊フェスティバルへの補助、説明欄2番は、医療福祉・食・交流の郷づくり事業に対する補助が決定したものです。

17款繰入金は、財政調整基金から1,230万円を繰り入れるもので、今回の補正財源として必要な金額を追加するものです。

19款5項3目雑入の説明欄1番、配食サービス利用収入の220万5,000円の減額は、介護保険特別会計への組み替えによるものです。

説明欄2番、合併市町村地域資源活用事業助成金500万円の減額は、医療福祉・食・交流の郷づくり事業に対するもので、補助金の変更により皆減となります。

説明欄3番、自治総合センターコミュニティ助成金250万円の追加は、コミュニティ育成事業に対して内定したものです。

説明欄4番、救急振興財団資器材導入支援助成金129万1,000円の追加は、救急自動車に自動体外式除細動器を配備する事業に対して内定したものです。

20款市債は、1,960万円の減額であり、第2表で説明したとおりです。

以上で歳入の説明を終わりにして、次に歳出です。

事業を単位に、歳入で触れなかった主な補正内容を説明いたします。

初めに、各款の職員給与費の増減について説明いたします。

今回の補正は、当初予算で計上した科目別職員数と給料、手当及び共済費について、実際の配置に合わせて科目間の増減を行うものです。

この結果、総額で7,500万円余の減額となりますが、当初予算が給与構造改革前の旧給料表で積算してありましたので、新給与制度に切り替え後の給料表で計算し直した結果、減額となったものです。

14ページになります。

2款1項7目企画費の医療福祉・食・交流の郷づくり事業3,095万8,000円の追加は、大原幽学記念館映像音響機器設置と幽学の郷のほ場の整備を行うものです。

8目電子計算費の電算システム運用事業331万円の追加は、法改正に伴う国民年金システムの改修を行うものです。

10目地域振興費のコミュニティ育成事業250万円の追加は、椎名内岡区の祭り用品購入に補助をするものです。

飛んで18ページです。

3款1項2目障害者福祉費1,317万7,000円の追加は、利用者の増によるものです。

19ページです。

2項1目老人福祉総務費の説明欄4番、広域連合負担金164万4,000円の追加は、新規で、

健康保険法等の改正に伴い、9月に千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が設立され、さらに平成19年1月に同広域連合が設立されるため、市の負担金を計上するものです。

20ページです。

3款2目生活支援費の説明欄1番、在宅介護支援センター運営事業262万5,000円の追加は、国庫補助基準額の変更に伴うものです。

説明欄2番、配食サービス事業760万8,000円、説明欄3番、家族介護用品給付事業761万円の減額は、介護保険特別会計の地域支援事業への組み替えによるものです。

3目介護保険費の説明欄2番、介護保険事業特別会計繰出金216万円の追加は、地域支援事業への組み替えによるものです。

3項4目保育所費の説明欄2番、保育所運営費278万7,000円の追加は、臨時職員の社会保険料の増加と、燃料費の高騰によるものです。

22ページです。

4款1項1目保健衛生総務費の説明欄2番、海上健康増進センター管理費157万5,000円の追加は、施設設備の修繕に対応するため計上するものです。

3目母子保健費360万円の追加は、旭市乳幼児医療対策事業規則の改正に伴い、入院助成の対象が「7日目から」から「初日から」に拡大されたことによるものです。

24ページです。

6款1項3目農業振興費600万円の減額は、農業振興地域整備計画策定基礎調査業務で、都市整備課及び税務課で委託した業務に、この業務に利用できるものがあることから、事業を平成19年度に先送りするため、皆減するものです。

飛んで27ページです。

9款1項1目常備消防費の説明欄2番、常備消防事務費241万1,000円の追加は、自動体外式除細動器を購入するものです。

28ページです。

説明欄3番、消防車両整備事業291万8,000円の減額は、高規格救急車と消防自動車の購入額が決定したことによるものです。

2目非常備消防費142万円の減額は、消防自動車の購入額が決定したことによるものです。

30ページです。

10款2項1目学校管理費の説明欄3番、小学校保健管理費279万6,000円の追加は、新入学児童用防犯ブザーの購入と緊急警報システムが未設置である嚶鳴小、滝郷小、萬歳小、古城

小に設置をするものです。

説明欄 4 番、小学校施設改修事業2,043万6,000円の追加は、平成19年度実施予定の中央小、滝郷小、鶴巻小の校舎の地震補強、大規模改造工事を夏休み期間を中心に実施するために、今年度中に実施設計を委託するものです。また、15節工事請負費で、矢指小1階校舎のバリアフリー化、鶴巻小3階校舎トイレ洋式化、三川小特別支援学級開設のための改修工事を行うものです。

31ページです。

3項1目学校管理費の説明欄1番、中学校施設改修事業703万7,000円の追加は、平成19年度実施予定の第一中学校校舎の地震補強、大規模改造工事の実施設計を行うものです。

説明欄2番、第二中学校改築事業の3,364万5,000円の追加は、南校舎の耐力度調査及び北校舎、南校舎の改築と、改築に伴う既存校舎の解体、屋外運動場の整備に係る実施設計を行うものです。

飛んで34ページです。

10款5項3目学校給食費の説明欄2番、第一学校給食センター管理費275万円、説明欄3番、第二学校給食センター管理費500万円、説明欄4番、第三学校給食センター管理費250万円の追加は、10月の強風・大雨により各施設で受けた破損や雨漏りを改修、修繕するものです。

13款2項3目国民宿舎事業会計出資金180万円の追加は、施設の耐震診断事業を実施するため、国庫補助金相当額を出資するものです。

35ページから37ページまでは、給与費明細書です。

38ページです。

本表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

今回の補正額は、消防債から1,960万円を減額することになり、18年度末現在高見込額は262億7,231万4,000円となるものです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

次に、議案第6号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本議案は、神西住宅の一部及び双葉住宅の一部を用途廃止するため、条例別表に規定されている住宅の戸数を、神西住宅は53戸から45戸へ、双葉団地は67戸から65戸へと改めるものであります。

用途廃止をする理由ですが、神西住宅の8戸2棟及び市営双葉団地の2戸2棟が空き家となっており、老朽化が著しく、防犯などの面から解体撤去を行うものであります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

続いて、議案第12号は、財産の取得についてであります。

予定価格が2,000万円以上の動産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産の内容は、コミュニティバス車両2台です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は2,289万円です。

契約の相手方は、千葉県山武郡芝山町岩山字大宿1340番4、東京いすゞ自動車株式会社成田支店であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札参加登録業者で納入可能な3社を指名し、去る11月9日に入札を執行し、11月10日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成19年3月26日です。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

最後に、議案第13号は、専決処分の承認についてです。

平成18年度旭市一般会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、あさひ健康パーク整備事業の工事請負業者倒産による再度の工事発注と、旭クリーンセンターの粗大ごみ処理施設における爆発事故の復旧をするため、10月26日に専決処分をしたものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ4,150万円を追加し、予算の総額を261億7,280万円としたものです。

2ページと3ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略して、事項別明細書により説明いたします。

飛んで7ページです。

9款1項地方交付税の普通交付税は、57万円の追加です。

17款繰入金は、財政調整基金から1,500万円を繰り入れたものであり、今回の補正財源として必要な金額の追加です。

19款諸収入は、あさひ健康パーク整備事業の工事請負業者倒産による契約保証金を計上し

たものです。

保証金額は、前払金の2,992万円で、ここから工事出来高として契約金額9,975万円の4%となる399万円を差し引いた2,593万円が保証会社から納入されております。

以上で歳入の説明を終わりました、次に歳出です。

8ページです。

4款衛生費の塵芥処理施設運営費1,221万円の追加は、旭クリーンセンターの粗大ごみ処理施設における爆発事故により損傷を受けた施設の外壁と機械設備の修繕を行うものです。

8款土木費のあさひ健康パーク整備事業2,929万円の追加は、あさひ健康パーク整備事業の工事請負業者倒産による再度の工事発注に際し、前払金で支出した分が不足となるため、その補充と、当初19年度の工事予定であった北側道路の路盤工事を本年度事業として追加するものです。

なお、旭クリーンセンターの修繕は10月27日に、あさひ健康パークの工事は11月10日に、それぞれ発注をしております。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

副議長（高木武雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

副議長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第2号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第2号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算第2号について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、第1条にありますように、歳入歳出予算にそれぞれ818万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億8,962万5,000円とするものです。

補正予算をお願いする理由は、地域支援事業費の関連予算です。

地域支援事業は、制度改正により18年度から新たに創設された事業ですが、特定高齢者施策と一般高齢者施策の事業対象者について、基本健康診査が終了した現時点で、当初予算計上時の見込み数と相違が生じたことから、施策ごとに組み替えが必要になったものです。

また、任意事業については、平成18年度の地域支援事業交付金要綱が示されたことにより、一般会計に計上していた本事業の対象になる事業を交付金の限度額まで介護会計へ組み替えるものです。

予算書の2ページから6ページは、歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。

歳入から補正予算の内容をご説明いたします。

2款国庫支出金、2項4目地域支援事業交付金432万円の増は、地域支援事業費に係る交付金で、交付率は、介護予防事業に係るものは25%、任意事業に係るものは40.5%のルール分です。

3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金81万7,000円の減額は、介護予防事業の減額に伴い、その財源として31%を減額するものです。

4款県支出金、2項1目地域支援事業交付金216万円の増額は、介護予防事業に係るもの12.5%、任意事業に係るもの20.25%です。

6款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金216万円の増額は、県と同じ負担率です。

8ページになります。

8款諸収入、2項2目雑入35万9,000円の増額は、配食サービス1食当たり300円の利用率を見込みました。

次は、9ページになります。

歳出です。

4款基金積立183万7,000円の減は、地域支援事業費に係る第1号被保険者の負担率19%相当分を基金積立金を減額することにより充当し、これにより補正後の18年度末基金保有見込み額は2億7,883万4,000円となります。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費813万円の減は、特定高齢者として見込みました人数が減ったため、それぞれの事業費を減額しました。

2目介護予防一般高齢者施策事業365万4,000円の増は、特定高齢者施策から組み替えた

292万3,000円と、一般会計から組み替えた73万1,000円です。

10ページです。

2項1目任意事業費1,449万5,000円の増は、初めに説明いたしましたように、施策ごとに組み替えしたものです。

説明欄3、成年後見制度利用支援事業は新規事業で、4親等以内の親族がなく、判断能力が不十分な高齢者の成年後見制度に係る審判請求の手續等の費用を見込みました。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

副議長（高木武雄） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

下水道課長（山崎健次） 議案第3号、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

平成18年度の下水道事業特別会計の職員給与費の予算額は、当初12名でございましたが、4月1日付で1名増員となったことから職員給与費を増額するものでございます。

補正予算書の5ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務関係職員給与費でございます。説明欄1の一般事務関係職員給与費は、当初7人から8人になったものでございまして、250万円の増額となります。内訳としましては、給料112万6,000円、職員手当等83万2,000円、共済費53万1,000円、負担金補助及び交付金1万1,000円でございます。

2款事業費、1項1目維持管理費の施設維持管理関係職員給与費は150万円の増額となります。内訳は、給料74万6,000円、職員手当等75万4,000円でございます。

給与費全体で100万円の増額となります。

次に、6ページをお開きください。

4款予備費、1項1目予備費は100万円の減額をするものでございます。

なお、予算総額の変更はございません。

7ページになります。

給与費明細書となっています。（1）総括表は増員に伴います給与費100万円増額のうち、負担金補助及び交付金の1万1,000円を除いた98万9,000円について記載されているものでございます。

8 ページ、9 ページは、給料手当等の明細及び級別職員数となっています。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わります。

副議長（高木武雄） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 4 号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

飯岡荘支配人（野口國男） 議案第 4 号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算第 1 号について補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きをいただきたいと思います。

第 1 条は、補正予算を定める総則でございます。

第 2 条は、当初予算第 3 条に定めました収益的収入及び支出の予定額の補正を、次の 2 ページの第 3 条には、当初予算第 4 条に定めました資本的収入及び支出の予定額の補正を、それぞれ記載のとおり定めました。

内容につきまして、4 ページをお開きをいただきたいと思います。

平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算第 1 号実施計画でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入につきましては、第 1 款国民宿舎事業収益 2 億2,044万9,000円から207万5,000円を減額補正いたしまして 2 億1,837万4,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第 2 項営業外収益のうち第 1 目補助金20万円の減額は、国民宿舎協会からの経営改善事業補助金を資本的収入へ科目更正するための減額でございます。

第 2 目雑収益の187万5,000円の減額は、ご指摘を受け無料化いたしました送迎バス実費収入の減額分でございます。

続いて、支出につきましては 5 ページをお願いいたします。

国民宿舎事業費用 2 億1,851万6,000円から 164万5,000円を減額補正いたしまして、2 億1,687万1,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第 1 項営業費用のうち第 1 目宿舎経営費126万円の減額は、経営診断業務委託料を資本的支出へ科目更正するための減額でございます。

第 2 項営業外費用のうち第 3 目消費税の38万5,000円の減額は、課税支払額の増加に伴う減額でございます。

続いて、6 ページをお開きをいただきたいと思います。

資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入につきましては、当初予算では見込んでおりませんでした。今回の補正で200万円を増額するものでございます。

内訳につきましては、第1項出資金のうち第1目出資金180万円の増額は、一般会計からの出資金で、耐震診断調査事業における国庫補助金相当額でございます。

第2項補助金のうち第1目補助金20万円の増額は、国民宿舎協会からの経営改善事業補助金を収益的収入から科目更正するための増額でございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

支出につきましては、919万2,000円に876万7,000円を増額補正をして、1,795万9,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項建設改良費のうち第1目工事費750万7,000円の増額は、耐震診断調査及び施設改善基本調査業務委託料でございます。

次に、当初予算では見込んでおりませんでした第3項開発費のうち第1目開発費126万円の増額は、経営診断業務委託料を収益的支出から科目更正するための増額でございます。

したがって、補正後の資本的収支不足額1,595万9,000円の財源でございますが、2ページに戻っていただきたいと思っております。

第3条には、当初予算の財源内訳と補正後の財源内訳を比較して記載しておりますが、補正後の財源を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,595万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額72万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1,423万円、減債積立金100万円に改めるものでございます。

なお、今回の補正で第1款資本的支出に第3項開発費を設けたため、当初予算における第3項予備費が第4項予備費に繰り下がるものであります。

次に、8ページをお開きをいただきたいと思っております。

平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算資金計画でございます。

補正後における当年度末の現金を9,113万9,000円と予定するものでございます。

次に、9ページから11ページまでは、平成18年度末の予定貸借対照表でございます。

11ページの下の方になりますが、当年度末の純利益77万4,000円と、繰越利益剰余金を合わせました1,112万4,000円が、当年度末処分利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第4号についての補足説明を終了させていただきます。

副議長（高木武雄） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第5号、議案第9号について、企画課長、登壇してください。

(企画課長 加瀬正彦 登壇)

企画課長(加瀬正彦) それでは、議案第5号、基本構想を定めることについて補足説明を申し上げます。

提案理由でも申し上げましたとおり、地方自治法第2条第4項の規定によりまして、基本構想を定めるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

「第1章 旭市が目指す将来のすがた」「1. 構想策定の目的」であります。合併後の新旭市の地域資源等を最大限に生かし、誰もが健康で安心・安全に暮らせる「日本一住みよいまち」を目指すための総合的かつ計画的な指針として定めるものであります。

「2. 目標年次」でございますが、平成28年度といたしまして、19年度から10か年の基本構想とするものであります。

「3. まちづくりの基本理念」でございますが、新市建設計画の基本理念を尊重いたしまして、「自立・共生・協働によるまちづくり」を基本理念として掲げるものであります。

2ページをご覧ください。

基本理念として掲げました「自立・共生・協働」が必要とされる背景等を記述してございます。

3ページになります。

「3. 将来都市像」であります。市民一人ひとりが生きがいや人生の目標を持ち、豊かな自然環境を生かした多彩で活発な交流が展開され、心身ともに健康な暮らしが実現されることを目標に、将来都市像を「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市 旭」、副題を「日本一住みよいまちを目指して」として設定しています。

4ページになります。

将来都市像の構想イメージ図となっています。

続きまして、5ページをお願いいたします。

将来人口につきましては、新市建設計画と同様のコーホート変化率法により推計し、直近の平成17年度国勢調査人口を反映した結果、平成28年の人口を6万7,800人と想定いたしました。新市建設計画より約2,000人ほどの減少で、厳しい推計となっております。

6ページをお願いいたします。

就業人口の推計でありますので、これはご覧いただきたいと思います。

続いて、7ページをお願いいたします。

世帯数でございます。2万2,600世帯と推計しています。

100人単位で数値を丸めていますので、新市建設計画との差は生じておりません。

8ページをお願いいたします。

土地利用構想であります。

土地利用については、豊かな自然と田園空間を保全しつつ、均衡あるまちづくりを進めるため、三つの基本的な方針を設定することといたしました。

一つ目は、産業構造や都市機能等の適切な配置と役割分担を考慮した、計画的な土地利用を進めること。

二つ目は、自然や居住環境及び交通・都市基盤等の、地域特性を生かした均衡ある土地利用を進めること。

三つ目は、基本的には新市建設計画を踏襲した、ゾーン・拠点・軸による土地利用を進めることとあります。

9ページになります。

ゾーン別の土地利用方針です。

一つ目、住居系ゾーンは、幹線道路沿いや鉄道沿線の住宅が集積している地域及びその周辺地域を、二つ目の商業系ゾーンは、中心市街地や国道126号沿いを、農業系ゾーンは、平野及び台地部の農業地帯を、四つ目の水産系ゾーンは、飯岡漁港とみなと公園及びその後背地を、緑地系ゾーンは、市域を包み込むように展開する斜面緑地を中心に、ゾーンとして位置付けています。

各ゾーンの特徴や地域資源を生かしたまちづくりを図ってまいりたいと考えています。

拠点の整備方針といたしましては、一つ目として地域核、市役所及び支所周辺を、医療拠点、旭中央病院を、工業拠点、あさひ鎌数工業団地と干潟工業団地を定めております。

10ページとなります。

環境衛生拠点として、クリーンセンター周辺、それから歴史・文化拠点といたしまして、大原幽学記念館周辺、竜福寺の森周辺等、それから東総文化会館・東部図書館が立地する文化の杜公園、その周辺を、それから健康スポーツ拠点といたしまして、東総運動場・旭スポーツの森公園、海上コミュニティ運動公園等の社会体育施設及び各地区にございます健康増進センター等を定めています。

森林レクリエーション拠点は、海上キャンプ場、滝のさと自然公園周辺を拠点として位置付け、各拠点の有効活用や周辺環境等の保全・整備を図ってまいるものとしております。

今申しあげましたそれぞれの区域等につきましては、11ページの土地利用構想、これはあくまでもイメージ図でございますが、ご確認いただきたいと思います。

なお、歴史・文化拠点、健康・スポーツ拠点、森林レクリエーション拠点につきましては、表示しますと煩雑となりますので表示しないこととしています。

12ページをお願いいたします。

第2章、まちづくりの基本方針であります。

真ん中から下の「施策の体系・展開図」をご覧くださいと思います。

施策体系ですが、六つの分野の大綱に整理してございます。

これらを、「自立・共生・協働」の基本理念のもと、将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市 旭」を実現しようとするものであります。

13ページをお願いいたします。

ここからは、具体的な施策について記述した部分です。

施策の大綱の一つ目、「安全で魅力のあるまちづくり」でございます。

施策の方向につきましては、過日の全員協議会におきましてご説明したとおりでございますので、個別施策を中心に説明申し上げます。

まず、(1)の地域の実情に即した土地利用では、産業構造を考慮した土地利用を図るとともに、道路、公園、上下水道などを計画的に整備して均衡あるまちづくりを進め、また景観などにも配慮した魅力ある住みよいまちづくりを進めたいと考えております。

(2)の道路・公共交通網では、中央病院へのアクセス道路をはじめ、地域間を結ぶ幹線道路や生活道路の整備を進め、また公共交通網については、コミュニティバスの運行計画を見直すとともに、路線バスや鉄道についても運行の維持・充実を図っていききたいと考えております。

14ページをお願いいたします。

(3)の交通安全・防犯対策です。交通事故をなくすための道路交通環境の整備や防犯については、自治会等と連携した地域ぐるみの防犯活動を推進していききたいと考えています。

(4)の消防・防災対策では、消防・救急救命体制の充実や、防災行政無線を整備し、市民が安心・安全に暮らすことができる災害に強いまちづくりを目指そうとするものであります。

(5)のユニバーサルデザインの推進では、既存の公共施設については、高齢者や障害のある方が安全で快適に利用できるようバリアフリー化を進めるとともに、今後のまちづくり

にあたっては、すべての人が安全・快適に利用できるようユニバーサルデザインを推進していこうとするものであります。

15ページをお願いいたします。

施策の大綱の二つ目、「快適でうるおいのあるまちづくり」でございます。

(1)の環境保全対策の充実です。環境基本計画を策定し、自然とのふれあい活動の推進や自然環境の保全に努め、自然と共生できるまちづくりを目指そうとするものであります。

(2)の循環型社会の構築では、市民生活や経済活動に伴って発生する廃棄物について広域的な処理を図っていくとともに、分別の徹底や排出抑制・再生に努め、また不法投棄については、監視体制の強化等総合的な対策を推進していきたいと考えています。

(3)の上水道の整備では、施設の維持補修を計画的に行うとともに、各地区の上水道の一体化を図ります。また、未給水地域の解消に努めようとするものであります。

16ページになります。

(4)の下水道の整備では、公共下水道等の整備や合併処理浄化槽の設置促進など、地域の実情に合った汚水処理施設の整備を推進してまいります。

(5)の排水対策では、排水計画を策定し、排水路や河川の整備を進めたいと考えております。

(6)の公園の整備と緑化の推進では、市民の憩いの場、健康増進の場、交流促進の場とするとともに、災害時の避難場所として機能を併せ持った公園整備を進めます。また、市民に親しみのある公園とするため、計画や維持管理等への市民参画を推進していこうとするものであります。

(7)の住宅対策では、住みやすく魅力的な住環境の形成を促すとともに、市営住宅については、適正な維持補修を図ってまいります。

17ページとなります。

施策の大綱の三つ目、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

個別施策の(1)保健の充実では、保健センターや健康増進センターの利用環境の改善に努めるなど、学習機会の充実や健康づくりの推進体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

(2)の医療の充実では、基幹病院としての中央病院については、医療サービスの充実と経営の効率化を図るとともに、地域の医療機関との連携や機能分担を推進し、医療体制の充実を図ってまいります。

(3) の児童福祉・子育て支援の充実では、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりに努め、地域全体で子育てを支援できるしくみづくりを推進したいと考えております。

18ページをお願いいたします。

(4) の高齢者福祉の充実では、高齢者が、地域活動の担い手として活動できる体制を作るとともに、介護の必要な高齢者については、保険制度による福祉サービスの充実を図っていきたいと考えています。

(5) の障害者福祉の充実では、在宅福祉サービス等の充実を図り、効率的かつ持続可能な制度を整備するとともに、障害者の社会参加を進めていきたいと考えています。

(6) の母子・父子・寡婦福祉の充実では、経済的な安定と、自立した生活を送れるよう、支援してまいりまうございます。

(7) の低所得者福祉の充実では、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、経済的自立を促進するため、相談・指導体制を拡充してまいります。

(8) の地域福祉の充実では、市民・地域・行政が一体となって社会全体でサポートし合うしくみづくりを進めてまいりまうございます。また、国民健康保険制度の健全な運営に努めるとともに、国民年金制度の市民の理解と認識を高めていきたいと考えております。

19ページになります。

施策の大綱の四つ目、「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

個別施策の(1) 幼児教育の充実では、幼稚園に対し運営費の助成を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減策を講じるなど、幼児教育の充実を図ってまいります。

(2) の学校教育の充実では、子どもたちが正しく判断できる力と、実践的な社会性を培うよう指導体制の充実を図ります。また、学校施設については耐震補強工事等を実施し、児童・生徒の安全確保を図ってまいります。

(3) の家庭教育の充実では、学習会等を通じて家庭の教育機能の強化を推進します。

(4) の青少年の健全育成では、これは20ページになります、地域社会全体で子どもたちをはぐくみ、思いやり・優しさを持ち、人や社会とのかかわりを重視した人づくりに取り組んでまいります。

(5) の生涯学習の充実では、市民が誰でもいつでも集い学べる施設を充実させ、講座の積極的な開催と人材の育成を図るとともに、図書館については、小・中学校等の関連施設をネットワーク化し、サービスの充実を図ってまいります。

(6) の生涯スポーツの振興では、市民が利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の運営に努めるとともに、各種スポーツ大会等の開催や、指導者及び総合型地域スポーツクラブ等の育成に努めてまいります。

(7) の芸術文化の振興・伝統文化の保存では、史跡や伝承民俗芸能等の保護・保存に努めるとともに、新たな文化の創造に努めてまいります。

(8) の国際交流の推進では、国際化時代に対応した人材の育成や、在住外国人に対する行政サービスの充実を図ってまいります。

21ページになります。

施策の大綱の五つ目、「活力と躍動感に満ちたまちづくり」でございます。

個別施策の(1)、農業の振興では、農業生産基盤の強化等により所得の向上を目指すとともに、担い手の確保や後継者の育成を図ってまいります。また、消費者の健康・安全志向に応えるための取り組みや、環境に優しい循環型農業等を推進してまいります。

(2) の水産業の振興では、漁業経営の維持・安定化を図るためのさまざまな施策の展開や、体験漁業等のブルーツーリズムを進めていきたいと考えております。

(3) の商業の振興では、中心市街地及び幹線道路を軸とするロードサイドショップ、また各地区の既存商店街について、バランスのとれた発展と活性化への取り組み等を支援してまいります。

22ページになります。

(4) の工業の振興では、優良企業の誘致を積極的に推進し、雇用の場の創出により若者の定住化を図るとともに、既存企業の振興と活性化を目指してまいります。

(5) の観光の振興では、観光産業の基盤づくりを進め、宿泊滞在者やリピーターの増加を目指してまいります。

(6) 労働・雇用対策の充実、(7) 消費生活の支援では、就労に係る情報や消費者生活に係る情報を継続的に提供してまいります。

23ページになります。

施策の大綱の六つ目、「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

(1) の市民参画・協働の促進では、積極的な行政情報の提供や市民サービスの把握に努め、パートナーシップの確立を目指すとともに、今後のまちづくりを担う人材の発掘・育成を進めてまいります。

(2) の交流・地域活動の振興では、地域・世代・学校や団体間の交流を促すとともに、

ボランティア団体等への支援により、地域コミュニティ活動の活性化を図ってまいります。

(3) の行政改革の推進では、行政改革アクションプランに基づき、行政のスリム化・効率化を図ってまいります。

24ページになります。

(4) の時代に即した行政運営では、地方分権の進展等に対応した、親しみやすい市役所の創造等を進めてまいります。

(5) の健全な行政運営では、経費節減を図るとともに、将来に過大な負担を残さないよう留意しつつ、一定水準の基金を確保してまいります。

(6) の男女共同参画社会の形成では、意識の啓発や学習・研修機会の充実を図るとともに、各種審議会等への女性の登用を推進してまいります。

(7) の電子自治体の推進では、行政サービスの向上、行政事務の効率化を目指して、電子自治体を推進してまいります。

25ページになります。

第3章まちづくりにおける市民と行政の役割です。

地方分権の進展、それから厳しい財政状況のもとで複雑化、多様化する市民ニーズに対応したまちづくりを進めるためには、市民と行政が知恵や力を出し合って、まちづくりに取り組んでいくことが必要となっています。そのような市民参画・協働が求められる背景や、協働を進める上での市民の役割・行政の役割を記述しております。

最後のページにつきましては、「協働による新しいまちづくりの実現」についてのイメージ図となっています。

以上で、議案第5号、基本構想を定めることについての補足説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、「収入役」が「会計管理者」に、「吏員その他の職員」が「職員」に、それぞれ改められることに伴い、組合理約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約の内容につきましては、議案をご覧くださいと思います。

第9条でございますけれども、第9条中「収入役」を「会計管理者」に改めるとともに、会計管理者の任命の方法を定めるものであります。

第10条につきましては、「任期」を定めた規定であります、「収入役」の文言を削るため、所要の整理を行うものであります。

第11条については、「収入役」を「会計管理者」に改めるものであります。

第12条については、「吏員その他の職員」を「職員」に改め、所要の文言整理を行うものであります。

なお、附則において、施行日を平成19年4月1日とすることを定めております。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

副議長（高木武雄） 企画課長の補足説明は終わりました。

議案第7号、議案第11号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

水道課長（堀川茂博） 議案第7号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、大きく分けますと2点でございます。

一つは、提案理由の中で市長から申しあげました水道料金の改定でございます。

現行の水道料金につきましては、合併前の市町において事業開始以来おおむね3年ごとに改正されながら、平成12年4月に至った4種類の水道料金を新市が引き継いだものです。いわば暫定的な措置となっている水道料金を、合併協議会の合意に基づき7年ぶりに改正し、平成17年4月1日から単一料金に統一を行うものです。

二つ目は、水道料金と給水申込納付金について消費税及び地方消費税を総額表示に改めるもので、具体的には課税方式を外税から内税方式に改めるものでございます。

以上が改正の趣旨です。

なお、今回の改正に当たりましては、旭市水道事業運営協議会へ諮問を行い、5回にわたる審議を重ねられ、その答申を受けて、使用者であるお客様への負担増を勘案し、最終的に市長の政治判断のもとに決定された額でございます。

それでは、お手元の条文の順に従いまして説明いたします。

第24条の改正は、水道料金の改正となっております。

合併前の市町で適用していた不均一の料金を、専用及び共用給水装置の二つの統一料金に改め、併せて消費税相当額を外税方式から内税方式に改めるものであります。これによりまして、別表第1も消費税を含んだ総額表示に改め、料金の算定を基本料金と超過料金の合計額とするものであります。

今回の改正によりまして、1立方メートル、家庭用のおふる5.5杯分当たりの水道料金で合併前の市町ごとに比較しますと、税込み額で、旭地区では26円25銭、海上地区では34円95銭、飯岡地区では35円20銭、干潟地区では42円の負担増となります。

第31条第3項の改正につきましては、給水申込納付金でございます。料金と同様に、消費税相当額を外税から内税方式に改めるものでありまして、別表第3は消費税を含んだ総額表示に改めるもので、納付金の額に変更はございません。

続きまして、附則の説明をいたします。

附則第1項は、施行日を平成19年4月1日とするものです。

附則第2項は、経過措置として改正後、改正前の条例の適用区分を定めたものです。

附則第3項は、使用期間が4月1日をまたがる場合の料金の計算方法で、使用者の公平性を勘案しまして、旧料金、新料金について日割り計算とする規定でございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第11号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、平成19年4月1日から吏員制度が廃止され、「吏員その他の職員」が「職員」に改められることに伴い、東総広域水道企業団規約第9条を改正することについて協議をするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

副議長（高木武雄） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

保険年金課長（増田富雄） 議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本案は、医療制度改革の推進に伴い、現在市町村単位で行っている老人保健制度が平成20年度からは県単位で、しかも県下56市町村が広域連合を組織して行う後期高齢者医療制度に切り替わることから、その準備段階での規約制定の承認をお願いするものであります。

初めに、第1条では、その名称を「千葉県後期高齢者医療広域連合」と称し、第2条では、県下全市町村で組織することが盛り込まれ、第3条では、その範囲を、千葉県の区域とすることが記載されております。

次に、第4条においては、広域連合と市町村との事務分担が示されており、広域連合で行

うものには、資格の管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業等があり、市町村事務としては、申請・届け出に関する窓口事務と保険料徴収事務、それに委託される範囲での保健指導事業等が主な業務となります。

続きまして、第5条では、地方自治法第284条第3項の規定により、総合的な計画を策定するための内容が記され、第6条では、事務所の位置を千葉市内とする旨、記載されております。

第7条から第10条までは、広域連合議員の関係となりますが、資格は市町村議会議員で、定数は56、すなわち県下各市町村1名ずつの選出となります。その選出方法ですが、規定では地方自治法第118条の例によるとありますので、各市町村議会が行う選挙方式ということになります。その選挙時期につきましては、旭市の場合、3月定例会でお願いする予定であります。また、その任期につきましては、地元議員としての任期が適用されるということでもあります。

なお、広域連合議会においては、第10条により、議長・副議長各1名の選挙が予定されております。

第11条から第14条までは、執行部側の組織ということになりますが、要約いたしますと、広域連合に連合長、副連合長、会計管理者、連合職員を置き、広域連合長は56市町村の長の中から投票により選挙するということでもあります。また、その任期は4年となっておりますが、地元首長としての任期の方が短い場合には、そちらが優先されるということになっております。

第15条並びに第16条では、市町村同様、選挙管理委員会委員4名と監査委員2名の設置が規定されています。

第17条は、重要事項を審議するために協議会を設ける規定であり、その構成は市町村長から選出されたものとなっております。

第18条は、広域連合の経費の支弁方法の規定であり、その内訳は、市町村負担金、事業収入、国県支出金等となっております。

第19条は、規則への委任規定であります。

引き続き、附則の規定についてご説明いたします。

まず、施行期日ですが、この規約は来年1月1日からの施行となりますが、ただし書きにおいて、会計管理者の設置は来年4月1日から、第4条における広域連合が処理する事務については平成20年4月1日からの施行となります。

次に、経過措置ですが、第4条の広域連合が処理する事務については、本稼働は平成20年4月1日となりますが、その前日までは準備行為を行うこととします。

最後に、広域連合長の最初の選挙ですが、投票は千葉県自治会館内で行うということであり、ります。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

副議長（高木武雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 小長谷 博 登壇）

環境課長（小長谷 博） 議案第10号、東総衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、「収入役」が「会計管理者」に、「吏員その他の職員」が「職員」に、それぞれ改められることに伴い、組合理約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約変更の内容についてご説明いたします。

第7条は、執行機関の組織及び選任の方法に関する規定であります、「収入役」を「会計管理者」に改めるものであります。

第8条は、正副管理者の任期に関する規定であります、見出し中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、同条第1項中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、「又は収入役として」を削り、同条第2項中「、副管理者又は収入役」を「又は副管理者」に改め、「又は収入役」を削るものであります。

第9条は職員に関する規定であります、第1項中「組合に必要な吏員その他の職員」を「第7条に定める者を除くほか、組合に職員」に改め、同条第2項中「職員」を「前項の職員」に改めるものであります。

なお、附則において、施行日を平成19年4月1日とすることを定めるものであります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

副議長（高木武雄） 環境課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

副議長（高木武雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 3分

平成18年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成18年12月6日（水曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

第3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

日程第2 常任委員会議案付託

日程第3 常任委員会陳情付託

出席議員（24名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
24番	神子 功	26番	林 一哉

欠席議員（2名）

23番	鈴木 正道	25番	伊藤 鐵
-----	-------	-----	------

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥榮子	病院事務部長	今井和夫
総務課長	増田雅男	秘書広報課長	野口徳和
企画課長	加瀬正彦	財政課長	高埜英俊
税務課長	江ヶ崎純敏	市民課長	林久男
環境課長	小長谷博	保険年金課長	増田富雄
健康管理課長	浪川敏夫	社会福祉課 主幹	加瀬恭史
高齢者 福祉課長	横山秀喜	商工観光課長	神原房雄
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山崎健次
海上支所長	木内孫兵衛	飯岡支所長	佐久間俊雄
干潟支所長	木内國利	会計課長	宮本英一
消防長	佐藤眞一	水道課長	堀川茂博
庶務課長	在田豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	花香寛源	監査委員 事務局長	平野哲也
農業委員会 事務局長	小田雄治	飯岡荘支配人	野口國男
病院事務次長	伊東一直		

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

副議長（高木武雄） おはようございます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほど、よろしく
お願いいたします。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

副議長（高木武雄） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第13号までの13議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言の許可をいたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてご質疑
申し上げます。ページを追ってご質疑申し上げますので、よろしくお願いいたします。項目
的には3件でございます。

まず初めに、14ページ、歳出でございます。7目の企画費、そのうちの13節委託料、これ
は説明の中にあります医療福祉・食・交流の郷づくりの事業の内容でございます。今回、補
正として委託料355万7,000円ということで予算化しております。まず、管理委託料の内容に
つきましてお伺いをいたします。

さらに、大原幽学の記念館映像音響ソフト作成委託料ということで55万7,000円計上され
ております。これらの内容的に、どのようなものかどうかお伺いをいたします。

同じ説明欄で、15節の工事請負費2,740万1,000円でございますが、内容的には大原幽学記
念館映像音響機器の設備工事、これが540万1,000円、幽学の里農道排水路整備工事が2,200
万円となっております。この内容につきまして、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思

います。

次に、15ページです。8目の電子計算費の中で、説明欄にあります電算システムの運用事業、これは本会議でもご説明をいただきましたが、法改正に伴いまして委託料を組んだという内容でございます。そこで、当初、この電算システム運用事業につきましては、250万円の予算を計上してありました。これが、法改正に伴いまして331万円、補正として加わります。したがって、この内容につきまして、どのようなものを委託するのかどうかお示しをいただきたいと思います。これが2点目です。

最後に22ページです。4款衛生費の中で、1目の保健衛生総務費、この説明欄の2番にあります海上健康増進センターの管理費でございます。今回、157万5,000円の予算計上がされております。この海上健康増進センターの管理費につきましては、当初予算では修繕費、あるいは委託費については計上されておりましたけれども、9月には補正として、空調設備等の委託として29万円ほど、今回は修繕費として157万5,000円ということでございます。今回、需用費として修繕料を見込んだこの補正につきましては、どのような内容についてでありますか、お尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、神子議員の質問に対してお答え申し上げます。

まず、14ページ、お願いいたします。14ページの13節の委託料、それから15節の工事請負費ということで、この内容でございますけれども、これは食と交流の郷づくりの事業の一環として、今回、県の方で補助事業が認められたもので、補正計上させていただいたものです。このうちの委託料の管理委託料でございますけれども、これについては工事が、今回、土地改良事業に準ずるような形で行われる見込みとなっておりまして、その管理をお願いしたいということで盛らせていただきました。

もう1点、その下の大原幽学の記念館の映像音響ソフトでございますけれども、これは旧干潟町が大原幽学記念館において流しておりましたもの、これは旧干潟町のものがそのままになっておりましたので、今回、補助事業として認められましたので、改めて作成をし直すものでございます。

それと、工事請負費でございますけれども、大原幽学記念館の映像音響施設の設置工事ですけれども、これはその映像を流すもの、その機器自体が実は壊れて修繕しなければいけな

いと、改めてすべて入れ替えた方がよろしいんじゃないかということで、ご相談申し上げて、県の方でこれも認められましたので、補助事業として認められたものをここに計上させていただきます。

それと、幽学の里の農道と排水路の整備工事でございますけれども、あそこ、交流事業に使用した水田、約1ヘクタールございます。その水田が国指定史跡となっております。その水田の畦畔が、実は水路部分は国指定史跡ではございませんで、その部分の影響で壊れ始まっていると。その水路を改修していかなければ保存が難しいんじゃないかなということで、今回、将来的にも交流に使用していきたいと、そのような考えから修繕をかけていきたい、水路を整備すると。それから、そのわきの農道についても、現状、何も手を加えられていない状況であるということから、碎石等の敷設をしていく、そういうものでございます。ちなみに、農道の延長が235メートルございます。それから、排水路の延長が128メートル、それから水を取り出しますパイプ口といたしまして270メートルを予定しております。そういう内容で聞いております。

それと、次のページの電子計算費の関係ですけれども、電算システムの運用事業の委託料、これは国民年金法の第106条の改正によりまして、社会保険庁が市町村に対しまして、必要に応じて所得情報の提供を求めることができることになりました。このシステムを改修するための費用ということでございます。この費用につきましては、国民年金事務費の交付金として措置される、そのように聞いております。

以上です。

副議長（高木武雄） 保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、神子議員の質問の中の、電算業務委託料についてお答え申し上げます。

電算業務委託料における国民年金システムの改修について、その法的根拠をご説明いたします。

国民年金法第106条の改正によりまして、社会保険庁が市町村に対して、必要に応じて所得情報の提供を求めることができるようになりました。その内容でございますけれども、被保険者、配偶者、世帯主の所得情報の提供となっております。社会保険事務所におきましては、市町村が保有するこの所得情報の提供を受けることによりまして、保険料の強制徴収や免除勧奨を行うこととなり、未納者対策の強化を図ることとなったわけでございます。

なお、このシステム改修につきましては、全額が国民年金事務費交付金として措置される

ことになっております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 健康管理課長。

健康管理課長（浪川敏夫） それでは、22ページの海上健康増進センター管理費の157万5,000円の補正についてお答え申し上げます。

需用費でございますけれども、増進センターのプールの加温設備の配管等の修繕に要する費用として計上させていただきました。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 神子議員。

24番（神子 功） ありがとうございます。

1点だけお伺いいたします。22ページの関係でございますが、そうしますと、平成18年9月に補正されたものが29万1,000円ありましたけれども、これは、やはり空調設備点検並びに清掃委託ということでありましたけれども、これは当初、予算組みされておられませんし、修繕についても当初では予算組みされていなかったということになりますけれども、この海上の健康増進センターの管理としては、今後、修繕等についてはどのようにお考えなのかどうか。今回、補正を組んだ段階で検討してあれば、お伺いしたいと思います。

以上です。

副議長（高木武雄） 神子功議員の再質疑に対して、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（浪川敏夫） 海上の健康増進センターでございますけれども、平成14年度に完成をし、15年度から使用しているところでございますけれども、3年半ぐらいたっているんですけれども、いろんなところに実は故障が出ておまして、その原因等について調査をしながら、しかも稼働もしていかなきゃならないということで、補正等をお願いしているところでございますけれども。その辺については、メンテナンスの仕方が悪いのか、あるいは施工が悪いのか、場合によっては設計が悪いのかと、そういったことについてただいま調査中でございますので、そういったことを加味しながら、しかも運営はしていかなきゃならないということもございますので、そのように調査をしながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

副議長(高木武雄) 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

副議長(高木武雄) 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

副議長(高木武雄) 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

副議長(高木武雄) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

副議長(高木武雄) 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第7号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、ご質疑申し上げます。

この件につきましては、本会議でも説明があった内容でございますが、この水道料金の改正に伴いまして、水道関係の運営協議会等を開いたということもありましたし、その中でも説明がありましたが、合併をした後に、この水道料金につきましては市・町の状態を考えて、

3年をめどにこの辺は見直していこうという、そういう方針で今回来たわけではありますが、このたび水道料金の改正ということで議案に上がったわけであります。そういったことで見直しを図られて、今回、改正をしようということでありますけれども、水道料金の改正に当たりますて、算定となる根拠につきましては、どういったことをもって改正になったのかどうか、もう少し詳しくご説明をいただきたいのが1点であります。

もう1点は、それでは、今後の水道料金ということにつきましては、どのように、今回、改正に当たりますて検討をし、今後、対応していくのか、そのお考えについてお示しをいただきたいと思えます。

以上、2点、お願いいたします。

副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑に対して、答弁を求めます。

水道課長。

水道課長（堀川茂博） それでは、水道料金改正の根拠と算定根拠についてからお答えいたします。

算定の根拠につきましては、過去10年間の決算書を基に、現行料金で3年間の財政収支のシミュレーションを行いました。その結果、自主財源のみで対応した場合は、3年後の平成21年度に、内部留保資金がマイナス5億8,900万円の資金不足になってしまいます。財源を全額企業債借り入れで対応した場合の内部留保資金はマイナス2億800万円の資金不足が見込まれ、現行料金では水道事業の健全性は確保できないと判断し、料金改定をお願いすることとなったものです。

この資金不足を解消し、今後3年間の事業運営を勘案しますと、平成19年度から平成21年度の各年度末で、内部留保資金が最低3億円程度の確保がされないと適正な事業運営ができないという結論に達し、今回の改定料金を算定したものです。

次に、今後の水道料金に対する考え方ですが、今後の水道料金の改定につきましては、水道事業運営協議会の答申を受け、本改定料金を3年間据え置きとし、平成22年度以降については改めて検討することとなっておりますので、将来にわたって水道水を安定供給し続けられるよう、事業の経営状況を見定めながら、適正な料金設定をしてみたいと思っております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 神子功議員。

24番（神子 功） 再質疑申し上げます。

今、ご説明をいただきましたが、運営委員会等で、この水道料金に対しまして、一般会計からの繰り入れということについて議論があったのかどうか。

また、これは市長にお伺いいたしますけれども、今後の運営につきましても、今、お話しをいただきましたが、今回、改正に臨みまして、一般会計から補てんをするというようなことのお考えがあったのかどうか。ご説明によりますと、市長の政策的な判断ということで、本会議でも説明がありましたけれども、一般会計について繰り入れするようなお考えがあったのかどうか、この辺につきまして、担当課としての運営協議会での議論の内容、そしてまた市長のお考えについてお伺いいたします。

副議長（高木武雄） 神子功議員の再質疑に対して、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、私の方からのお答えは、基本的なことで答えさせていただいて、細部にわたる点では、担当課から答えさせていただきたいと思います。

水道というのは、市民にとっては1滴たりとも欠くことのできない、非常に生活に大事なものでありますから、そういった意味では、できるだけ値上げをしたくないというのが率直な思いであります。若干の一般会計からの補正というのは行っているんですけども、私は基本的には、原水の供給は県の事業としてとり行っていたいただきたいというのが私の率直な願いでありまして、県の方にも常にお願いをしてきたわけでありまして、ようやく形だけ見えてまいりました。20年後という非常に長い話でありますから、それをできるだけ短くして、早い段階で実施をしていただけるように、これからも運動してまいりますけれども、我々のところの水道料金が、県水で行っているところに比べますと、一番高いところですと2.5倍、我々のところでも2倍に近いという金額になっているわけですし、こういったことでは同じ県民として不公平だろうというのが率直な私の思いでありまして、こういった面で県に力を貸してもらいながら、できれば原水の供給は県下一本、一律にしてもらいたい、そういった運動を展開して、できるだけ早い段階でこういった水道料金等も安くなるように頑張っていきたい、それが自分の基本的な考えであります。ですから、そういった意味で市民の一番大事なものですから、できるだけ上げなくて済むように努力はしてまいりたい、そのように考えています。

副議長（高木武雄） 水道課長。

水道課長（堀川茂博） 運営協議会における委員方の意見ということでございますけれども、5回も運営委員会を開いておりますので、その中では他会計、すなわち一般会計の話も当然

出ました。あるいは、7年越しということで、今回については2回ぶりの改定、従来ですとおおむね3年ごとに改定されておりましたので、やむを得ないというような、多種多様な意見が出ました。また、水道事業の運営協議会の委員の中には、私どもの先輩も5名いますので、当然、水道課長になりたての私よりも詳しい委員も5名いましたので、そういう中で、5回にわたりましていろいろな論議がなされました。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議につきまして、私は2点お伺いをしたいと思います。

まず1点目ではありますが、この規約の第4条に関連すると思えますけれども、ここでは1から5までの、それぞれの処理する事務の内容が記載されております。この規約からいきますと、事務処理するための人員というものについては、どのように配置をするのかということが考えられるわけであり思えますけれども、この人員の配置の予定につきまして、お分かりでしたらお示しをいただきたいのが、第1点目であります。

2点目は、この事務運営をするための財源の措置でありますけれども、この規約からいきますと準備期間、そしてまた準備期間を終えた後の事務体制ということがありますけれども、事務するためには予算が必要となりますので、その予算的な規模については、現在、どのように検討をされてきたのかどうかお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、事務処理するための人員配置の予定及び事務運営のための財源についてというご質疑にお答え申し上げます。

千葉県後期高齢者医療広域連合における人員配置につきましては、19年1月1日設立を目指しておりますが、総勢13名で、その体制の内訳は県からの派遣が2名、市からの派遣が7

名、町からの派遣が2名、そして国保連合会から2名となっております。また、平成19年度からは市からの派遣が12名増えまして、総勢で25名体制で行うこととなっております。

次に、事務運営のための財源でございますが、18年度は総額で1億1,750万8,000円となっております。そのうち国庫補助金等を除いた1億752万9,000円を56市町村で負担することとなり、今回補正予算で計上いたしました164万4,000円が旭市分の負担額となるものでございます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

8番（滑川公英） 議案第12号、財産の取得についてでございますが、中身はコミュニティバス車両の2台、約37名乗車ということでございますが、これにつきましての導入の経過をお知らせ願いたいと思います。

あと、コミュニティバスの運行状況についてもお示し願えればと思います。

以上です。

副議長（高木武雄） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（加瀬正彦） 滑川議員の質疑に対してお答え申し上げます。

まず、導入の経過ということでございますけれども、このコミュニティバスにつきましては、まずコミュニティバス検討委員会、これは昨年度、4回開催してございます。そのうちの3回目と4回目、これは3回目が昨年11月29日、4回目が新年度予算を議決いただいた後の、今年の3月24日、ここで開催してございます。ここで、車両の導入についてということでご検討をいただいたところでございます。当初でございますけれども、今年4月からの旭地区ルートの本格運行に伴いまして、合併特例債を財源にいたしまして、コミュニティバス運行用バス車両1台の購入を予定していた、そういうところでございました。ただ、有利な財源ということで、自治宝くじで100%助成ということで助成の決定をいただきましたもので、去る9月議会でこの予算を議決していただきまして、今回、執行させていただいた、そのような経緯でございます。

それと、旭地区が、まず当初、バス導入の議論の対象になっておりました。この中で、実質30人程度乗れなければいけないんじゃないかなと、そのような議論がございまして、その30名という根拠なんですけれども、実際に旭地区で一番込むバス、これが中央病院から出ていくバスと、それから通勤で使うバス、これが雨の日等で30名を超えるところがあるということで、小さいバスではなくて、安全に乗れる路線バス仕様のものという形で、今回、この車両を決定させていただいた、そのような経緯でございます。実際に旭地区の平均乗車人数は11.5人ということで、時間帯によりましては比較的乗っている方は少ない、そのような状況ではありますけれども、混雑している時期、時間帯もあるということでございます。

それと、今回の導入のバスですけれども、実質的には7メートルを切る、7メートル未満のバスということで、今、旭地区で運行しているバスとほぼ同じ形になります。よく議論の中でも、例えば、もう少し小さいバスがいいんじゃないかという話もございましたけれども、実質、よく料理屋さんなんかで送迎に使っているバス、あれは6メートル30からやはり6メートル90ぐらいということで、大きさがそれほど変わらない。それから最小回転半径、これもああったバス、車軸の関係があるんだと思いますけれども、6メートル前後になってしまう。今回の導入のバスは、最低回転半径が5.8メートルということで、比較的小回りのきくものということで、ちょっと角張っておりますと大きく感じるのかもしれませんが、車体としてはそれほど変わらないもの、そういうものを選定して購入していくと、そのよう

に決定させていただいております。

以上です。

副議長（高木武雄） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

旭市だけでなく、全体の運行状況もぜひ教えていただきたいと思います。

副議長（高木武雄） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

企画課長（加瀬正彦） 統計といたしまして、昨年度の実績ということで乗車人員をお知らせしたいと思います。

まず、旭地区なんですけれども、2万5,134人ということで、月平均2,094人、1便当たり11.5人でございます。それと、飯岡地区でございますが、4万3,413人。月平均3,617.8人、これは1便当たり8.7人。これはAルートとBルートございまして、Aルートの方が12.3人、Bルートの方が3.9人というような状況です。それから、海上地区でございますけれども、1万2,969人。月平均で1,080.8人。1便当たり5.1人でございます。それから、干潟地区でございますが、4,219人が市内。これは栗源から来ておりますので、全体といたしましては7,358人。月平均で市内の平均が351.6人。1便当たり4.3人というのが状況でございます。

以上です。

（「どうもありがとうございました。」の声あり）

副議長（高木武雄） 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑は終わります。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

11番（木内欽市） 8ページ、4款2目の塵芥処理費の運営費1,221万円でございますが、説明ではクリーンセンターの爆発事故という説明でございましたが、もう少し詳しく、いつごろ、どのような状況で事故が起きたのかお示しをいただきたいと思います。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（小長谷 博） それでは、粗大ごみ施設における爆発事故の内容についてお答え

申し上げます。

爆発事故は、去る10月12日、午前11時30分にクリーンセンターの粗大ごみ処理施設において発生しました。爆発の原因は特定できておりませんが、不燃ごみに含まれていたスプレー缶などの可燃性ガスがたまり、火災時の火花に引火して爆発したものと考えられます。幸い、人的な被害はございませんでしたが、施設に破損が見られたために、修繕を行ったものでございます。

今後の対策としては、手作業段階での引火性不燃ごみのガス抜きを徹底するほか、スプレー缶などのガス抜きなどのごみの正しい出し方を、広報紙などで周知していきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 人的被害はなかったということですが、例えば、作業員が事故に巻き込まれる可能性もあったということでは理解していいのでしょうか。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（小長谷 博） お答え申し上げます。

作業場所によっては、近くにいれば、そういう危険性は否定はできません、と思います。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） そうしますと、過去にも何度かこのような小さな事故は当然あったと思いますし、今後も当然予想されますので、スプレー缶1個だけが爆発したんじゃなく、恐らくガスが中に充満していて、それに引火して大きな爆発になったんじゃないかと思うんですが。私は素人考えで、例えばガス漏れ警報器等を付ければすぐ分かるんじゃないかと思うんですが、こういった対応等、お考えありますかどうかお聞きいたします。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（小長谷 博） 一応、業者からは見積もりは取ってございます。ガス検知器及び散水装置の整備等に関する見積もりはいただいております。今後、施設の改善については検討していきたいと考えております。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） ガス漏れ警報器が頼みであるということであれば、今後、こういう事

故は防げるんじゃないかなと期待をしております。修繕費もたくさんかかりますし、何よりも人命が一番でございますので、今後、こういう事故がないように、また十分ご注意をお願いしたいと思います。

以上です。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員の質疑は終わります。

続いて、神子功議員。

24番（神子 功） 議案第13号につきまして、ご質疑申し上げます。

2点、予定しておりましたけれども、1点はただいま木内議員の方から質疑がありましたので割愛させていただき、公園費の關係の工事請負費、あさひ健康パーク整備工事につきまして、本会議で説明があった内容に、石川組から業者が変わったというご説明だったと思いますけれども、この石川組さんからどの業者になったのかどうか、いわゆるその変わるときに、業者の選定についてはどんな方法で行ったのかどうか。そして、また発注業者の名前については、どのような業者が引き続き受けることになったのかどうかお示しをいただきたいと思います。

以上です。

副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（高埜英俊） 補正予算書、8ページの公園費、あさひ健康パーク整備事業の再発注の契約関係についてお答えいたします。

前の契約で残りました出来高の96%の分に、当初、来年度の予定でございました北側道路の路盤工事を加えまして、再度設計をしまして、それに基づいて指名競争入札を実施いたしました。

次に、入札の経過をご説明いたします。

11月1日に建設工事指名業者選定審査会で、市内の特定建設工事の資格のあるA等級業者のすべての11社を指名いたしました。前回の入札では12社でした。入札は11月9日に執行いたしましたして、藤英建設株式会社が落札いたしましたので、11月10日に契約を締結いたしました。契約金額は9,922万5,000円でございます。なお、工期は平成19年3月20日まででございます。

以上です。

副議長（高木武雄） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

日程第2 常任委員会議案付託

副議長（高木武雄） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第12号の5議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第8号、議案第10号、議案第13号中の所管事項の5議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第3号、議案第13号中の所管事項の3議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第4号、議案第7号、議案第11号の3議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、18日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

日程第3 常任委員会陳情付託

副議長（高木武雄） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号の4件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（高木武雄） 配布漏れないと認めます。

これより陳情を付託します。

文教福祉常任委員会に陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号の4件を付託い

たします。

付託いたしました陳情は、18日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

副議長（高木武雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時43分

平成18年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成18年12月8日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（24名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
24番	神子 功	26番	林 一哉

欠席議員（2名）

23番	鈴木 正道	25番	伊藤 鐵
-----	-------	-----	------

説明のため出席した者

市長 伊藤 忠良 助 役 重田 雅行

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	今 井 和 夫	總 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 德 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	環 境 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課幹 主	加 瀬 恭 史	高 齡 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	海上支所長	木 内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊 雄	干潟支所長	木 内 國 利
会 計 課 長	宮 本 英 一	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	堀 川 茂 博	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生涯学習課長	花 香 寛 源
監 査 委 員 會 事 務 局 長	平 野 哲 也	農 業 委 員 會 事 務 局 長	小 田 雄 治
飯岡莊支配人	野 口 國 男	病院事務次長	伊 東 一 直

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

副議長（高木武雄） おはようございます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は24名で、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

副議長（高木武雄） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

滑川公英

副議長（高木武雄） 通告順により、滑川公英議員にご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

8番（滑川公英） おはようございます。

平成18年12月、旭市定例市議会におきまして、一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

今年もわずか20日余りで暮れようとしています。異常気象に始まり、異常気象に終わる1年です。景気拡大は戦後最長のいざなぎ景気を超えましたが、地方にはいまだに波及してきておりません。わずかに雇用に逼迫感が出てきている程度です。

自分たちの町は自分たちからとの観点から質問いたします。質問内容に過去の一般質問とダブるところがありますが、失礼いたします。

大きく分けて6点ほど質問いたします。

1、地域間格差の顕著な4メートル以下の生活道路の舗装についてと、市道編入条件の調

った道路の市道編入が6か月以上議案として出ていないのはなぜか。

市長は3月答弁で、狹隘道路の舗装について臨機応変にやる。また建設課長は6月議会で、狹隘道路取扱要綱による整備計画は無いとの答弁でした。しかるにその後、幅2メートルから3.5メートルぐらいの道路を舗装しています。これは今までの課長答弁から比べると大変前進していると思います。ほかの地区の狹隘道路についてもこれからどんどん進めてもらいたいと思います。

ただ、その道路に軒先が50センチ出ている。地上2メートル近辺に松の枝がある。ちょっと写真がありますので、皆さん見ていただきたいと思います。これがそうです。

この条件をすべて舗装されていない道路にも当てはめていただきたいと思います。この地区だけが特別なわけではないと思います。

また、市道編入は4月にもお願いしていると思います。今月の議案に上程されていなかったので多分3月以降になると思いますが、なぜ1年も下積みにするのか理由をお聞かせ願いたいと思います。

2番目として、公共事業の入札制度の改革について。

旧旭市では14年に95.4%の落札率が、今年は94%だそうです。市町村合併がありましたが、改善の速度が極めて遅いと思います。公共事業が削減され、地元企業の経営状況が厳しくなる中、地元企業を育成し雇用を守るという地産地消の考えもあると思いますが、進んでいる地方自治体はおおむね80%台だそうです。

市の財政課の公共事業や委託事業の総額は約24億円です。これがテンポイント下がると1年間に2億4,000万円の新しい行政サービスが行われます。また、中央病院の工事や購入物件の8割以上が随意契約とのこと。予定価格の公表とか、または公表せずとか、指名入札の窓口拡大、業者選定のハードルを下げるとか、事前説明会の廃止とかたくさんあると思います。平成22年に電子入札を予定しているそうですが、なぜ3年先なんでしょうか。中央病院と合わせれば、単純に5億円近い新しい公共サービスが毎年できることになると思います。市長の方針をお聞かせ願いたいと思います。

3番目として、旭中央病院、ごみの焼却場等の建設についてPFIの検討をお願いしたいと思います。

1999年7月に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が制定され、当時は箱物だったものが2004年に改定され、建設だけでなく維持管理や運営など一括して発注することで総事業費の削減、20%なり25%につながるPFIを検討してはいかがなも

のでしょうか。

導入までに携わる職員の苦労は並大抵ではないと聞いております。しかし、議会には一度も説明されておられません、中央病院で約250億円、ごみの焼却場で約150億円の工事がうわさされています。一部事務組合もありますし、当然旭市だけの話ではありませんが、導入の方向での検討はいかなもののでしょうか。

4番目として、市役所職員の機構改革について。

1として、部長制のメリット、デメリットはどのようなもののでしょうか。今の横並びの課長制度で市民の要求に担当課が違くと別の答えを出していることがあります。本庁方式を改めましたように、10万人以下の都市では部長制をとっている都市は少ないと言われていますが、部長制採用についての市長のお考えをお願いいたします。

2として、企業誘致専従班を。これは9月議会で質問いたしましたが、気がつかず答弁漏れでしたのでもう一度質問いたします。

旭市で言えば、古くから誘致担当者は開発公社職員を兼任しております。また、今優秀な上場企業は日本回帰を選択しつつあります。企業誘致専門のプロジェクトチームをぜひ編成すべきではないでしょうか。

5番目として、消防団の再編について。

9月定例議会と同じ消防団の再編についての質問を申し訳なく思っております。

近隣の市をうかがいますと、銚子市が600人台、合併した匝瑳市が700人台から500人台、横芝光町が800人台から500人台となっております。同じように各市、町にも総務省の通達があると思いますが、我が旭市も昨年合併した市です。また、過去に私の区でも10年ほど前に二・三年にわたり、代々の区長が行政に隣接区にとお願いしていたところ、行政は区に、区は行政にと責任逃れに明け暮れ、とうとう再編はできませんでした。財政力指数0.487が示しますように、速やかな再編をお願いいたします。

また、新しい消防自動車の配備計画が本年度予算にあります、これを今進めると再編計画に多大な支障を来すものと思います。また、既に4か所ほど配備要望があると聞いております。本当に再編を先延ばしでよいのでしょうか。今年度の配備計画を含め、市長のお考えをお示し願えればと思います。

6番目として、野菜王国千葉の暖房機補助制度について。

石油高騰の中、暖房機の補助が3分の1あると、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構、NEDOの補助金事業ですが、詳細な説明をお願いしたいと思っております。

1 回目の質問を終わります。

副議長（高木武雄） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 滑川議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。基本的なことを私の方から、詳細は担当課の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、2 点目の公共事業の入札制度の問題でありますけれども、市の方でもできるだけ市民のプラスになることということで入札制度の改革も配慮をいたしております。ただ、急激にできないという面もございますから、そういったものにつきましては、この後助役の方から答弁をさせていただきたいと思います。

次に、旭中央病院、ごみの焼却場等の建設についての P F I という問題で、ごみの焼却場の問題を私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

もうご案内のように、ごみの焼却場、今匠瑳市、そして銚子市と広域での建設を計画をして進めているところであります。現状では建設場所が決まりまして、これから来年度は環境アセスメント等の整備、あるいは地区住民への説明会等を行っていく予定であります。その後で用地の取得等の段階に入っていくわけでありまして、P F I 等の問題についても担当の方でこれから詰めていく問題であります。P F I がいいのか、あるいは公設民営がいいのか、さまざまな面を配慮をさせていただいて、そして最も市にとってプラスになるような、市にとってといいますより、3 市にとってプラスになるような形で進めていきたい、そのように思います。

先ほど一部事務組合もあるというお話であったんですけれども、この建設等に関しましては、多古町は香取市の方へ、そして光町は山武郡の方へ入ってまいりますので、実質は3 市での建設、そのような形になっていきますのでよろしく願いをいたしたいと思います。これからしっかりと3 市で相談をして、一番いい方法を講じていきたい、そのように考えております。

それから市役所職員の機構改革で、部長制のメリット、デメリットというご質問でございましたけれども、合併の協議会の中では当初部長制は敷かないということで決定をさせていただきました。そして必要に応じて部長制を導入していくという形で決めてあるわけでありまして、現状ではまだ部長制については検討を開始をいたしておりません。現状の中でいろいろ各課の連携等がとりにくい面があるということもございますけれども、そういっ

た面が目につきましたら、どうぞひとつ議員からご指摘をいただいて、そういったことのないように努めていきたい、そのように考えております。部長制も必要に応じてきちっと検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、優良企業等の誘致の専任班を設置をしたらどうかという問題でございますけれども、鎌数の工業団地に関しましては、所有が県の都市開発公社であります。そういった意味でどうしても県との相談の上で進めていかなければならないという点がございまして、そんな意味で担当の方で、常に県と相談をしながら進めているわけでございます。同時に、私の考えではこの企業の誘致で一番力を発揮していただけるだろうと考えますが、いわゆる金融関係が一番そういった面では強いだらう、そう考えまして、市内の銀行あるいは農協に加わっていただいて、そこにお願いをさせていただいて今鋭意進めさせていただいております。

先日も銚子におりますヤマサの方から少しお話があったんですけれども、残念ながら一番奥に屠場があるということで、少し環境が悪いということで断られてしまうというような問題もございまして、頑張ってはいるんですけれどもなかなか思うようにいかないというのが現状であります。これからも精いっぱい力を尽くしていきたいと思っておりますので、よろしくご指導とご協力をお願いをさせていただきたいと思っております。

次に、消防団の再編の問題でありますけれども、この問題は、私の方もできれば合併をして消防団の団員の数をもう少し減らすことができれば、そのように考えているわけでありまして、消防団の統合というのは単に行政の方から推し進めればよいという問題だけにまいりません。当然総務省からのお達しもあるわけでありまして、この辺は機能別の消防団員の制度等も利用させていただきながらできるだけいい形をとっていきたい、そのように考えております。ちょうど消防団の皆さん方の方でもいろんなご心配をいただいているようでございますから、消防団の方でもいろんな案を出していただきまして、それを区の皆さん方としっかりと検討していきたい、そのように思いますし、議員からご指摘がございましたように、これから消防庫等の建てかえ等の問題が生じてまいりますと、当然その時に統廃合という問題も取り組んでいかなければならない問題でありますから、そんなことをしっかりと考慮しながら、この消防団の再編については進めていきたい、そのように思います。

そういった中で一番問題になりますのが、地区の皆さん方の統合していただける気持ちというのが一番大事になるだろう、そのように思いますので、そういった面でもひとつ議員の皆さん方のご尽力をお願いをしたいと思います。

ちょうど滑川議員の地元の問題も出たわけでございますけれども、本当に今ちょうど滑川

議員の地元で1つの部を持っていただいているわけでありまして。あの中で1つの部を持つというのは非常に大変だろうと思いますけれども、実際に進めてまいりますと、そういった中でかつて一緒にという話を持ちかけた時に断っておいて今になってというような話もございまして、そういった感情というものもきちっと直していかなければ統合には結びついていけないと思いますので、それには本当に地区の皆さん方の融和というのが一番大事だろう、そのように思いますので、そういった面でのご指導もお願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

副議長（高木武雄） 助役。

助役（重田雅行） それでは、私の方からは公共事業の入札制度の改革に関しまして電子入札の問題についてお答えいたします。

電子入札がなぜ導入が4年先になるのかというご質問でございましたけれども、電子入札につきましては、現在県が運営主体となって、各市町村が参加して共同利用するシステムが今年度、平成18年度から導入されております。県内では7市が平成18年度からこのシステムを導入しておりまして、今後平成19年度から22年度の間で導入を予定している市町村が旭市を含めまして19団体ございます。また、県内ではこのシステム以外に単独で実施しているところが4市、また実施については今未定だということところが14団体ということでございます。

旭市といたしましては、導入に伴って業者への影響も非常に大きいということもございまして、昨年市内の業者等に電子入札について聞き取りでございまして、調査を実施しましたところ、大きい業者の方はある程度対応可能だということもございましたけれども、中小の企業につきましては難しいというようなことがございました。ただ市の方針であれば検討はしたいということで回答をいただいておりますので、それらのことを踏まえまして導入については段階的に進めていきたいというふうに考えております。

現在のところ、手続、入札等を郵送で行うダイレクト型制限付き一般競争入札というのがございまして、取りあえずそれを導入することについて検討を始めたところもございまして、その状況、それから先ほど申し上げました県のシステムを導入した他の団体の状況も見ながら、平成22年度に県のシステムを正式に導入していきたいというふうに考えております。

現在そういう予定ではございますけれども、22年度にこだわらず可能な限り早く導入できるようには努力していきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

副議長（高木武雄） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 道路に関する2点についてお答えいたします。

1点目、4メートル以下の生活道路の舗装についてのご質問にお答えします。第1回から第3回の定例会、そして今回一般質問、同様の答えとなることをお許し願いたいと思います。

市道の舗装につきましては以前からお答えしているとおり、道路幅員4メートル以上を原則とします。しかし、建物、地形、地権者の同意が得られない等、特殊事情があって、幅員4メートル以上で拡幅できない場合は狭隘道路取扱要綱により、道路舗装や側溝工事等を行うこととしております。それぞれの路線のそれぞれの事情を考慮して、地域間格差の解消に努めたい考えでございます。

次に、2点目市道認定の件でございますけれども、これはきっと足川岡宝持院の西側、延長約100メートルの未舗装市道ですけれども、このことだと思えます。この路線につきましては、次の3月議会で議決を求める予定で今検討しているところでございます。市道路線の認定議案は特殊事情を除いて、例年3月にまとめて行っているということでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

副議長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 旭中央病院についてのPFIの導入についてお答えを申し上げます。

病院側でこのことにつきましては検討しておりますので、その考え方をお話ししたいと思っておりますけれども、PFI事業はご案内のとおり、設計、建設、維持管理、運営等の業務におきまして民間のノウハウを活用することにより、支出の削減、あるいはサービスの向上ができるというふうになっております。病院事業におきましては、設計、運営等に病院の医師あるいは看護師等の意向が十分に反映された質の高いものを確保する必要があるというふうを考えております。また、24時間応需の救命救急センター、高度先進医療や不採算医療等、地域の基幹病院として政策的な医療も実施している病院でございます。このため民間のノウハウを活用できる分野というのは、実はほとんどいわゆる周辺事業のみということになりました。VFM、バリューフォーマネーというふうに言われておりますけれども、この効果が出にくいというふうを考えております。

それから事業期間ということですが、一般的にPFI事業の契約は15年ですとかあるいは30年間というふうな非常に長期化する例が多うございまして、支出負担の平準化、あるいは施設の質の確保を、そういった期間内で期待されているということでございます。

一方で、医学あるいは医療につきましては、学術的あるいは技術的な革新というものが本当に日進月歩ということで進行しております、それに比較しますと長期間で事業契約をすることはこのようなテンポの速い技術革新あるいは環境の変化への対応という点でいま一つ問題があるのかなというふうに考えております。

医療機関のPFI事業化の実例、何件かございますけれども、まだ比較的国内では少なく、既に実行された一部の事業結果につきましては、いわゆる病院界でいろいろな情報もございますけれども、どうも当初の目的を達しているとは言えない状況下にあるというふうに言われております。

それから、今回の再整備事業へのPFIの手法の導入ということですが、先ほど申し上げましたように、VFMの効果の期待がそれほど高くないということ、それから他施設での高評価もまだ得られていないということから、現時点では従来手法に加えてさまざまなコスト削減の手法をミックスする形での実施が望ましいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の暖房機の補助制度につきましてお答えさせていただきます。

この事業につきましては原油の高騰によりまして、農業者の支援策としまして平成17年から国において実施をされているものでございます。国におきましては過去の例にとらわれないというようなことで、実は農林水産省の予算ではなくて経済産業省の予算、これを活用しまして農業者の支援を行う。経済産業省の中の資源エネルギー庁、ここの予算をもちましてエネルギー使用合理化支援事業というようなことで、仕組みをさせていただいてある事業でございます。

この中で、高効率暖房機の導入をした場合に、国が3分の1以内の金額を農業者に支援をする、そういう事業になっております。具体的な内容につきましては、1%以上の省エネ効果を持つ暖房機を買い替える場合に国が支援をする、そういう制度でございます。ただし、これにつきましては、農業者が手を挙げていただいて、事業主体は農業共同組合、これに限定をされております。本市におきましては、17年度に32台、18年度に49台、こういう導入実績がございます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 多岐にわたりどうもありがとうございました。

最初に、企業誘致のことなんですけれども、県の企業庁は県内に10近くの工業団地を持っているわけですよね。実際に旭市のためにだけに企業庁が動くとは考えられません。ですから市長の答弁ですが、やはり十何年にわたって最終的に県の企業庁の方に責任があるよということではないと思うんですよね。やはり県の企業庁は、もっと先ほどの事務部長のお話ではないですけども、VFM、これ、やはりコストの高いところが先に企業を紹介していると思うんですよ。旭市はそれの中で見れば最低の方に近いコストで団地ができていますから、そこに話を乗せてくるのは最後の方にやっぱりなるんじゃないでしょうか。ですから旭市としては、やはり企業庁に頼らず旭市の持ち前の力でぜひ企業誘致をしていただきたいというのが私の考えです。もう一度答弁をできればお願いしたいと思います。

それと電子入札ですが、私は電子入札を速く進めろといているわけではないんです。例えば指名入札の窓口の拡大ということは、今まで限られた企業しか入れないものがもうちょっと窓口を、ハードルを下げただけであれば、今まで1,000万円の仕事でもできなかった企業が入れるようになると思うんですよね。だから選定してあってもやはり倒産企業が出るわけですから、これは選定したからその中で確実に安定してできるということはないと思うんです。これについても保険は掛けてあるわけですから、もっと小さい企業にもハードルを下げてください。地産地消でも結構じゃないですか。指名入札の窓口を広げていただけてももっと入札の落札価格が下がると思うんで、その辺のことをもう一度お願いいたします。

それと道路問題ですけども、最初の答弁の方は誰が聞いてもわかりますけれども、私が言っているのは、こういうことでいいということであれば、ぜひほかの地域にも要するに拡大していただきたいんですよ。課長は自らいつも5つの条件がありますよ、その条件を1、2、3、4、5と、それ以外ではなかなかできないと言っていますけれども、これはその条件のどの辺に入っているんでしょうか。

それで4メートルにしないと舗装にならないということであれば、今まで4メートルになっていないということは、ほとんどの私が調べましたところでは、地権者のところに行って断られたらほとんど行かないんですよ。行かなかつたら道が広がるわけではないでしょう。で、それが問題であれば、3メートルでも取りあえず舗装しておいたっていいじゃないですか。で、市長がいつも言われますように、4メートルでないと車両交換ができないのであれば、

賛成してくれるところを、例えば車を待避線ですか、5メートルで2メートルくらいの幅があっても待避できると思うんですよね。そういうような建設の仕方もあると思うんですよ。これ今要求しているところというのはほとんどが何十年にもわたり固定資産税と都市計画税は全部払っていると思うんですよ、ある程度のレベルの方は。そういうところに全然行政のサービスが行かないというのはどう考えても当局がやりたくない、難しいからやらないと。民間で難しいからやはり当局にお願いしているのが市民ではないでしょうか。再答弁をお願いいたします。

あと中央病院につきましては、これからも先ほど申しましたように、購入物件の随意契約が多いということですので、なるべく窓口を広げていただきまして、指名競争入札を多くするかということによりまして、もうちょっとコスト削減の努力をしていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

副議長（高木武雄） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 細部にわたっては、同じように担当課からお答えをお願いをさせていただくことにして、基本的な姿勢をお答えをさせていただきたいと思います。

まず企業誘致でありますけれども、現在でも精いっぱい努力をさせていただいているつもりでありますけれども、議員方にもいろんな知り合いの企業等で旭市に進出をしてくれる、そういった企業がございましたら、どうぞこういったところをという格好でご紹介をいただければすぐに担当の方に伺わせますもので、そういったご協力をぜひお願いをさせていただきたいと思います。これからも企業に詳しい金融機関等を通じて、より一層進めてまいりたい、そのように考えております。

それから入札制度の枠を広げてという問題でありますけれども、いろんな意味で枠を広げられるところは工夫をさせていただいております。で、地元の大工さんといいますより、建築屋さんで対応ができるようなところはぜひひとつみんなでグループを作っていただいて、申し入れていただければきちんと市の方でも対応できるようにさせていただきます。そんな話もさせていただいて進めておりますのでご理解をいただきたいと思います。

それから道路舗装の問題でありますけれども、1回行って駄目だったら逃げてしまうというようなことは絶対にありません。いろんな問題でその道路が個人の名義になっていたりというようなことで、本当に進まないところというのがあってございまして、そういった

ところのご理解をお願いをさせていただくと同時に、できれば議員方にお手伝いをいただいでご了解をいただければ、一番道路を拡幅をしたりなんかして舗装をしていただければ、一番便利なのはそのわきについた皆さん方が一番ご利用いただけるわけですから、もう市の方では積極的にやらせていただいているつもりでありますけれども、そういったところがありましたら議員方のご協力もいただきながら進めていきたい、そのように思いますのでよろしくをお願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

副議長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 契約の問題ですけれども、ご指摘のございましたコスト削減努力ということを努めてまいりたいというふうに思っております。

18年度に入りましてからは、入札制度につきましてもいろいろと工夫をいたしておりますので、17年度よりはだいぶ改善されてきておりますけれども、さらに今後努力を続けてまいりたいというふうに思っております。

ただ、一般の市長部局のものと違まして、病院の物品等につきましては非常に特殊な物件も多うございますので、中には随意契約で交渉した方がよりコスト削減につながるものもございますのでその点をご理解を賜りたいと存じます。

副議長（高木武雄） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 建設課長に先ほどお願いしたんですけれども。

じゃそのほかにもう一つお願いしたいのは、3月に市道編入は一括してやるとそういうことであれば、地元の方々はそのようなお答えを1回ももらっていないんですよ、今までに私のところに来た話では。じゃ説明責任があるんじゃないですか。3月にしますと4月の時点に言えばよかったんじゃないでしょうか。ただ市道になっているものを編入したり、出したりするものは今までも上程されていますよね。新しく編入については年間1回だけしかやらないと言ったらやらないようにちゃんとその地域に説明責任があると思いますが。

以上です。

副議長（高木武雄） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） はい、申し訳ございませんでした。

それでは、1点目の4メートル未満の道路についても一度お答えさせていただきたいと思えます。

道路整備につきましては、やりたくないということではありません。順位を持ってやりたいという意味なんです。今は認定道路だけでも1,100キロあるわけです。そのうちの65.9%が舗装ですから、単純に考えても400キロが未舗装なわけです。で、我々としましては一番大切だと思っているのは、合併のこの時期ですから、有利な財源を使えるようなアクセス道路だとか連絡道路をまず最初にやりたいと。その次に幹線道路、これをきれいにしたいというのがまずその次なんです。それから生活道路ももちろん大事です。バランスを保つために生活道路も大切です。でもやるときにはやはり広げるということをお願いして、広げるものはとにかく広げていきたいと。で、4番目に狭隘道路、やむを得なくて広げることができないような狭隘道路を4番目にという意味で答えつつもりでございます。

それから、市道認定、3月にまとめてということに対して説明責任があるんじゃないかということでございます。これにつきましては、確かに地元の皆さんからは何回もこの話がありました。足川の皆さんから話がありました。でも、ここの道路をどうして認定しなくてはいけないかという疑問があったわけです。その辺は地元のみなさんとかかなり話し合ったつもりです。で、再度10月の地区懇談会におきましてご質問というか要望がありまして、ならば、これほど皆さんが要望しているのであれば3月議会でやりましょうということは今検討しているわけです。決して説明をしなかったというわけではなくて、なぜあの道路が認定なのかなということで議論してきたつもりであります。どうかご理解のほどをお願いします。

副議長（高木武雄） 滑川公英議員の一般質問は終わります。

林 七 巳

副議長（高木武雄） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（5番 林 七巳 登壇）

5番（林 七巳） おはようございます。

5番、林七巳。

第4回定例会の一般質問の機会を与您いただきありがとうございます。私は、大きく2点の面から質問させていただきます。

1つは前も質問したと思いますが、三川西部地区における区画整理について、もう一つはコミュニティバスの運行についてでございます。

それでは、三川西部地区についてお尋ねいたします。

この前の質問の時に、市長は生まれ育ったところですからなるべくよくしたいという答え

がありました。それでその後の進歩状況や、また今後の取り組みについて質問したいと思います。

まず区画整理についてどうしてもお金がかかりますから公共用地の取得が可能なのか。また、反対する人への賛成してもらうためにどのように取り組んでいくのかお聞かせ願いたいと思います。

それに、コミュニティバスの運行について。このバスはどちらかといいますと交通弱者が利用しているようなバスですので、ぜひとも商店振興の面も絡めて、今まで中央病院に入ってきたバスは帰りに旭の中央商店街や、また旧町の商店街のところに停留所を設けてバスの便利性を高められないでしょうかと思ひまして、1点質問します。

それと、病院は旭中央病院だけではなくて、周りに、ジャスコのところにも歯医者や病院があります。また、東総復興のビルにもまた周りにもたくさんの病院やクリニックがあります。そこへの運行もできないのか。この2点を質問させていただきます。

再質問は自席でさせていただきます。

副議長（高木武雄） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、林議員の質問につきましてお答えさせていただきます。

三川西部地区、これはいわゆる飯岡バイパス沿いの水田を中心とする農地でございます。ここにつきましては、現在推進委員会が立ち上げされておまして、その推進委員会の中でいろいろ議論をされまして推進活動をされております。特に議員の質問にあります公共用地等の生み出しということでありまして、実は土地改良事業、昭和47年に法の改正等がありまして、このほ場整備事業を実施する際に、非農用地の創設という制度がつくられております。これは例えば100町歩ある農地の中で例えば3%、それぞれ農家の方に放棄をというんでしょうか、生み出していただいて、換地は97%で自分の土地はいいよと。あと3%はみんなで使おうよという。そうしますと100町歩の中で3町歩が実は集団的なところに換地をされます。これを農家の負担の軽減にあてるというそういう制度が制度化されております。

この制度につきましては、土地所有者の方全員のご理解がないとなかなかこういう事業ができません。そんなことで、ひとつ推進委員会の中で大いに議論をしながら所有者の意向の中で踏まえてこれから検討を進めていきたいなと、そういうふうには実は推進委員会の中でも議論されております。

それと、反対者への実は説得ということでございます。何名か実は反対もいるよというこ

とでいろいろ聞いてはございます。そういう反対する方のいろんな反対する理由、そういうものもしっかり把握しながら、どういうことであれば賛成していただけるのか、そういうことも併せて聞きながら説得に努めていきたいなとそういうふうに考えています。

ただ、この事業につきましては、実は県営事業で進める予定でございます。県の指導課であります農林振興センター、それと併せまして本事業につきましては土地改良区がございませう。そことの連携をとりながらこれから進めていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

副議長（高木武雄） 企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、林議員のコミュニティバスに関する質問についてお答え申し上げます。

まず1点目として、商店振興の面からバスが中央病院へみんな行っているんだから、帰りにそれぞれの商店街寄れるようにしたらどうだという点、それから交通弱者の利用ということで病院だけではなくて、中央のほかにも病院はたくさんあるだろうと、そういうところもうまく回れるようにできないのかというようなご質問だと思います。

実際のところ、各市、町で運行しておりましたバスをそのまま今は引き継いでやっているような状況でございます。この再編につきましてはアクションプランにものせてございませうとおり、市内全域の見直しを含めて再編していくということで、これはもう1年半ほど時間をいただきまして実施していく、そのようなことになっておりますので、その時にはまた改めてよくルート設定をしていきたいと考えております。

ちなみに旧町のバスでございますけれども、それぞれ主要な本線、いわゆる主要道路を通過するような形でございませうので、その部分には主要な商店は張り付いているのかなという感じはしております。

それと1点、旧旭市を走っております旭地区のルートでございますけれども、銀座商店街周辺の停留所の乗車実績をちょっと調べてみました。この半期なんですけれども、旭駅から旭の銀座通り、千葉銀入り口とかあるんですけれども、その辺で乗車した方、降車した方、合わせますと6,069名ということで、半期の中で見ますとそこにかかわって降りた方が約4割ぐらいいらっしゃるというような状況でございました。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 林七巳議員。

5番（林 七巳） 区画整理についてですが、この前議員が食事をするために三川の田んぼ

のところを通過いただき、そこにコウノトリがおりまして、このようなすばらしい自然のところですので、でも農業をするには一番やりづらいところなんです。そこを確かに自然がいっぱいあるからコウノトリが来るんでしょうけれども。でもそこを使っている農家というのは、早くこういう話が出たら早く進めてほしいというのが推進している人たちの声なんです。ですからもう少しギアチェンジを入れていただき、スピードアップを図れないものかと思ひまして再度質問したわけです。

それにコミュニティバスについては、各旧町が運行していたバスもやはり商店街とまっていたいただいて、ましてや今度はプレミアがついた商品券を発行しているわけですから。少しでも商店街を利用できるように運行のあれを考えていただきたいと思ひます。それにまた、病院を回る時も、病院マップみたいなものを市で作っていただいて、そこをどういうふうに戻るかという考えもしていただきたいと思ひます。

先だって病院であるおばあさんに行き会いまして、中央病院のほかには違う病院に行きたいんですが足がないと。そこへぜひ通していただきたいと。もし例を言えばサンモールの近くにある病院に行きたいと。でもそこに足がないと。で、サンモールの近くの病院に行ったら、帰りに孫に弁当のおかずを買って、ジャスコで行けると。そういったお話も聞きましたので、ぜひともそのようにできれば運行してもらいたいと思ひます。

それに公営企業常任委員会で熊本の方に視察に行った際に、熊本の済生会病院では、90%周りの病院に患者さんを紹介すると。そういった例もありますので、今中央病院が3,500人も1日に来てごった返しておりますので、ぜひそういった面からもできないかなと思ひまして質問いたしました。

副議長（高木武雄） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、林七巳議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、三川西部地区の整理の問題でありますけれども、整理をしていく上で一番大切なのは、毎度申し上げることでもありますけれども、地権者の同意という問題が一番大切であります。同意をいただく上で一番力になっていただけるのは地区の役員の皆さん方だろうと思ひます。役員の皆さん方に大変なご努力をお願いするわけでもありますけれども、ぜひ地権者の皆さん方の同意をいただけるようにひとつご配慮をお願いしたいと思ひます。その上で、市役所の職員でお手伝いができる場所があれば、遠慮なくこういったところを少し手伝って

くれないかというようなお話をいただければ、精いっぱい努力をさせるつもりでございますのでよろしく願いをいたしたいと思います。

コウノトリの話も出ましたけれども、私も拝見をさせていただきました。ああいった自然を残すというのも本当に素晴らしいことのひとつだろうと思いますけれども、議員のおっしゃられるように農家の皆さん方にとっては排水のよりいい、作業のやりやすいところで仕事をしたいというのは率直な思いでありましょうから、そういったこれからの旭市の農業を担える皆さん方が喜んでくれるようなほ場を作ることですから、精いっぱい努力させていただきますのでよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、コミュニティバスでありますけれども、本来であればそういった交通弱者の皆さん方のために市内くまなく走らせてやることができれば、我々にとっては本当に市民の皆さん方のニーズに応えるということで非常にいいんですけれども、残念ながらもう1台1,000万円ずつもお金を持ち出さなければならぬというような状況の中で、本当に市民の皆さん方の要望の強い、利用頻度の高いところだけしか通してやるできないということを実際に残念に思うんですけれども、その辺のご理解をぜひお願いをしたいと思います。そういった中でできるだけ配慮をして、市民の皆さん方に喜んでいただけるように頑張ってはまいりますけれども、限界があることもご理解をいただきたいと思います。

以上です。

副議長（高木武雄） 林七巳議員。

5番（林 七巳） 三川地区の区画整理についてなるべく早く進めてほしいと要望します。

それと要望ですのでお答えはいいませんが、この病院と質問ありますので、中央病院に対してはなるべく問題を作らないようお願いしたいと思います。

以上です。

副議長（高木武雄） 林七巳議員の一般質問は終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

副議長（高木武雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平野忠作

副議長（高木武雄） 引き続き、一般質問を行います。

平野忠作議員、ご登壇願います。

（3番 平野忠作 登壇）

3番（平野忠作） 議席番号3番、平野忠作です。

12月定例市議会において、一般質問の機会を与您いただき誠にありがとうございます。私は、大きな点3点質問させていただきたいと思います。今までに取り上げられた部分もありますが、私なりの観点から質問したいと思います。

1点目は、パークゴルフ場について。2点目は、道の駅及び農産物、特産物流通センターの計画はあるのでしょうか。3点目は、海岸地先市有地の植栽計画についてお尋ねしたいと思います。

1点目のパークゴルフ場について質問したいと思います。

パークゴルフ場は、富浦学区の中谷里浜地区に現在工事が行われています。九十九里海岸のすぐそばで、全国的に見てもこのように海を見ながらすばらしいロケーションのもとでプレーできるパークゴルフ場はそうはないと思います。全国に誇れるパークゴルフ場になると地元の皆さんも期待しています。市民の皆様をはじめ、県内外のプレーヤーも大勢入場されると思われます。高齢者の皆様方には健康づくりの場、ふれあいの場として、お隣には健康福祉センターがあります。大いに活用させていただきたいと思います。

（1）進捗状況について伺います。9月ごろより基盤整備工事に入られたと思いますが、工事の方は順調にきょうまで進んでいるのでしょうか。それとも何かトラブル等があったのでしょうか。あればお知らせ願いたいと思います。

（2）集客対策について伺います。年間どのくらいの入場者を想定されているのか。プレー料金は18ホールでどのくらいなのか。公認コースの指定を取得して大きな大会を目指していると聞きましたが、どのくらいの規模の大会なのかお知らせ願いたいと思います。

（3）維持管理について伺います。芝刈り、樹木の選定、散水、肥料、農薬の散布等、どれもパークゴルフ場を維持するためには欠かせないものです。その費用と、受付をはじめフロント人員を含めた維持管理費は年間どのくらいになるのかお知らせ願いたいと思います。

（4）地元地区のインフラ整備について伺います。中谷里浜地区の排水、道路問題、そのほかどのような要望があったのかお聞きしたいと思います。また、対応はどのようになされ

るのかお聞かせ願いたいと思います。

2、道の駅及び農産物、特産物流通センターの計画について質問したいと思います。

千葉県は、農業産出額が平成16年までは北海道に次いで長い間全国2位でしたが、平成17年では鹿児島県、茨城県に越されて4位に転落と農林水産省の発表がありました。その主な原因は主力の野菜の生産量の増加で、価格が下がったためだそうです。千葉県の農業生産額は4,161億円、旭市の産出額は412億円、県内のほぼ10%のシェアでございます。旭市では、全国市町村ランキングの売上高で第7位だそうです。県内では断トツの1番ですが、旭市においても価格の低迷を、規模拡大や生産技術の向上で乗り切ってきたわけですが、ここに来て原油高や資材の高騰に悩まされ、農家も大変だそうです。自分の家でとれた野菜や肉、卵、その他の農産物を自分の値段を付けて販売できて、安定収入につながる流通センターを農家の皆さんは希望しています。消費者にも顔が見えて安心ですし、地産地消にもつながり、売れ筋商品の情報の収集及び情報の発信基地としての役割も備え、魅力ある農業を取り持つためにも必要だと私は思います。

また、市長が日ごろ述べている食の郷、交流の郷の柱となるべき特産物流通センターの実現に向けての検討委員会を早急に立ち上げていただきたいと思いますが、お考えの方はどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

(1) 野菜のカットセンター構想について質問したいと思います。市長は、カットセンター構想を考えているそうですが、旭市にはたくさんの種類の野菜や畜産物があります。それらに付加価値を付けて販売することにより、市内の農家の収入アップにつながります。需要についても学校給食、病院関係、事業所、一般家庭その他たくさんあります。地産地消にもつながります。特産物流通センターと同じものでカットセンターが営業されたならば、相乗効果により近隣の特産物流通センターに負けない売り上げが期待できるのではないかと思います。その点もお聞きしたいと思います。

(2) アグリポケットパークの今後について質問したいと思います。広域農道に面した農産物直売館で、平成11年3月にオープンとお聞きしました。最近3年間の入場者、売り上げを見てもやや落ちているものと思われます。インターネット販売が伸びているようですが、直売所の利点は生産農家の顔が見えて、消費者にも安心感を与えることだと思います。アグリポケットパークは品ぞろえ、設備、駐車場等近隣の多古町の道の駅、匝瑳市のふれあいパークにかなり後れをとっているものと思われますが、今後の運営はどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

3、海岸地先市有地の植栽計画について質問したいと思います。

新旭市の海岸地帯は、東は飯岡萩園海岸から西の旧旭駒込浜地先まで10キロ以上に及んでいます。その中に市有地が何か所かあるかと思えます。その中には松林が枯れたり、雑草が茂り、荒れ地になっているところがあります。それらを整備するために植栽をされると思えます。

(1) 新市になられて1年半くらいになりますが、植栽をなされた場所と面積はどのくらいになるのでしょうか、お知らせ願いたいと思えます。また、植栽をなされたのはどのような樹木なのか。1平方メートル当たり何本くらい植栽をなされるのでしょうか、お知らせ願いたいと思えます。

(2) 今後の植栽の予定地について。今年度も何か所か植栽の予定があるかと思えますが、どのような場所なのかお知らせを願いたいと思えます。

これで1回目の質問を終わります。再質問は自席で行いますのでよろしくお願いします。

副議長(高木武雄) 平野忠作議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

市長(伊藤忠良) 平野議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、パークゴルフ場の件でございますけれども、細かい進捗状況等については担当の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

今、面整備に入っているわけでありましてけれども、平成20年度には使えるようにしたい、供用開始ができるようにしたい、そのようなことで今進めております。で、このパークゴルフ場の集客対策でありますけれども、まず今グラウンドゴルフが非常にさかんです。グラウンドゴルフに取り組んでいる層の中でも若い皆さん方をお願いをさせていただいて、そしてこのパークゴルフ場ができた時には、1つの会員制の協会でも作っていただけたらということをお願いをしております。非常に皆さん方積極的に周りのパークゴルフ場に出向いてプレーをしていただいたり、ということで今いろいろと視察をしてくれているようです。

この間も行き会いましたら、グラウンドゴルフよりはずっとおもしろいなということで、大変楽しみにしていただいております。そんなことで、これからはそういった皆さん方と相談をさせてもらいながら、できればオープンができる時が見えてきたら、運営委員会を作ったりして、きちっとした形のものを作っていききたいな、そのように思えます。

できれば、ご利用なされる皆さん方の力をかりながら、維持管理等にも努めていきたい、

そのように思っておりますし、すぐそばにございますかんぼの宿、あるいは飯岡荘にもこれができたらそれに関するお客を誘致をしてもらいたい、そのようなことでお願いをさせていただいております。特にすぐそばのかんぼの宿に関しましては、あの上から見る、今パークゴルフ場の建設にとりかかりましたあの辺というのが、本当にもうごみ捨て場で大変な状態でございますから、そんな意味でも景観もよくなりますし、非常にかんぼの宿に来るお客さんにはご利用をいただけるのではないのかと思っております。

基本的なパークゴルフ場を造る考えは健康づくりでございますから、そういった意味でできるだけ大勢の皆さん方にご利用していただけるような配慮をしていきたい、そのように考えております。

それから2点目の問題でありますけれども、まず野菜のカットセンターでございますけれども、今農水産課に担当していただいて、農家の皆さん方といろいろな工夫をしていただいております。で、一番早くこういったものが作れるというのは、いわゆる大手のそういった関係のところをお願いをすれば一番早いわけですがけれども、できれば農家の皆さん方のプラスになるように、で、いつも申し上げますけれども、学校給食なんか利用する時には、子どもたちの給食費にも若干、給食費を下げることができるような配慮もできたらと考えておりますから、そういった面での今検討をさせていただいております。

平野議員からの質問の中でもございましたように、本当に今野菜がこういった暖かい気候にもよります大変な痛手を受けております。キャベツからホウレンソウから、大根から捨てなければならないというような状況にあるわけですし、そんな意味でも捨てる品物だからまずいというわけでは決してないわけですから、加工することによって利用ができるというようなことであればそういった工夫もこれからしていきたい、そのように思っております。いつも申し上げますように、A級品は市場に出していただければいいし、少し落ちる品物をそういった形でカットをさせていただいてご利用できれば農家の皆さん方も少しでもプラスになるわけですから、そういった配慮をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、将来的にはそれを進めて、肉から野菜から魚から、すべてセットで供給ができるような形もとれば、そのように考えております。

それから、アグリポケットパークの問題も出ましたけれども、この問題は今の段階ですと、いわゆる小規模な農家の皆さん方が加工をしたり、少量作った野菜をあそこへ並べるという形で、大手の農家の皆さん方の品物が並ぶというところまでにはまいっております。そういった意味で、こういったものもこれからどのくらいの利用客があるのか、そういったもの

も見ながら取り組まさせていただきたい。

それからアグリポケットではございませんけれども、今かんぼの宿をお願いをさせていただいて、そしてかんぼの宿で農産物を並べさせていただいてお客さんに買っていただく、そういった方法も取り始めました。そういったものをこれからはその地域の皆さん方にも少し呼びかけをさせていただいて、朝市等を開いた時には周りの皆さん方も来て購入をしていただければ、そんなことも考えておりますし、今飯岡荘での野菜から果物の販売の枠等も広げていきたい、そのように考えております。

また、今度はもう一步進めて曜日を決めて、朝市等も開ければ、そんなことも考えておりますので、議員方にもいろいろなご意見、ご指導をいただきながらこういったものを進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、食の郷等の検討委員会ということでございますけれども、これも建設経済常任委員会等に相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

私の方からは以上です。

副議長（高木武雄） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） パークゴルフ場の進捗状況について申し上げます。

先の政務報告でも申し上げましたとおり、去る8月にパークゴルフ場の工事に着手いたしました。が、工事施工業者が10月に倒産になりました。で、急遽再度工事請負契約事務を進めまして、11月に新たな業者と工事請負契約を締結いたしました。この間約1か月程度の遅れとなりましたけれども、工事の再開に当たりまして工程会議を綿密に行いまして、工事の進捗を図り、予定した工期内での造成、それから植栽、芝張り工事を現在進めております。

また、それから関連の旧福祉センター、勤労青少年ホームの解体工事につきましては、順調に進んでおりまして年内には終了する予定でございます。

それから倒産しました工事請負業者との工事請負金額につきましては、履行保証保険契約によりまして、保証会社から保証金が納入されておりますので、これに対する市への損害はございません。

それから、集客対策についてでございますけれども、パークゴルフ場の利用者につきましては、他の施設では数千人程度から、多いところでは数十万人という利用者がありまして、非常に幅が広く、予測は大変難しいところでございますけれども、ルールも簡単で、誰にでもできる軽スポーツでありますので、市民の皆様ぜひ利用をしていただきまして、健康づ

くりの促進に役立つよう大いに普及を図ってまいりたいと考えております。

それから全国のパークゴルフ愛好者、来遊者のアピールのため、ホームページやパンフレット等を作成しまして、PRを努めてまいりたいと思います。

なお、パークゴルフ場の設置に当たりまして、先ほど市長の方から申し上げましたとおり、庁内に検討委員会を設けましたので、この中でさらに利用促進をできるような運営方法や利用人数の見込みや利用料金等につきまして、十分検討してまいりたいと考えております。

それから、維持管理についてでございますけれども、維持管理費としましては、施設の運営などの日常的な管理、それから植栽の維持管理などの費用が必要となりまして、これらを合わせました全体費用ですと年間約1,500万円ほどの経費が必要かと考えております。中でも芝生のメンテナンスが最も重要かと考えております。これに要する費用としましては、同規模の公園維持管理費用と同程度であります。また、国際パークゴルフ協会公認などの各種大会を開催するに当たりまして、適切な運営と維持管理は欠くことはできないものと考えております。オープンまでさらに経費の削減のための適切な維持管理につきまして、どのような方法がよいか勉強してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 建設課長。

建設課長（米本壽一） パークゴルフ場周辺の道路排水路の地元要望に対する整備計画につきましてお答えいたします。

まず、道路につきましては、パークゴルフ場の北側沿いに幅5メートルの東西道路をゴルフ場整備事業の中で行います。具体的にはあさひ健康福祉センターから中谷里浜野球場まで約400メートルの区間であります。

次に、大雨のたびに住宅が浸水すると、その対策について地元地区から強い要望のありました排水整備につきましては、パークゴルフ場を横断する形の暗渠による排水路を整備する計画です。具体的には、芝張りの前にパークゴルフ場の下を今年度に工事し、その他の部分につきましては来年度からというような計画です。区間につきましては、そこに実川水産という水産加工屋さんがあります。そこから海岸、護岸北側までの約400メートルの区間でございます。

以上です。

副議長（高木武雄） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問の中でちょっと市長の答弁と重なりますけ

れども、直売施設に関しまして最初にご回答をさせていただきます。

市内では、先ほど議員質問ありました農産物の直売館と併せまして、実は広域農道沿いに「よっぺい」という、地域の表現で、そういう施設直売館が本年オープンをいたしました。これは食彩ガーデンのところでございますけれども。それから新川沿いにありますあんしん村ですか、実はこういう3つの大きく直売されている組織があるわけですが、これらの方々に一堂に集まっていただきまして、それぞれ競争をするということではなくて、品ぞろえをうまく連携をできないかなということで、3つの組織の協議会を立ち上げをさせていただきます。それで無いものにつきましてはそれぞれ譲り合っていていただいて、お互いに伸びていこうというそういう組織でございます。

この組織の中でお客を待っているということではなくて、先ほど市長が言いましたように、一番お客層がいるところに打って出ようということで、11月からかんぼの宿に毎週日曜日、7時半から9時半まで農産物を持参して直売をしております。主に1回当たり、聞くところによりますと、実は6万円から7万円くらいは売れているというようなことで、お客を待っているよりは売れるよという評価があります。主なものとしましては、お米ともちの加工が結構売れているというようなそういうことでございます。そういういろんな方々の取り組みにつきまして、今後市としては支援をしていきたいなというふうに考えております。

それと保安林の関係でございますけれども、新市になってからの保安林の植栽でございますけれども、神宮寺地先の市有保安林、ここ1か所につきましては2,800平米を整備させていただきました。

それと、これからのいろんな保安林の整備計画でございますけれども、本年から19年で、神宮寺地先で約4,200平米の整備計画をしますのと同時に、20年からは中谷里地先の方に9,500平米、そういう整備計画で事業を実施してまいりたい、そういうふうに考えております。

あと、保安林の主な樹木でございますけれども、クロマツを中心としながら、トベラあるいはハマヒサカキ、あるいはマサキ、そういう樹木を1平米当たり1本程度植えてございます。

今後につきましては、本年は特に保安林を地域の方にかわいがっていただくということで、地元の方にも協力をいただきながら、さらには地元の子どもたちにも協力していただいて、直接地元の方に何本か植えていただくような、自分が植えたよという意識を持っていただいて将来かわいがっていただく、そういうことも18年度の事業の中で検討していきたいという

ことで現在進めております。

いずれにしても保安林、大切なものでありますので、地元の区長さんをはじめ、地元の方々と十分話し合いながら県の林業事務所といろいろ連携をとって進めていきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

副議長（高木武雄） 平野忠作議員。

3番（平野忠作） では、パークゴルフ場の件について何点かご質問、また農産物の方にも質問させていただきたいと思います。

まず、パークゴルフ場の今課長が検討委員会ということを書いていましたけれども、メンバーは何人くらいなのか、それとも月1回とかあるいは2回とかそういう検討委員会はもう既にやっているものなのかどうかを1点。

また、排水計画の件でございますけれども、ゴルフ場の中を1本通してくれるということでございますけれども、特に旧あさひ荘の周辺の県道の飯岡一宮線に近い方の集落は、通常でも相当の大雨で浸水する可能性がございます、今度ゴルフ場ができますと、ゴルフ場の位置というのが非常にそれより高いために、私の考えでは堤防の役目をするのではないかと、ますますその辺が水浸しになる可能性があると思われまますので、その点はどのようにお考えになっているのか。

それと、このパークゴルフ場に通じる道が4本程度あるかと思えます。その中で4メートル以上で車が優に交差できるのは、ゴルフ場に向かう面道路が1本ございまして、あとの3本は車が相手方来るのを待っていて代わるということございまして、特にこの夏休みあるいは少年野球の開催地、サーファー、あるいは1本のこの、観光客なんか案内図がわからない場合にはこの近道から集中するということが考えられますので、その道路なんかは通常の、土日でも相当混雑がしているわけございまして、これにゴルフ場のお客さんが加わりますと、收拾のつかないくらいのが考えられるわけですので、できればその辺の標識とか案内図とか、通行がスムーズにできまして、しかも来客、ゴルフ場に行きたい人がスムーズに、ああよかったなと思われるようなそういうあれをつけていただきたいと思います。

それとアグリポケットパークのことでございましてけれども、これからもこの運営は続けていく所存なのか。それとももうちょっと大きく旭市をアピールするためにお考えになっているのかどうか。

参考までに一応この近隣の直売センターとアグリポケットの売上高と入場者が分かるもの

で、ちょっと時間をおかりしまして比べていただきたいと思います。私の方から発表させていただきます。

これは農水産課のしおりでございまして、アグリポケットパークに関しては、平成15年が入場者2万3,000人、売上高が2,380万円。平成16年が2万300人、売上高が1,930万円。平成17年が2万2,500人で、売上高が2,160万円でございます。ちなみに近隣のふれあいパーク、あじさいの里、多古、くりもとの紅小町、蓮沼のオライはすぬまということで、これも順次ちょっと参考のために言いたいと思います。

ふれあいパーク八日市場、去年の17年度のレジ通過者、実際に品物を買った人なんですけれども、約50万人、売上高が6億円。道の駅多古あじさい館、46万人、売上高が7億6,000万円。道の駅くりもと紅小町の郷、約23万4,000人、売上高が3億5,000万円。道の駅オライはすぬま、これは17年3月から18年11月まで、1年半ちょっとでございます。入場者が70万人、売上高が3億3,300万円。いずれもこれらと比較しますと、私どもの直売センターはかなり劣っていると申しましょうか。そんなわけで、これらと比較してお考えはどのようになさっているとかわかればお話をさせていただきたいと思います。

副議長（高木武雄） 平野忠作議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） パークゴルフ場の検討委員会の件でございますけれども、先月に運営委員会設置要綱を作りまして立ち上げたところでございます。まだ開催してございません。これは庁内メンバーとしましては、庁内関係5課で、それから外部の団体、検討委員会には入ってございませんけれども、庁内で検討した意見をさらに外部の各種団体、それから学識経験者の方に意見を聞く予定でございます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 排水計画でございます。パークゴルフ場を横切っている排水が東側に今1本、強力なのがあります。それから西側にも1本あります。今度計画しているのはその中央を結ぶより大きなものを計画しています。先ほど議員言われましたパークゴルフ場は今度はせき止めてしまうような地形になるよということは十分調査しながらやりたいと思っていますのでよろしくお願いします。

それと2点目、私先ほど東西道路の話をしましたけれども、南北道路3本のことなんですけれども、あの中谷里浜地域というのは地図と現況がかなり違っております。したがって

て、拡幅するというのが非常に困難であるというのは地元の方々には要望が強いんですけどもよくわかっているはずなんです。したがって、議員が先ほど言われました案内図とかそういうものをうまく使って混乱させないようにしなさいよということは、この辺はよく担当課と協力しながらやりたいと思っています。

以上です。

副議長（高木武雄） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、農産物直売館の今後ということでございますけれども、実は直売館のメンバー、今本当に張り切ってやっています、法人化をしたいというようなことで何度か勉強会を持っております。そういう法人化をきっかけにさらに自分たちでできる範囲内でもうちょっとあそこを活性化しよう。特に昨年、12月から始めまして2か月おきに実はフレッシュ宅配便というようなことで、1つは11品目の野菜等を入れまして5,000円、あるいは7品目を入れまして2,980円、こういう実は贈答用に宅配サービスを実施しております。年間約565件というようなことで今やっているわけですが、いろいろそういう。ただ、先ほど議員がお示しいただきましたいろんな他の市町の施設から比べると相当の数の差はあるということでは考えております。

ただ、特にふれあいパーク等につきましては、あそこは女性の経営者が本当によくやっています。我々市が作って、それを誰かに使っていただくということではなくて、農家の方あるいはいろんな企業の方がぜひ地元の野菜を地元で売ってみたい、そういうものが本当に意欲のある方を待っております。そんなことで、そういう方が本当に集まっていれば国の支援策等を検討しながら積極的に考えていきたいなというふうに考えています。

以上です。

副議長（高木武雄） 平野忠作議員。

3番（平野忠作） 実は、今課長の言っていることもよく分かるんですけども、この旭市は先ほど申しましたように、全国で第7位の売り上げを誇って、412億円の売り上げがございます。できれば私はその2%ぐらいの8億円くらい売れるようなそういう施設を作ればよろしいのかなと思います。それはなぜならばと言いますと、旭市は非常にこのバランスがとれていまして、野菜、畜産、米、花、加工食品、どれをとりますとも大崩れしないといえますか、素材があるということでございますので、ただ、この本市にとりまして、一番後れているものがそういう販売方法で、よその市町村に後れをとっているのではないかと思いますので、その辺をこれからは力を入れまして、特にこの農家は旭市にとりまして基幹産業で

ざいます。そういうわけで少しでも明るい希望とか、若い者にやる気を出させるような施策をこれからとっていただければ、旭市の将来も開けるんじゃないかと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

副議長（高木武雄） 平野忠作議員の一般質問は終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時 0分

副議長（高木武雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木 内 欽 市

副議長（高木武雄） 引き続き、一般質問を行います。

木内欽市議員、ご登壇願います。

（11番 木内欽市 登壇）

11番（木内欽市） 11番、木内欽市です。

順次通告に従い、質問を行います。

まず最初に、教育問題について3点伺います。

いじめ問題については、10月26日に臨時の市内校長会を開いたようですが、その後各学校ではどのような対策をとったのか伺います。

次に、生徒による教師への暴力事件について伺います。先月の27日は千葉市内の中学生が、また、今月5日には市原市内の中学生が注意や指導を受けた先生に暴力を加え、傷害の容疑で逮捕されました。これらはいずれも被害を受けた先生方が警察に被害届を提出して発覚したもので、ほんの氷山の一角です。本市の場合はどうなっているのか、また併せて今後の対応、防止策を伺います。

教育問題の最後は給食費の未納問題です。未納者の件数と金額の報告を求めます。

次に、広域合併について伺います。県が示した平成合併第2ステージの取り組みを見ますと、旭市と匝瑳市と銚子市、東庄町との組み合わせのこの4の地域は、野菜、酪農をは

じめ、県内一の農業生産額を誇り、また、銚子や飯岡の漁港を併せ持つ農林水産資源が豊かな地域であり、通勤、通学は銚子市、商圈は旭市が中心だが、国勢調査の人口は2005年、20万3,915人から2030年の推計人口によりますと、15万6,293人と深刻な人口減が予想される。しかし合併することによって、新たなブランド化と観光を連携させて、共通課題を解決できるとしております。

しかし本市の場合は、1市3町が合併してまだ1年半余り。4月には県でこの件に関して集まりが持たれ市長も参加しているようですが、どのようなお考えか、市長のご見解を伺います。

次に、中央病院について伺います。この件については、過去にもまたこの後にも何名かの議員が質問を行う予定ですが、私なりの角度から質問を行いますのでよろしく願いをいたします。

つい先日も妊婦が病院を19か所もたらい回しにされて亡くなられたというニュースが連日報道されました。こういうニュースを見るたびに近くに大きな病院があるということは大変にありがたいと思うのでありますが、医療面での安心感のほかにも雇用面や経済効果などさまざまなメリットがあるかと思えます。ところがこのメリットはやもするとデメリットに変わります。旭市を語る時に旭中央病院を抜きにでは語れません。大きな役割と責任を持つ旭中央病院。地元にはどのようなメリットがあるのかお伺いをいたします。

次に、クリーンセンターの業務についてお伺いをいたします。お隣の東庄町では、家庭ごみは各家庭がそれぞれ自分の家の前のポリバケツなどに入れて出したり、収集車が1軒1軒集めてくれております。戸別収集という方式なのでしょう。住民にとっては誠に都合のよい便利な方法だと思いますが、その分当然コストも高つくつと考えられます。東庄町がとっている方式と、現在の旭市の方式、どれぐらいの違いがあるのかお伺いをいたします。

最後に、産業まつりについて伺います。合併して2回目ということで、各地域で開催されました産業まつり。今回はだいぶ人手が多かったように感じられました。各地域の産業まつりの人手、どれぐらいあったのか、また今後の反省点、お伺いをいたします。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇をお願いします。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 木内議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず私の方からは、広域合併の件と、それから中央病院の経済効果、メリットということでありますけれども、病院の皆さん方おいでになるわけでありますけれども、自分の評価を自分するのはしづらいということでありますから、私の方から代わってお答えをさせていただきたいと思います。

まず先日、県が示した広域合併の問題でありますけれども、正直今の時点ではその問題を考えるよりも、新しい旭市のまちづくりに全力で取り組みたいというのが率直な思いであります。もう今さら申し上げるまでもなく、今年度いっぱいによろしく総合計画を立ち上げようとしているところでして、正直次の問題までまだ頭が回らないというのが率直なところであります。

議員からご指摘がございましたように、3市1町集まってお話を伺ったこともございますし、それから4月の時点では正直あいさつに行った時に少し触れられただけでありますけれども、その時には今お答えをさせていただいたと同じような返事をさせていただいてあります。取りあえず今の新しい市のきちとした立ち上げに全力で取り組むというのが率直な思いでして、あとはまた議会の皆さん方とも相談をしながら、まだ県の方も正式に示してきたわけございませんから、県の方から正式に提示がございましたら、議会ときちんと相談をしていきたい。そして本当の意味でこれからの地方分権の時代、市がどのような方向に進んでいったらいいのか、きちんと皆さん方と一緒に勉強をしていきたい、そのように考えております。

そんな意味では、今ちょうどごみの広域処理の問題、あるいは中央病院を核とする医療連携、そういった問題を進めておりますから、こういった問題を進めながら3市1町のコミュニケーションがしっかりと図ることができたら、将来的には合併につなげていくことができるんじゃないのかな、そんな思いをいたしております。

次に、中央病院の経済効果、メリットということでありますけれども、もう申し上げるまでもなく、この周辺できちんとした医療体系を敷けているのはこの旭市だけと言いますよりも、中央病院あってのおかげであろう、そのように思います。

ちょうど昨夜も私の義理の兄が少し交通事故に遭いまして、中央病院の方の救急にかかったわけでありますけれども、本当に、風邪が多かったようには思いますけれども、本当に多くの皆さん方が詰めておりまして、少しぐらいの風邪で中央病院の救急にかかったら、むしろ悪くなってしまうんじゃないかと心配するくらい、大勢の皆さん方がおいでになっておりました。そういった面では、高度先進医療あるいはその救急医療等、普通の病院でやったら

とても採算に合わない部門をしっかりと提供していただいているということは、もうこの旭市はおろか、この周辺の住民の皆さん方にとっては、これほど強い安心感はないだろう、そのように思います。

同時に、この中央病院へ毎日来る人の多さ。職員の皆さん方は当然でありますけれども、見舞いの皆さん方からいろんな出入りの業者、そういった皆さん方が及ぼす経済効果というのはもう莫大なものだろう、そのように思います。当然それに伴って市の方への市税も落としていただけるわけにありますから、大いに感謝をいたしているところであります。同時に何とかこの中央病院にもう少し頑張ってください、この旭市、人口が減らないで増えるような方向へ持って行っていただきたいな、そのように考えているものでございます。

それから、中央病院でこの辺はもう少し我々もPRをしていかなければならないんですけども、健康講座等をいろいろやってくれております。そういったもので、市民の皆さん方が自分の健康維持にしっかりとした考えを持ってくれる、そのようになりますと本当に医療費の抑制等にも大きな役割を果たしてくれるだろう、そのように思いますし、我々もどうせ生涯全うできるんなら、健康で楽しい生涯を送りたいというのは人間誰も持っている思いでありますから、そういったことで中央病院に力をかしていただいて、市民の皆さん方が、できれば医者へかからなくて済むような健康な体がつくれたら、そのように思っております。

そんな意味では、こういった講座というのが大変役に立ってくれるだろうと思いますし、将来的には中央病院に無理なお願いをさせてもらうわけではありますが、健康福祉センター等へも時たま先生方に回っていただいて、健康チェックをしていただいたら大変ありがたいな、そのように考えております。

そんなことで中央病院がもたらすものというのは、雇用の促進あるいは経済的な効果、税金等の問題、健康の面、さまざまなものがございまして、そんな意味では金額に推しはかれないものもたくさんあるだろう、そのように考えております。

私の方からは以上です。

副議長（高木武雄） 教育長。

教育長（米本弥栄子） それでは、いじめについてお答えいたします。

いじめを原因とする痛ましい事件が全国で発生し、社会問題となっていることについて真剣に受け止めまして、適切な対応を実施していきたいと思っております。

教育委員会としましては、常に子どもたちの実態把握に努め、いじめの兆候をいち早く把

握して、迅速に対応することを第一と考えまして、もしいじめの問題が発生しました時は、その問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭が連携して対処していきたいと考えております。また、教育委員会では子ども電話相談カードを市内全児童・生徒に配布しました。そしていじめに関する相談を開始しましたが、その結果既に何件かの相談がありました。こうしたことで1人で抱え込んで悩んでいる状況無くしまして、子どもが悩みを打ち明けやすい環境を作っていくことが大切ではないかと考えております。

2点目の生徒による教師への暴力についてでございますが、本市の場合はどうかということでございますが、現時点ではそのような事例は聞いておりません。で、今後の対応、防止策ということでございますが、教師に対して暴力を振るうようなそういうような事象がもし発生した場合には、これは予防としましては先ほどもお話ししましたように、実態把握を綿密にして、そのようなことが起こらないように誠心誠意子どもたちの意思を酌み取るということが大切ではないかと思っております。そのような活動を各学校でしていただくよう指導しているところでございますが、もし仮に起こった場合でございますが、起こった事象、それから経過等について、正確に把握し、そしてそれに対してどこが悪いかということで子どもの指導に当たりたいと思っておりますが、これはその暴力の背景となるものをじっくりと探ることが大切かと思っております。ですからその点で、家庭への働きかけやカウンセラーによる心の指導、そういうものも必要ではないかと思っております。

それから学校全体としましては、これは担任のみではなくて、学校全体で指導に当たるということが大変大切なことではないかと考えているところでございます。

以上です。

副議長（高木武雄） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から給食費の未納について、給食費の未納状況はどのようになっているのかといった点についてお答えをいたしたいと思っております。

過日の新聞報道でもございましたけれども、本市の17年度分の給食費の未納額は226万2,184円で、滞納率としまして0.93%でございました。しかし、過年度分につきましては、平成18年5月31日現在で未納者は263名、未納額の合計が946万8,663円でございます。

以上です。

副議長（高木武雄） 環境課長。

環境課長（小長谷 博） それでは、クリーンセンターについて、その中で東庄町のごみの収集方法との比較についてということでございますけれども、東庄町単独でごみ処理やって

いるわけではございません。これは当時合併前は小見川町外2町の清掃組合だったんですが、現在香取市東庄町清掃組合という名前に変わっておりますけれども、ちょっと長いのでそのまま東庄町という表現させていただきますけれども、東庄町のごみの収集方法については、可燃ごみと粗大ごみが戸別収集、不燃ごみ、資源ごみがステーション方式となっております。

旭市においては、昭和48年4月よりステーション方式によりごみ処理収集を行っており、効率的な収集が行われているものと理解をしております。経費面で比較した場合、収集経費及び住民負担額についても旭市方式の方が安くできております。このため、今後も戸別収集ではない、現在のステーション方式により収集業務を進めてまいりたいと考えております。

なお、県内ではほとんどの市町村においてステーション方式が採用されております、ということでございます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、今年11月に実施をしました産業まつり等につきましてお答えをさせていただきます。

合併後2回目というようなことで、それぞれ3つの会場で産業まつり等を実施をさせていただきました。本年からは特に3会場を1つにしまして、ポスターを1枚作りまして、その期間中いろんなところで掲示をさせていただいた。いろんなこと等をしまして、非常に多くの方に来ていただきました。

新聞等の報道等の資料の提供というようなことで、それぞれ旭会場につきましては4万2,000人、海上会場につきましては5万人、干潟会場につきましては3万4,000人ということで、合計12万6,000人というようなことで発表させていただきました。ただ、この数字等につきましては、入り口がすべて1か所ということではなくて、前年度等のいろんな過去のデータの中での数値というようなことでお酌み取りいただきたいと思います。

あと反省点でございますけれども、いろいろ携わった方々にも今までいろんな反省点を出していただいております。その中で特にあったのが、旭の会場で実施をしました際に若干駐車場の問題で、近隣します大きな店舗から車はいっぱいとまっているんだけど、中にお客が全然いないというようなことで、見に来いというようなことでご指摘をいただきました。いろいろそういう面も問題があるのかな。ただ、我々はそういう店舗とこれから協議をしながら、例えば旭地区につきましては4万2,000人が来ていただけるという、その4万2,000人をどういうふうに自分の店舗に呼んでいただけるか。例えばその駐車場の中でテントを張っ

ていただいて、店をいろんなセールスをやっていただく、そんなことで逆に店舗が活性化できるような形で来年度以降につきましては話し合いを進めていきたい、そんなふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 臨時の校長会を開いたようですが、各学校ではその後どのようなところがちょっとご答弁いただけませんので、お願いをいたしたいと思います。

それといじめの件数、これつかんでいると思います。そのいじめの件数もお願いをいたします。

あと、子ども電話相談件数、なんかあったそうですが、これはどのくらいありましたか、教えていただけます。内容も差し支えなければお願いをしたいと思いますが、この内容の中に自殺予告が1件あったと聞いておまして、各先生方が対応してくれたようですが、その内容、あとその後の対応もお知らせをしていただきたいと思います。

それから未納者が全部で116名、このくらいはいるのかなと最初から思っていたんですが、この方に対する対応はどのようにしていますでしょうか、それもお聞かせをいただきたいと思います。

次に、広域合併について再度お尋ねをいたします。先ほど市長の答弁ではやはり今の新しいまちづくり、これ当然だと思っておりますが、最初は合併というのは、やはり合併をしないところ同士が合併して、我々がしたこの1市3町ですが、その後はその時に合併できなかったとこと合併をして、その次に3次合併が合併をした自治体同士の大きな合併と思っていたんですが、今回の場合にはまだ合併していない銚子市、東庄町がいきなりこの大きな案として示されているんですが、例えば前回の1市3町の時もある程度は話が出たと思うのですが、お隣の東庄町の件、それと例えば銚子市辺りから県が示したのではなくて、あちらの方からぜひ一緒にという声があった場合にはどのように対応するのか、もしございましたらよろしくお願いをいたします。

それから中央病院の問題ですが、やはり先ほどの市長の答弁ではやはり救急が大変助かっているということでございますが、これは当然そうですが、個人の開業医は個人の病院の休みが続きます特にこの年末年始は毎年大変混雑をすると思います。この年末年始または災害時の救急体制、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをしたいと思います。それから先ほど滑川議員の質問にもございましたが、病院の新築でございますが、これは多額な金額が

かかるわけでありまして、当然損益分岐点とか、幾ら自治体病院とはいえ採算性が私ども心配になるんですがこの点はいかがでしょうか。この2点をお願いいたします。

クリーンセンターについて伺います。やはり東庄町がやっている戸別収集よりはこの旭市がやっているステーション方式が安いと、これは当然ですが、具体的に1世帯どれくらいこちらの方がメリットがあるのか具体的に分ければお願いしたいと思います。

最後に産業まつりでございますが、やはりお祭りですから人が来てくれないと話がならないわけでありまして、大勢の人が集まってくれて大変よかったなと思っております。人数は大体わかりましたが、この7万人の人口で海上会場が5万人ですか、旭が4万2,000人、干潟が3万4,000人、ものすごい数ですから当然地元だけではなく近隣の方々も当然来てくれるわけであって、大体どの辺りから来てくれたのかも分ければ、つかんでいればお願いをしたいと、この点お願いをいたします。

以上です。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） それでは、私の方からは広域合併について申し上げたいと思います。

正直言って、今のこの新しい旭市が合併をした当時、国の方の講習会に招かれましてお邪魔をさせていただいた時に、既にもう道州制の話が出ておりました。そういったことであればもっと国が受け持つ部分、そして市町村が受け持つ部分、そういったものをきっちりと示して合併を進めた方がいいんじゃないですかというのが私の率直な考えであったわけでありまして、そういった方向にはまいりませんで、市町村の自主性に任せるという格好で進められてきたわけでありまして、で、正直我々のところも東総広域の事務組合持っておりますから、東総圏で合併を進めたらどうだという話も出るには出ました。ただ、全くその検討の段階に入るまでの意見というまでには進みませんでした。で、今のような合併ができ上がったわけでありまして、そういった合併がまだ緒についたばかりで、既にもう次の合併という、まだ正式な申し入れはありませんけれども、案が示されたことに少し戸惑いを感じているわけでありまして、そういった中で銚子市、東庄町、合併をしなかったそういったところから独自に合併を申し込まれたらどうするんだという問題でありますけれども、大いに考えられることだろうと思います。そういった意味ではこれからできるだけ早い段階に議員の皆様方ともこの問題について少しお話をさせていただきたい、そのように思いますので、どうぞ議員の皆様方も率直な考えをひとつ聞かせていただきたいと思います、そのようにお

願いをさせていただいて、しみじみした答弁ではありませんけれども、今の段階では先ほど言いましたように、今のまちづくりに全力で取り組むというのが考えでございます、次の段階まで考えが行っておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

副議長（高木武雄） 教育長。

教育長（米本弥栄子） それでは、まず1点目、臨時校長会后どのような指導をしたかということでございますが、校長は全教職員に対していじめの問題への取り組みについてのチェックポイントというものを配布いたしまして総点検することで、意識の向上を図るようという指導をいたしました。また、学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組みのポイントというものも配布いたしまして、職員研修で実施をしていただきました。

具体的な対応については、児童・生徒に対して命を大切にするキャンペーンの一環として、いじめは人間として絶対に許されないと意識向上への取り組みを実施するよう指導し、また実施していただきました。

また、児童生徒会が中心となりまして、いじめゼロキャンペーンを展開して、その成果を平成19年1月25日に千葉県議会議場において、市内小・中学校の代表が発表することになっております。

2点目でございますが、市内の小・中学校においては、本年度4月から11月までに合計13件のいじめの報告がございました。内訳は小学校が5件、中学校が8件。内容は言葉による中傷から、物を隠されたりというようなこと、それから無視されたというような、そういうような件でございます。

それから3点目でございますが、本日までに小学生が3件、中学生が1件、匿名が1件の計5件の相談がありました。内容でございますが、その2番目のところでお答えしましたように、やはり言葉による中傷とか友達関係が主でございます。ほとんどはこちら側で相談を聞いてあげただけで気持ちが落ちつきまして、解決したということではないかとは思いますが、電話を切る時には子どもの方からどうもありがとうございましたという言葉も聞かれました。

それから、11月22日の自殺予告があった、その件についてですが、正直これについては大変ショックを受けたわけでございますが、早急に旭警察署に連絡するとともに、全小・中学校20校に児童・生徒の安全確認を指示しまして、夜9時20分くらいですか、それまでに全員確認をしております。その後、命を大切にする緊急集会を実施するよう指導しまして、先ほど臨時校長会後のところで述べましたようなそういうような手立てをしていただいたとこ

るでございます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） 私の方からは未納者に対してどのような対応策を講じていくのかということでお答えをしたいと思います。

現年度の未納者につきましては、正直学校現場の先生方にご協力をいただいているところでございます。ですからこれにつきましては引き続きお願いをしたいというふうに考えております。

それから過年度の未納を解消するためには、現在も未納者への電話及び文書による督促を行っております。そして時には夜間や休日の徴収も行っております。今後も時間はかかるとは思いますけれども、地道に取り組んでいかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

副議長（高木武雄） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） 年未年始の救急体制でございますが、約100人の当直、日直、待機の医師50名を含みますが、このような体制で毎日12月29日から1月3日の6日間そういう年未年始体制を組んでおります。

平成15年度は2,218名、16年度は1,916名、17年度は2,043名、この間に来ておまして、1日平均340名余りの患者様が受診されております。

近隣病院の医師不足等の影響もあり、依然として大変混雑しておりますが、病院間の連携をさらに強化して対処してまいりたいと考えております。

また、例年以上のそういう周りの環境でありますので、混雑が予想されますので、さらにまた対応を考えていきたいなというふうに思っております。ちなみに1日当たりで一番今までできた間で、これは2003年の時ですが、これは風邪がはやる、はやらないでだいぶ違うわけですが、実に443名の方が1日でいらしたというような記録がございます。

次に、災害時の体制でございます。当院は千葉県の災害基幹病院の1つとなっております。各災害を想定したマニュアルを完備しており、そのマニュアルに沿った行動が確実にとれるように毎年総合訓練を1回、院内の各部署単位での訓練を40から50回実施しております。さらに災害時を想定して、非常電源、ガス、重油等燃料、飲料水、食料等、緊急物資の確保、備蓄にも努めております。さらに災害派遣医療チーム、DMATと申しますが、これを組織

しており、災害救助体制も整えております。

過日は新潟県中越地震のときにも、DMATを派遣している実績がございます。

次に、病院新築についてであります。事務部長の方からお答えさせます。

副議長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 病棟の再整備につきましての採算性の問題でございますけれども、今回の再整備計画につきましては、現在施設面や運用面でのいろいろな課題に対しまして、実際にご利用される患者様、そして職員にとりましても機能面あるいは効率的に優れて、しかも安く建設できるような検討を現在行っているところでございます。

建設に当たりましては、市側とも十二分に協議をした上で、基本計画を今年度末までに策定をいたしまして、議会の皆様方にもご相談をさせていただきますとともに、県、さらには国の指導をいただきまして、採算性を十分検証しながら慎重に進めてまいりたいというふうを考えております。

副議長（高木武雄） 環境課長。

環境課長（小長谷 博） それでは、ごみの詳しい負担額についてでございますけれども、まず東庄町ですけれども、可燃ごみ、これは戸別収集でやっておりますけれども、これは1世帯月額520円でございます。旭市の場合には1枚45円、520円換算しますと11.5枚分ですね。それと不燃ごみはこれはステーション方式で無料でございます。旭市はこれは同じ45円でございます。粗大ごみにつきましては東庄町がやはりこれも戸別収集ですけれども、これは有料で2個までが2,120円、これは個数ですね。1品増すごとに530円を追加負担していただくと。旭市については1枚45円でございます。資源ごみについてでございますけれども、これはステーションで収集していますけれども、東庄町においては指定袋80円でございます。旭市においては1枚25円でございます。この点見ても旭市の方が安くなってございます。

それと収集運搬の委託料の方も比較して見ましたけれども、単純に今言ったようにステーションの戸別方式、入り乱れたような形の東庄町の方はやっておりますので、単純な比較計算ができないものですから、可燃ごみについてのみちょっと比較検討させていただきますと、東庄町では委託料を1世帯当たり3,912円、旭市においては1世帯当たり2,228円でございます。その差額1,684円という差額が出ております。この世帯数ですけれども、これは今香取市と合併してしまったので、17年6月1日時点の県民手帳でちょっと私調べさせてもらって、向こうは小見川町、山田町、東庄町ですか。その3町とこちら側旭市は1市3町合併前の世帯数が、もとの小見川町の、東庄町の方では1万5,693世帯、17年6月1日の旭市、旧1市

3町は2万2,480世帯でございますけれども、その2万2,485世帯を差額1,684円で掛けますと、約3,800万円弱の負担増とそれだけの差額が出てまいります。

以上の点からも旭市方式の方が効率的、コスト面でも安くできているのではないかなとそう考えております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、産業まつりの来場者の関係でございますけれども、なかなかどこからおいでいただいたというはっきりしたものはあまりデータとしてはとってございません。車のナンバー等で本来であればちょっとその辺の客層もこれからちょっとデータとして集めたいなというふうには感じております。

ただ、3つの会場で実は農林漁業金融公庫という組織がいろんな資金相談等を行いました。その中でアンケートをした中で住所を書いていたものがあったわけですがけれども、隣の茨城県から、神栖市の方からだいが来ていますよという報告はいただいております。

いずれにしましても、いろいろな方々から聞きますと、いつも会ったことのない方が会場にいたとそういうことは聞いてございます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 教育問題についてですが、どうして今さらいじめの件数とかこういう未納者の問題を質問したかと言いますと、よくいじめとかあると学校、校長先生あたりとか教育長あたりがしきりにすみませんでした、すみませんでしたと頭を下げているんですが、これはちょっと私、そんなに現場の先生方のせいだけではなくて、一番悪いのは当事者だと思えます。ですから当然もうこのように何かあれば包み隠さず報告していただいて、もう先生方の責任ではないんですから。ですから給食費の問題もそうだと思うんです。ある校長先生がテレビで給食費を自分が40万円ぐらい立てかえたと。顔は出ていませんが、昔だと生活が苦しくてそういったことに先生が少しお金をあげて本を買ってあげたとか、こういう美談で聞いていますが、現在の場合はそうではないんですよね。払えるのに払えないというそういうのに何でわざわざ校長が自分のポケットマネーから40万円出すのかなと思うと、逆にこの校長先生はこういう問題が表に出るのが嫌だから、隠して表に出したくないからこういうことをしているのではないかなとこう考える面もあるわけです。

ですから、当然いじめがあっても、給食費の不納があっても、あるいは教師への暴力があ

っても、それはもう隠さずやるのが、一番悪いのは当事者なんですから、先生方もそんなにびくびくしなくてもいいんですから、先生方の責任ではない。一番悪いのは当事者ということで、これからも先生方は毅然とした態度で教育に当たっていただきたいと、こう思ってこの質問をしたわけでございます。この点、どのようなお考えか再度お答えをお願いします。

それと広域合併についてですが、ただいま市長の方からやはり今のまちづくり、一生懸命新市のまちづくり、邁進、これはもうそのとおりだと思います。しかし、これの後に触れますやはり中央病院の問題についてもそうですが、結局3つ以上の自治体の合併として県下で初めて合併をなし遂げて、スムーズに進んでいるのは市長のリーダーシップもさることながら、議会の先輩の方々のリーダーシップ、これによるところも多いと思いますが、何といても塵芥であるとか消防、あるいは中央病院、一部事務組合を長くやってきて、そのおかげが、その力が大だと思えます。

ですから、たまたま広域医療圏も県が示された銚子市、東庄町、匝瑳市と旭市が入っていますんで、やはり将来の合併、これも近いうち来るかもわかりませんので、現在の仕事に力を注ぎながら、またそういった面での研究も怠らず、いずれどうしてもこれは旭市がリーダーシップをとる形になると思いますので、そういった面でのご努力をぜひお願いをしたいと思うのであります。

先ほどの合併と同じような質問ですが、中央病院に。やはりこれだけ大きくなりますと旭市だけで維持していくのはだんだん無理が出るのではなからうかなとこう思うのであります。現実にも人口も減少に向かっていますので、間もなくは6万人台になってしまうということですし、まして団塊の世代が一斉に退職しますと高齢者人口の比率が上がって、当然税金の収入も落ちてくるわけであって、そうした場合にはやはり先ほど言ったように、今医療圏を組んでいる、それと平成の第2ステージの地域であります最低でも銚子市、匝瑳市、旭市、東庄町辺りが一部事務組合化を進めていく必要があるのではないかなとこう思うのであります、この点どのようにお考えか院長のお考えを伺います。

あとクリーンセンターの件につきましては、具体的にお答えいただいてありがとうございました。そうしますと、可燃ごみにしても520円、袋にすると11.5枚分と。そうすると家庭によって違うでしょうが、可燃ごみは恐らく1週間に1袋出しても普通は4つぐらいあれば足りるのかなと。週に1回や2回の回収だね。毎回出す人いないでしょうから。そうすると、袋で五・六枚分は得しているのかなと、このように今理解しておりますがそれでよろしいん

でしょうか。

あと最後に産業まつりについてお伺いをいたします。これはやはり課長がおっしゃるよう
にだいぶ遠くから来ているようであります。何でかと言いますと、海上の産業まつりの時に、
定年をなさったご夫婦がやはりさっき課長が言ったように、地元の人ではないので一見した
ら分かるんで、その方にちょっと聞かれたんです。農学校の生徒が売っているパン屋さんが
ないんだけどもと言うので、農学校の都合で出店していなくて大変残念がっているんです
が、何でかと言うと、たまたま通った時に産業まつりがあったから寄ってみて、旭農の生徒
が出しているパンを買って、家へ帰って食べたらものすごくおいしかったと。そのご夫婦は
毎回この産業まつりにパンを買いに来てくれているんだと。どちらから来ているんですと言
ったら、八千代市から毎回来るんだと。恐らくそういった方々も何人かいると思うんです。

それで先ほど平野議員からあって、農産物の直売所と関連はするんでしょうけれども、こ
の産業まつりも1日の売り上げにすると相当な額が売れていると思うんですね。農家の1軒
の人が野菜を30万円ぐらい売り上げるといようなことも聞いていますので、トータルする
と相当の売り上げがあります。ですからこの産業まつりを1か所にしようという意見もある
かもしれませんが、これだけ今みんなが要望しているところでありますので、ぜひ来
年以降も続いていただきたいと思うんですが、この点いかがでしょうか。

それとできれば、各地域、旭、干潟、海上あるんですが、飯岡がちょっと無いので、飯岡
も県内2位の漁獲高を誇る飯岡漁港も持っていますし、タカミメロンなんか全国トップブラ
ンドのそういうのもあるので、飯岡も何か水産と農産物を合わせてこんな産業まつりとかで
きるとな一層浸透が図ってPRになるんじゃないかなと、いいPRではないかなとこう思
います。

というのは、やはり先ほどのパンを買いに来た方ではありませんが、いったん家へ帰って
今度近くのスーパーへ行って、トマトとかキュウリ並んでいると。別の課長から聞いたん
ですが、やはりそうするといったん来たことのある製品に手を伸ばすそうですね。旭市に来た
方があるなら、旭市と例えば成田市の野菜が並んでいたら、いったん行った旭市の野菜を手
にとると言うんですね。そういった心理が働くそうでございますので、地元の売れ行きもア
ップ、生産額のアップにもなるわけですから、そういった意味での産業まつり、1日だけで
結構経費もかかるでしょうが、それ以上に地元農産物のPR、大きな効果がありますのでそ
の点いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

以上です。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） それでは、また担当の方でも何か答えがあったらお願いをしたいと思えますけれども、私からも何点か率直な思いを述べさせていただきたい、そのように思います。

まず、いじめの問題でありますけれども、ちょうどいじめの問題がクローズアップされて以降の地区懇談会、ほとんど私の出番よりも教育長の出番の方が多いくらい、それに集中をしました。そういった中で私が率直に思いますのは、いろんな問題がありますとそのメディアも含めてターゲットにされるのは先生方。それによって先生方がどうも小さくなってしまって大変困っているとそのように私は率直にとらえています。

教育というのは先生方が自信を持って、思い切り子どもたちを教育をしていただきませんと、本当の意味での教育にはつながらないというのが私の率直な思いでして、そんな意味では教育の一番の大事な点というのは、その子どもたちが大人になった時に、自分でしっかりと責任を持って歩いていける大人にしてもらいたい、それが一番の教育の基本だろう、そのように思いますので、小さいときにあまりなでさずって、何の波風にも当てないでということになりますと、本当に子どもたちが将来なにか大人になった時にちょっとしたことでつまづいてしまうということにつながっていくわけですから、どうぞひとつ議員の皆さん方にも、父兄の皆さん方に十分機会があるごとにお願いをさせていただいて、学校と先生方と一緒にあって、本当の意味で強い、そして弱い者いじめをしないような子どもたちをしっかりと教育をしてくれるようお願いをさせていただきたいと思えます。

そういった面でも議員の皆さん方のお力添えをぜひお願いをしたいと思えますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

広域合併につきましては、本当に周りのことも考えながら、どうやったら本当の意味で市民にプラスの市政が敷けるのか、どういった形が一番いいのか、そういったことをこれからしっかりと議員の皆さん方と一緒に考えていきたいと思えますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

中央病院の問題でありますけれども、今ちょうど助役を中心として、いわゆる3市1町の医療の統合の問題を検討していただいております。前はたまたま首長も交えていただきました。もう私どものところは、この病院があってどうやら皆さん方に満足していただけるような医療体制が敷けているんですけれども、匝瑳市にしても、東庄町は全面的に中央病院で面倒見ていただいておりますけれども、銚子市にしても大変困っている。そういったものを

中央病院が核となって、しっかりとした医療体制を敷いて、本当に銚子市の皆さん方も、匝瑳市の皆さん方も安心のできるような医療体系。同時に中央病院だけに患者さんが集まってしまっていて、中央病院がパンクをしてしまわないような、そういった体制も必要ですからそういった体制をしっかりと敷く。同時にできればこの問題はこれから議員方と相談をしていく問題でありますけれども、私自身もできれば統合をしたい、そのように考えております。

周りの2市1町は統合という話になったら大喜びで賛成してくれるだろうと思いますけれども、メリット、デメリットも考えなければならないというのは率直な話、この旭市の問題だろうと思いますので、その辺も議員方としっかり相談をしながら、そうして病院の方をお願いをしていきたい、そのように思いますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

副議長（高木武雄） 環境課長。

環境課長（小長谷 博） それでは、1枚45円とその520円が、何枚くらい得かというのは、これは家族構成によって違いますので、自分の家庭で週何枚で、手付き何枚くらい出しているというのは分かると思いますけれども、そちらで比較していただければいいんじゃないかなと思います。

それと申し遅れましたけれども、向こうの組合の戸別収集といっても、全戸すべてではなくて申し込み方式であって、申し込みでも山奥で車が入れないとか、1軒の家なんかということではやはりそこまで行っていないそうです。そういう面でも、そうすると二・三戸、絶対3軒以上まとまったところが持ってきてくださいと、ステーション方式と何ら変わらないわけですね。そういうこともありますので、効率的な面、そういう面から比較しましても今の旭市のステーション方式で旭市としては進めていきたいとこのように考えております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、産業まつり関係につきまして答弁をさせていただきます。

本当に今まで各実行委員会等も何回か実は終わってから開催をいたしました。その中では、反省の中でぜひ来年もやってみたいというようなことがほとんどの委員から出ております。我々も合併しまして2回やったわけですが、1か月に3会場ということで、いろいろあります。ただ、来ていただいた方々の笑顔、そういうものを感じながらできれば合併したから1か所ではなくて、合併したからこそそれぞれ地域のよさというようなことを、3会場、

いろんなよさを出しながらやっていきたいな、そういう思いでいます。

それと飯岡地区ということであったわけですが、議員おっしゃいましたように、飯岡地区でも必要かなということで実は課の中でも議論をしております。特に水産、うちの方の課は農業だけではなくて水産というようなこともあります。ぜひ水産を入れた中で港まつり、あるいは水産まつりというような名前になるかもわかりませんが、19年検討をしていきたいなと。

海匠の漁業協同組合の青年部の方からも、ぜひ我々も協力をしたい、一緒にやってみたいということで話も伺っております。そういう祭りを通して、水産業と交流をしながら活性化が図られればなとそういうふうに考えております。

以上です。

副議長（高木武雄） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

伊 藤 保

副議長（高木武雄） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（1番 伊藤 保 登壇）

1番（伊藤 保） 議席番号1番の伊藤保です。

第4回定例会において、発言の機会をいただきありがとうございます。私は、学校評議員制度について4点、育英資金制度について3点ほど伺います。

学校評議員制度ですが、この制度の目的というのは何でしょうか。2点目に評議員制度はどういった方がなるのでしょうか。また、どなたが指名するのでしょうか。3点目に、今話題になっているいじめや虐待など対処できるのでしょうか。4点目に、現在市内の学校で取り入れているのは何校なののでしょうか。

次に、育英資金制度についてですが、1点目に、現在の育英資金制度は給付と聞いておりますがそのとおりですか。2点目に、毎年何人くらい給付を受けているのでしょうか。3点目に、奨学資金貸出制度はないのでしょうか。

このことについて、第1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

以上です。

副議長（高木武雄） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） それでは、学校評議員制度の目的は何かということでございま

すけれども、学校評議員制度は平成12年に学校教育法施行規則の改正によりまして、学校、家庭、地域が連携、協力しながら一体となって、子どもたちの健やかな成長を推進しようといった目的で導入されたものでございます。で、学校評議員制度の導入によりまして、学校や地域の実情に応じまして、学校運営に関し保護者や地域住民の意向を把握、反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たしていこうといったものでございます。

次に、学校評議員はどういう方になるのかというご質問でございますが、学校評議員はできる限り幅広い分野から選ぶことが望ましいというふうに考えております。具体的には保護者や地域の有識者などを想定しております。そして、教育や青少年の育成に関して理解と識見を有していること。学校運営に対して積極的な支援、協力が得られること。学校に対し、適切な意見をいただけることなどの観点で選ぶことが重要だというふうに考えております。

また、誰が学校評議員を指名するのかでございますが、学校評議員は校長の推薦によりまして教育委員会が委嘱をいたします。ただし、旭市では特定の団体や地域に偏ることがないように留意しまして、1年ごとに委嘱をしております。

次に、いじめや虐待などは対処できるのかというご質問でございますが、これについては校長自らの判断によりまして必要と認められる場合は、学校評議員に意見を求めることができます。その際有意義な意見をいただくために、学校の現状や活動状況について十分な説明を行うことが必要となります。いじめや虐待の問題についても校長が必要と判断すれば、十分な状況説明を行った上で意見を伺うことができます。

なお、旭市では要綱の定めによりまして、学校評議員は職務上知り得た秘密に関しては、評議員を退いた後も含めて、漏らしてはならないということになっております。

最後に、現在市内の学校で取り入れているのは何校かというご質問でございますが、平成18年度は市内の小学校4校、中学校4校の合わせて8校で学校評議員制度を実施しております。

続いて、育英資金制度についてお答えをいたします。現在の育英資金制度は給付かということでございますが、旭市の育英資金制度は給付でございます。給付額につきましては、高校生が1月9,600円、大学生等が月1万4,400円でございます。そして年に2回、6月と10月に支給しております。

次に、毎年何名くらいの方が給付を受けているかということでございますけれども、今年度は高校生が5名、大学生等が8名に給付をしております。

奨学資金貸付制度はないのかというご質問でございますけれども、奨学資金貸付制度は旭市は現在ございません。しかし、旭市奨学基金条例については、旧海上町と旧飯岡町において既に貸し付けが決定された奨学金について貸し付けを行っております。現在旧海上町は、7名に対しまして19年度末までに貸し付けを予定しております。また、旧飯岡町は8名に対して20年度末までに貸し付けを予定しております。ただ、貸付制度については、県で募集しております千葉県奨学生及び日本育英会等がございます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） この学校評議員制度ですけれども、この今現在社会で話題になっているいじめや虐待、また校内暴力のことに對して非常に効果があると思うんです。そういった中で、今流れというのは戦後60年たつて社会状況が大きく変わってしまつて、教育の現場も大きく変化して、教師も雑務が非常に多くなつてきてまして、非常に教育そのものに専念することがだんだんできなくなつてきているという状況であると思います。

もう少しこの評議員制度というものを確立していただいて、全校にやはり設けていただいて、あらゆる面で教師を助けるというんですかね、みんなで1つのものを難題を乗り越えていけるような、そういったものを作っていかななくてはならないと思いますので、このほかの学校にもぜひ取り入れていただきたいと思います。

それと2点目の育英資金制度ですけれども、この給付というのは非常に人数が少ないと聞いておりますけれども13名ということでございます。この13名ですけれども、過去5年間くらいでどのくらいの給付人数があつたのかということをお尋ねいたします。

副議長（高木武雄） 伊藤保議員の再質問に對し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（多田清司） 1点目の学校評議員制度につきましては、来年度できる範囲で予算措置等をとれた段階で全校に配置できればというふうに願っております。

続きまして、育英資金の過去の状況でございますけれども、給付でございますので、旧旭市と干潟町が給付で行ってございました。それによりますと、平成15年度は旧旭市では29名、旧干潟町では1名、16年度は旧旭市が33名、旧干潟町が1名、17年度が29名、旧干潟町が1名、そして今年度からは合併しましたので、全体で35名でございます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 伊藤保議員。

1 番（伊藤 保） この給付制度の市の条例を見ますと、成績が優秀ということと、それから学校長の推薦があるということで、非常に何というんですか、給付の申し込みがしづらいという点がございませう。それよりもむしろ貸付制度を確立していただいて、窓口をもう少し簡素化していただいて、借りられる人数を増やしていただければありがたいと思うのですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

副議長（高木武雄） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 育英資金に関しましては、私も給付というのは個人的には根本的には反対です。先日もこの問題で少し教育長、課長、私ともお話をさせてもらったんですけども、できれば貸し付けがいいだろう。大人になった時に責任を持って返してもらうというのも大変重要な問題だろう、そのように思っています。この問題なんかはできれば銀行等をお願いをして、貸し付け等はそちらから行っていただけるような形等がとれたら、そんな思いも持っておりますので、これから前向きに検討させていただきたい、そのように思っております。

以上です。

副議長（高木武雄） 伊藤保議員の一般質問は終わります。

副議長（高木武雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は11日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時 9分

平成18年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成18年12月11日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（24名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	16番	明智忠直
17番	林一雄	18番	高木武雄
19番	嶋田茂樹	20番	向後和夫
21番	高橋利彦	22番	林正一郎
24番	神子功	26番	林一哉

欠席議員（2名）

23番	鈴木正道	25番	伊藤鐵
-----	------	-----	-----

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良 助役 重田雅行

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	今 井 和 夫	總 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 德 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	環 境 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課幹 主	加 瀬 恭 史	高 齡 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	海上支所長	木 内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊 雄	干潟支所長	木 内 國 利
会 計 課 長	宮 本 英 一	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	堀 川 茂 博	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生涯学習課長	花 香 寛 源
監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 哲 也	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 田 雄 治
飯岡莊支配人	野 口 國 男	病院事務次長	伊 東 一 直

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

副議長（高木武雄） おはようございます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいいたします。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

副議長（高木武雄） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

伊藤房代

副議長（高木武雄） 通告順により、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（4番 伊藤房代 登壇）

4番（伊藤房代） おはようございます。

平成18年12月定例会におきまして、一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。

今回、私は3点の質問をさせていただきます。

1点目、市民サロンの開設について。2点目、AED（自動体外式除細動器）の設置と救命講習の普及促進を。3点目、防災について質問いたします。

まず1点目、市民サロンの開設について質問いたします。近年、核家族化の進行に伴う家族形態や地域社会の変化など、子育てをめぐる環境が大きく変わっています。今や、家族のみでは子育てを負いきれなくなっているため、近隣など身近な地域社会での助け合いのネットワークが、有効に機能することが望まれています。また、現在いまだにいじめや虐待の問題が後を絶ちません。

小・中学生作文コンクールの入選した小学生の文章の一部に、同じクラスの1人にいつも命令され、それを嫌だと思いながらやっていた弱い自分がいた。そのころの私は、その人に逆らうこともできなかった。もし逆らったら、ずっと文句を言われ、大きな声で傷つくような言葉を繰り返し言ってくるからだった。悲しくて、いつの間にか学校に行くのが怖くなっていた。ある日の夜、もう我慢ができなくなった。布団に入ったとたん、大声で泣いた。ずっと我慢してきて、心が張り裂けそうだった。すぐにお母さんが来てくれて、私のことを一生懸命なくさめてくれているのがよく分かった。それは、お母さんが私のことをぎゅっと抱きしめてくれて、何度も大丈夫だよと言ってくれたからだ。お母さんは、いつも私の話をじっくり、全部聞いてくれる。ヨシミちゃんのことを、100%信じているよと言ってくれる。でも、その日はすぐには涙は止まらなかった。次から次へとこぼれてくる涙を、お母さんが一粒一粒ふいてくれた。朝、学校に行ったら、いつものようにその人が命令をしてきた。けれども、私は命令どおりになんかしなかった。そこから、強い自分が初めて顔を出してくれたとあります。

いじめは、生徒のみでは解決できません。このようないじめの問題を、父兄、先生、生徒、両者全員がガラス張りで話し合える機会をつくり、日ごろから理解しあうことが必要なのではないかと考えます。

四国中央市では、市長と市民が月に4回、公開で話し合う市民サロンという名で開設をしているということです。内容は、教育、子育て、民生福祉、行政改革、災害復旧、産業問題など、問題を抱える側からの話、市としての取り組みの話など、懇談的、サロン風の話し合える場を設けています。成果は、透明性の高い市役所の実現、市民のきめ細かな意見や提案を直接に聞けること。地域の、市民の生の声や、行政課題の把握ができたなどとあります。

参加者の声としては、気軽に話し合うことができた。今後も懇談の場を設けてほしい。面と向かって市長と話ができるのはいいこと。これからも続けてほしい。市長からは、母親や障害者の立場から生の声を聞けてとても勉強になった。市政への要望やまちづくりへの提言など、多くの声を聞くことができ有意義だったと話していた。

我が旭市としましても、月に一度をめぐりに、市長並びに教育長、消防長など、各関係機関の長との懇談と、市民との何でも話せるサロン風の集いを設置し、コミュニケーションを図ることができないでしょうか。一方通行ではなく、語り合える、本音で話せる機会を持ち、旭市の向上を図っていくことができないでしょうか。現在も、各小学校の体育館などで地区懇談会を開催しておりますが、もっと身近で少人数でも話せる、また聞けるサロン風の地区

懇談会にしていけるように希望します。

2点目、AEDの設置と救命講習の普及促進を。AED（自動体外式除細動器）を心肺停止患者の心臓に電気ショックを与えて救命するAEDは、平成16年7月から、医師や救急救命士に限らず、誰もが使えるようになりました。音声で使用順を説明してくれるので、操作は簡単。愛知万博でも場内に約100台設置され、心肺停止状態に陥った男性を、居合わせた来場者が使用して救命し話題になりました。心臓突然死の多くは、血管が詰まるなどして心臓の心室が細かく震え、ポンプ機能が失われる心室細動が原因。この細動を取り除く処置は、1分遅れるごとに救命率は7から10%ずつ下がる。10分を過ぎると救命は難しくなるという。発生から3分以内にAEDが使われた場合、74%が救命に成功するとの報告もあります。それだけに、迅速な対応が何よりも大切。一刻も早い電気ショックが必要。心臓の働きを正常に戻すAEDの普及が、救命率の向上の決め手といえると言われていています。

現在、旭市におきましては、本年8月30日に、総合体育館と消防本部の2か所に設置されました。総合体育館に、設置後の現況を体育館関係者に聞いたところ、3か月でAEDを使用した回数はゼロ回ですが、バレーボールの協議をしているときに気分が悪くなった人ができました。しかし、その場に看護師さんがいたので使用しなかったと聞いています。特に、まだ導入していないところの導入、例えば市役所や学校、多くの人の集まる所への設置、まさかのときに備えて、AEDの使用に関する普及、啓発のために、救命講習などの実施を進めていただくように希望し、また、導入の計画があるのか質問します。

3点目、防災について。北海道佐呂間町では、11月7日竜巻が起き、プレハブの工事事務所にいた9人の男性の命を奪った。また、北海道奥尻町で、11月9日発生した竜巻で、住宅など20棟が被害を受け、倉庫6棟が全壊、車5台が壊れ、電柱2本も倒れた。けが人はなかった。その後、太平洋沿岸に津波警報が流れ、多くの人が避難をしました。そのことに関連し、90年12月茂原市中心部が竜巻に襲われ、死者1名、重軽傷者73人のほか、家屋全壊82棟、農作物など、37億円の被害を受けました。そのことも受け、県では21日、房総半島沖を震源とする大地震を想定した津波浸水予測図をまとめ、富津市から銚子市まで、沿岸18市町村に配布されました。その結果、マグニチュード7から8級の地震が起きたとき、8メートルの最大津波が起きた場合、約40分で一宮町に津波が到達し、沿岸から約2キロメートルまでが浸水すると予測されたとあります。一宮と旭市とは隣接しており、同じ地震が起きたとき、津波の被害が出るおそれがあるのは同じです。旭市としても、避難場所の徹底、交通の麻痺などを考える。また、子どもや高齢者の足の問題など、災害の起きないうちに地域で考え、

手が打てるように防災体制の強化、住民の安全向上を徹底し、避難場所などの確認を提案し、徹底できているのかどうかを質問します。

以上で質問を終わります。

副議長（高木武雄） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 伊藤房代議員の質問にお答えをさせていただきます。私の方からは、市民サロンの開設はできないかという問題にお答えをさせていただきたいと思います。

四国中央市が行っている市民サロンという問題でありますけれども、形は違いますけれども、私も市民との対話というのは、私の一つの政治公約でもありますし、市民との対話、市民に開かれた市政というのは、もう常に私が心がけていることございまして、そんな意味で何点か申し上げますけれども、先ほどの質問の中でも、伊藤議員からもお話がございました市民懇談会、今年度も市内15の小学校を会場として行わせていただいたわけでありますけれども、これからも、年に一度ということで、非常に機会は少ないんですけれども、同じような形で実行をしていきたい。そのように考えております。

それから、市長室はいつでも開いておきまして、あそこにいる限り、市民の皆さん方とお会いができるように努めさせていただいております。さらには、まちづくりサポーター制度等も設けてありますし、市長への手紙という制度も設けてあります。このところでは、農業委員会の委員の皆さん方との懇談会もさせていただいたし、その後では、あれは認定農業者の若手の農業者の皆さん方との懇談会も行いました。さらには、もとの千葉興銀の後を有志の皆さんが借り受けて、シアターゆうという集まりをつくって、町の活性化に一役買おうということで頑張っていたいておるんですけれども、その第1回の会合に招かれまして、それこそ会場いっぱい皆さん方が詰めてくれておりまして、率直な意見の交換もさせていただきましたし、農と福祉の懇談会等には、常に顔を出させていただいて、率直な意見交換をさせていただく。そんな形もっておりますし、同時に、市民の皆さん方が呼んでくれれば、どこへでも足を運ぶというのが私の一つの思いでありますから、これからもそういった形のサロンというような形ではございませんけれども、時間のある限り、呼んでいただければどこへでも出かけて行って、市民の皆さん方とは率直な意見交換をしたい。そのように考えておりますので、そのような形でこれからも努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（高木武雄） 消防長。

消防長（佐藤眞一） それでは、私の方からAEDと、それから防災の関係についてご回答申し上げます。

まず、AEDの関係について回答いたします。このAEDの取り扱いにつきましては、一般の方が講習を受けないで実施するというのは、私が考えてもなかなか難しいと思います。確かに、音声で取り扱いの順序が示されますけれども、やはりこの取り扱いについては、心肺蘇生法とともにやらなければ、効果が上がりませんので、講習を受ける必要が絶対あります。

現在、消防本部では、平成18年1月から、この講習会、統計をとってみますと、従来の救命講習とこのAEDの取り扱いを併用して指導しております。11月までのこの講習回数でございますけれども、合計39回で、延べ803人が受講しております。平成19年度以降も、このAEDの購入の予算について、ご理解をいただきまして、市内の公共施設、学校を中心に計画的に配置し、また施設等の勤務者についても、全員がこのAEDの取り扱いについて実施できるように、積極的に講習会の開催を推進するつもりであります。

平成19年1月には、市役所職員を対象に、5会場において、このAEDの講習会を実施する予定であります。このAEDの配置計画といたしましては、今後、市役所本庁、支庁4、健康管理課関係施設6、教育委員会関係施設10、社会福祉課関係施設1、飯岡荘など、23施設について年次計画をもって、この配備の計画を進めたいと思っております。AEDの関係は以上でございます。

次に、防災の関係でございますけれども、その中の津波対策についてお答えを申し上げます。津波対策としましては、まず津波のハザードマップを作成しまして、これを市民に公表し、避難場所や避難路ですね、これらの環境について十分に整備を図る必要があると思います。まず、避難場所としましては、これは高い所が極めて津波には有効であるとされておりますから、浸水が予想される地域外の施設、場所を、これが現在7か所指定されております。地域としましては、矢指地域に1か所、富浦地域に2か所、飯岡地域に4か所の計7か所あります。避難路につきましても、避難場所に最短で、幅員があり、相互に交差のない交通麻痺の発生しないものを選定するなど、これらについて住民に周知の徹底を図る必要があります。

現在、市では、地域防災計画に策定する津波のハザードマップを作成中でありまして、これにより、津波の危険度、避難場所、それから避難路等が、この地図上に表示されるはずで

あります。そして、子どもや高齢者など、1人で迅速な行動が不可能な災害弱者が、早期に避難するためには、町内会や自主防災組織等の、その地域にいる、近くに住んでいる人たちの協力を、これからも大いに得ていかなければならないので、普段からその役割等について明確に位置づけをし、協力を求めていかなければならないものと考えております。津波に対する防災意識の向上を図るには、広報紙、パンフレット等の広報媒体を活用して、防災訓練の機会等を捉えて、繰り返し広報に努め、津波に対する心構えと避難場所や避難路の周知徹底をさらに図る必要があると考えております。

また、平成19年度には、各種災害に対する防災マニュアルを作成し、配布する予定でございます。消防本部として、現在実施している情報伝達方法としましては、津波注意報、警報につきましては、防災行政無線及びメール配信によりまして、地域住民に広報し、さらに、海岸線住民等への消防車両による巡回広報の呼びかけを実施しております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） ご答弁ありがとうございました。何点が再質問させていただきます。

1点目の市民サロンの開設についてでございますけれども、例えば、旭市役所、また海上支所、飯岡支所、干潟支所を順番でやはり回り、市役所のロビーにて市民との何でも話せるサロン風の集いを設置し、人数にこだわることなく、例えば、地域懇談会ですと、100名からの皆さんがお出でになりますけれども、その中ですとなかなか本音が言いづらいということもあるかと思えます。ですので、一人でも二人でも、本当に少人数でも本音で話せるこの機会をもって、やはり何でも気軽に聞けるサロン風の地区懇談会にしていければというように思うんですけれども、いかがでしょうか。

2点目の、AEDの設置と救命講習の普及促進のところでの1点ほど質問をさせていただきます。今後、市のホームページなどでも、AEDについての紹介をしたり、また、マップの作成をし、より多くの人に知っていただくようにPRをしてはいかがでしょうかと思えますが、いかがでしょうか。

それから、3点目の防災についてでございますけれども、やはりいざという時に備え、混乱しないように、月に一度はその場所の確認とか、だけではなく、実際に災害が起きたときを想定した防災訓練が必要ではないかと思えますがいかがでしょうか。

副議長（高木武雄） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 支所等を会場にして、日程を定めてということですが、正直言って、日程を定めて、そういった相談に応じるということが非常に難しいというのが、私の正直言っている日程です。そこで、私が今行っておりますのは、何にでも結構ですから、何か私と話したいということがあれば、要望があれば、時間の調整をして、そこへ出かけていくというのが私のやり方ですから、そういった方向で市民の皆さん方とのこれから率直な意見交換をしていきたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（高木武雄） 消防長。

消防長（佐藤眞一） A E Dの講習会の推進について、市のホームページでも紹介してはどうかということでございますけれども、これについて、実施するように進めたいと思います。

それから、防災の方の避難路の周知についてでございますけれども、これについても、どんどん機会を捉えて、周知徹底を図るよう努力したいと思っております。それから、津波に対する防災訓練の関係でございますけれども、今後、今年の訓練でも確か海岸線の消防団については、津波の広報等の訓練も実施しましたけれども、これから、住民と一緒に、ともに、津波の訓練ですか、これを平成19年度にまた一つ考えたいと思います。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 最後、1点になりますけれども、A E Dの関係でございますけれども、スポーツ大会などの、例えばイベントの開催時には、A E D（自動体外式除細動器）の貸し出しなども考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（高木武雄） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

消防長（佐藤眞一） 今、スポーツ大会等に、実施される場合には、私どもの救急隊が行って、終わるまで常置しております。ですから、現在貸し出さなくても、救急隊がおりますので、大丈夫だと思います。また、別個にA E Dの貸し出し要望があれば、それも実施していきたいと思っております。

以上です。

（「どうもありがとうございました。」の声あり）

副議長（高木武雄） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

高 橋 利 彦

副議長（高木武雄） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（ 21番 高橋利彦 登壇 ）

21番（高橋利彦） 21番、高橋です。一般質問を行います。質問は、大きく分けて3点です。

まず1点目の中央病院について伺います。9月定例議会において、一般質問を行いました。旭中央病院の人材派遣問題等についての答弁、そしてその後の公営企業常任委員会協議会、また全員協議会等において開示されました見積書、契約書、会社の謄本等を見た結果、疑問点が多々見受けられます。このことは、旭市の将来を左右する大変重要な問題であります。我々議員は、また議会は、行政を監視する、つまり執行部に対する唯一のチェック機能を持つ立場にあります。そのためにも、議員と首長、つまり市長は、別々の選挙によって選ばれる仕組みになっているわけです。執行部に対するチェック機関の一員として、あえて質問をします。そしてまた、議員の一般質問は、議員の権利であります。これを止めることは誰もできないと思います。

最初に、人材派遣について伺います。病院の関係職員の説明を聞けば聞くほど分からなくなります。また、議事録、開示された契約書等、何度読んでも、私の頭では全く理解できません。9月の議事録を読んだ市民からも、千葉日報9月25日付けの旭中央病院臨時職員雇用見直し、入札せず派遣会社と契約。9月29日の旭中央病院臨時職員雇用問題、市長が派遣会社紹介。朝日新聞、9月29日の旭中央病院、入札せず派遣導入。不手際、議会で謝罪の新聞記事のように、誰にでも分かるような説明をしてくれないのかと疑問の声すら寄せられています。まさか、関係者の皆さんは、わざと分かりにくく説明しているというわけではないと思いますが、執行部の皆さんは、行政のプロのはずです。新聞記者のように、明確には言いませんが、誰にでも理解できるように人材派遣の経緯と、契約の一連の手續について、旭市の契約事務に沿って説明をお願いしたい。本来であれば、これは地方自治法第98条の検査及び監査請求、あるいは100条調査に値する案件だと思っています。その理由として、あまりにも不明瞭な点が多い。そこで、明快にご答弁をいただくために、入札の流れの順に沿って個別にお尋ねをいたします。

まず1点目は、指名審査委員会も開かず、約3億円余りの人材派遣業務が随意契約で選定されましたが、指名審査委員会を開いていれば、資格審査において、9月議会の答弁のような、取引先が信用金庫ということで危惧したからというような、信用金庫を侮辱するようなことを言わなくても、経営状況が不健全という事項の拡大解釈で審査は通らなかったのでは

ないか。また、人材派遣会社が少なく、臨時職員の処遇を考慮したからということだが、派遣会社はたくさんあるのではないか。そして、処遇については、現状を維持するということ
を条件での入札であれば、何ら理由にならないのではないか。また、契約規定では、50万円
以上の随意契約はできないのではないか。これらは、最終的に誰が決定したのかお伺いしま
す。

次に、入札、落札についてですが、(株)クオンは平成18年2月1日、エーイーエス
(株)は平成18年2月27日と平成18年3月22日、(株)ニチイ学館、平成18年3月10日、
(株)日本医療センター、平成18年3月10日というように、見積書の提出が50日も離れ、し
かもエーイーエス(株)という会社だけが2回の見積書が提出されているのは、他社との公
平性を欠いているのではないか。これはなぜなのか。

3点目は、契約書及び覚書ですが、それぞれの契約書は異なり、(株)クオンは契約が3
年、保証金はなし。この理由は、議会答弁では、大手銀行が全面的にバックアップしている
からということですが、これは民法が変わったのか、また銀行法が変わったのか。企業が倒
産しても保証する制度になったのか。そして、エーイーエス(株)ですが、契約は1年、移
籍する臨時職員29人分に対して、一人当たり20万円、合計580万円を保証金として中央病院
が受け取るという契約になっている。2社の違う理由はなぜなのか。また覚書ですが、
(株)クオンは日付も契約日と同じ、基本料金は一人1か月23万円。片や、エーイーエス
(株)は、2つ覚書があり、一つは契約日と同じ日付の平成18年4月11日で、基本料金は
5,000円高い23万5,000円。そして、もう一つの覚書は、契約書より1週間後の平成18年4月
18日付。そして、新規医療職員一人当たり月22万円。まさに不明瞭であります。なぜなのか。
そして、会社の謄本では、(株)クオンは2月1日に見積書を提出後の2月8日には、旭市
の東総復興ビルに事務所を開設しています。一方、エーイーエス(株)は、9月議会でこの
問題が表面化した直後の10月1日に県議の宮内三朗氏が取締役をやめています。これらのこ
とは、何を意味しているのか。

そして、市長は、9月議会の答弁では、宮内県議が役員であったことに対し、県議が入っ
ていたかどうかという問題になれば、役員であったということであれば、それがどうかとい
うのは、また少しいろんな問題があるのかもしれないという答弁になってはいますが、どの
ような問題があるのか。そして、私は全くタッチしておりませんということを言っております
が、その後の千葉日報の9月29日付けでは、市長が、派遣会社紹介ということが報道され
ましたが、いずれが真実なのかお尋ねします。

いずれにしても、落札業者が2社あるのは、ここにおられる皆さんも聞いたことがないと思います。1社契約の方が安くなるはずですが、しかし、文書による説明では、個々契約金額が大差なく、また、相互に競争させる目的という理由であるということですが、入札自体が競争ではないのか、この点についてもお尋ねします。そして、見積もり合わせの結果による担当部署を決定したということですが、これは逆ではないのか。例えば、分けて入札にける場合でも、部署を決定してから、つまり、人数を決定してからなのではないか。この点についてもお尋ねします。また、契約期間満了後、双方に意思表示がないときは、永遠に自動的に更新されることになっているが、労働者派遣事業法に触れないのか。触れないとすれば、こんなおいしい契約は、私は聞いたことがありません。俗に、多額の契約ほど不正があると云われますが、この契約には、そのようなことが絶対ないと信じておりますが、誤解を招く乱雑な事務手続であることは間違いありません。

このようなことが本当にあっているのですか。千葉県から派遣されている病院の事務部長が、前回の答弁で、臨時職員が病院から民間に移ると、スキルアップにつながるようなことを言っておられましたが、あなたも千葉県の幹部職員として、そして、旭市の幹部職員として、旭市を誤った方向に導かないよう、議会や市民にも誤解を与えないよう、ぜひスキルアップしてはどうですか。人材派遣に関する質問については以上ですが、命令権者と責任者の分かりやすい答弁をお願いいたします。加えて財政課長に、この病院の人材派遣の契約を、本庁で執行した場合、どのような契約の対応をするのかお伺いします。

次に、病院の経営の現状と今後の方針について伺います。よく、旭中央病院は黒字だと言われますが、私は長年企業会計に従事してきましたが、国からの交付税や補助金をもらっている上での話で、一般企業に例えると倒産寸前の赤字会社ということになってしまい、画期的な商品開発でもない限り、倒産をする会社です。それに加え、先ほどの人材派遣契約で、毎年約4,000万円弱が病院の負担増となり、医療の改革の波も押し寄せ、さぞかし大変とは思いますが、本年度の決算見込みを踏まえた中で、経営の現状と今後の方針についてお伺いします。

次に、病院建設計画についてですが、今年の3月ころから、古い病棟は耐震強度がないから、12階建てくらいの病棟を、今の玄関前に建てる話があり、7月ごろ、幾つかの建設関係の新聞に、吉田病院長の名前で掲載されましたので、私が議会で質問したら、市長は建設委員会を作っていておりました、そこに助役と財政課長に入っていて、市も十分相談しながら建てかえを検討すると、さも他人事のように答え、また、議会を軽視している

わけでは決してございません、資料ができ次第きちんと提案させていただき、議員さんとも相談しながら、この問題を進めていきたいと言っていますが、旭中央病院、今は市立病院、最高責任者は市長であるということを十分に認識していただきたいと思います。

一方で、旭中央病院は、市立病院の規模をはるかに超えた医療圏人口、100万人の東総地域の基幹病院であり、その中で山武、香取、銚子とかで、いろいろな医療問題もあるので、病院の連携を提唱し、また、一部事務組合化を模索しています。しかし、これは旭市が決めることであります。このような考え方、あるのなら、東総医療圏の連携、すなわち、病院の広域合併を視野に入れ、優先して進めた方が得策だと思うが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

今、病院の患者数は、市民の割合が3割ちょっとまで減少してきております。しかし反面、市外からの患者の増加によって、今の中央病院になったことも事実ですが、これからの病院経営は厳しい状況が予測されます。そういう中で、今の旭市で大きなリスクを背負う必要はあるのか。市民が現状を知ったときには、これでは市民権は得られないと思います。このようなことから、今の建設計画とやらは、無駄な委託費用もかかるので、即刻白紙撤回し、合併してから建設計画を検討してはどうかと思うが、市長の考えをお伺いします。また、建設検討委員会に議会議員を入れないのはなぜか。資料ができてからでは、議会の意思や考えが反映されないと思うが、これらについても伺いたいと思います。

次に、病院関係の最後の質問になりますが、職員の人事管理についてお伺いします。

風聞によりますと、旭中央病院の医師が、医師マンションの一室で、何日も発見されずに死亡していたとのことですが、これは本当のことなのか。医師が、連絡もなく何日も欠勤していて、誰も気にしなかったのはなぜか。人事管理に問題があるのではないのか、お伺いします。

第2点目として、公園及び野外運動施設についてお伺いします。我が旭市は、干潟八万石といわれる広大な耕地を有し、基幹産業も農業です。都会のビルに囲まれ、アスファルトの上で生活する人にとっては、地域全体が自然の公園の旭市はうらやましい限りではないかと思えます。私自身、長年住んでいても、周囲を見渡すと、田畑や山林等の緑が目につき、安堵感にあふれ、また、癒し効果もあり、旭は自然環境に恵まれ、何もなくてもとても住みよいところだと感じています。そして、自然の公園の中でも、ぜいたくかもしれませんが、公園や野外運動施設は、大人や子どもにとっても、多岐多様化した人間社会の中で、これは必要不可欠なエリアとは思います。そして、このような状況になっているわけですが、このよ

うなことから、市内には、国や県の指定する自然公園や、自然環境、保全地域等があり、遊歩道や自転車道もありますが、市が管理している公園や、野外運動施設等は、どこにどのようなものがあり、その総面積と管理費は年額どのくらいなのか。最後に、市は公園、野外運動場の整備、来年からは袋公園の第2次整備等も予定されているようですが、今後の整備計画を具体的にお伺いします。

3点目として、インフラ整備についてお伺いします。我々の住民の生活に、一番定着しているのは道路、排水、水道等です。旭の中心地でさえ、今だ舗装されていない所もあります。それだけに、これらの要望はたくさんあると思います。そこで、地域ごとの生活道路の舗装状況及び道路側溝等の排水路、水道等の整備状況、また、住民からの要望件数等についてお伺いします。

以上、1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

副議長（高木武雄） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、中央病院の問題でありますけれども、私は中央病院、確かに市立病院でありますけれども、かつての一部事務組合の時からそうですけれども、中央病院は公営企業全適の病院として、私は見ております。そのために、病院長を管理者として、一切の権限を病院長にゆだねて経営をしていただいているわけでありまして。その結果、全国でも大変珍しい、すばらしい経営内容で、これまで推移をしてきていただいておりますことは、もう高橋議員、ご案内のとおりであります。そういった観点のもとから病院経営を見ておりますから、人材派遣会社に臨時職員の委託をする件につきましても、すべて病院にお任せをいたしております。そこで、私の方に相談があって、最初から動いていたというものでは決してございませんで、私は、アソ氏の方から、こういった形で中央病院が人材派遣会社に臨時職員の委託をするようですけれどもという話があったから、それでは、中央病院に行って、その話をさせていただいて、入札の1社として加えていただけることができるかどうか、説明をしたらいいでしょうということで、お話をしたらいいでしょうということで紹介をしたのみでありまして、それ以上のことには全く関知をいたしておりませんから、どのような角度でお調べをいただいても全く結構ですので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、中央病院の東総医療圏という問題でありますけれども、これは助役を中心とし

て、匝瑳市、それから東庄町、それと銚子市と私ども、3市1町でこの検討を進めております。本来であれば、確かに議員さん方にも加わっていただいていたというのが一番いいのでしょうけれども、今のところ、こういった形で進めたらいいのか、正直言いまして、この問題でありますけれども、ほかの2市1町においては、もうすべて旭市にお任せをするから、早く統合してくれないかというお話をいただいております。正直、少し検討をさせていただいているのは、旭市の立場。ここで、正直申し上げますけれども、ほかの病院はすべて赤字病院でありますから、東庄さんは、もうすでにきちんとした連携をとっておりますから、まだ別ですけれども、銚子の市民病院にしても、匝瑳の市民病院にしても、赤字病院。それを抱え込むわけありますから、それを抱え込んででも十分できるのかどうか。そういった検討をさせていただいて判断を下すのが、我々の役割でありますけれども、今のところ、まだそこまで至っておりません。できるだけ早い段階で、ほかの市の方からは急がれておりますものですから、そういった結論もしっかり出しながら進めてまいりたい、そのように考えております。

中央病院の建てかえの問題を、その医療統合を先にやって、その後でというお話でございますけれども、この医療圏人口100万人の基幹病院として、中央病院の約半分の病棟でありますけれども、非常にそういった意味では、頼りない病棟であります。そこで、これを中央病院独自の責任で、最初に建てかえをして、そして、完全に、本当に安心のできる病院にしていきたいということで、検討をしているわけありますけれども、その検討をする段階で、高橋議員からも指摘をいただいたように、もうすでに旭市だけで背負いきれる病院ではないというのが、私も率直な思いであります。そこで、県の方にも入っていただいて、県のカモかりながら、この建てかえ計画、検討させていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

私からは以上です。

副議長（高木武雄） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） いろいろご質問がありました。最初の4つですか、3つにつきましては、後で事務部長から答弁いたします。

4番目の、研修医、医師のことでありますが、研修医が死亡した事実はございます。しかしながら、その法による守秘義務や、ご両親のご希望により、これ以上の報告はできませんのでご了承下さい。研修医は、定められたスケジュールにより各科をローテーションして研修を行っております。各科においては、指導医等がカリキュラムに従い、ほとんどマン・

ツー・マンで指導しております。管理体制に問題はないものと考えております。

以上です。続きまして、事務部長より答弁いたします。

副議長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） それでは、私の方から何点かご答弁を申し上げます。

初めに、人材派遣の件ですけれども、いろいろご指摘をいただきまして、スキルアップのことまでご指摘をいただきまして大変恐縮をいたしております。ただ、9月議会、あるいは常任委員会協議会、全員協議会でもるるご説明を申し上げましたけれども、県立病院等のことを引き合いに出して恐縮ですけれども、いろいろな県立病院をはじめとして、そういった事務手続については、遺漏なく行われているところはいっぱいございます。そういう中で、旭中央病院というのは、議員ご案内のとおり、53年間創設以来黒字を続けてきた、日本国内でもまれにみる経営形態の病院でございます。そういう中で、一部事務組合という制度の中で、ややもすれば、確かに行政部局と比較して随意契約が多いというふうな問題があったかと思えます。それについては、順次改善をするように今努力をしているところでございます。

そういうことでございますので、私としましても、いろいろ正直申し上げて、日常の事務の流れというのが、県やあるいは多くの市長部局等の事務と若干違うなという思いは、常々思っております。ただ、今申し上げたような、53年間の歴史の中で培われてきた独特のルール、やり方の中で、初めて日本有数の病院たり得るという事情もございまして、私から担当に対して個別に、ここはこうしろ、ああしろというふうなことを、例えば県と同じように、全部こと細かいルールを指摘してやるということは、通常行っておりません。そこには、いろいろ問題もあるかと思えますけれども、そういった中央病院の存在感というものがあから、そういったものを尊重して事務を行っているということは、どうかご理解をいただきたいと存じます。

それから、入札、あるいは随意契約という話ですけれども、指名審査会を設けなかったということですが、これは随意契約による見積もり合わせということですので、これも9月議会等でご説明したとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、随意契約につきましては、地方公営企業法施行令第21条の14というのがございまして、これで認められている制度でございます。それから、見積もり合わせの受付期間が違うじゃないかということですが、これも協議会等でご説明申し上げたところですが、会社側から受け入れ条件を慎重に検討したいという申し出があったために、そういった長期間を要することになったものでございます。それから、契約内容のところ、保証

金等の取り扱いが違うじゃないかということですがけれども、これも先にご説明をしたとおりで、あくまでも職員の方の処遇を考慮して、万々がーの場合を想定して、そういった措置をとったものでございます。

それから、バックにある金融機関の信用度について云々するのはどうかということですがけれども、これも今申し上げたとおり、万々がーのことを心配してのことでございますので、個別に金融機関名を挙げて、ここは危ないとか云々ということは、いろいろ問題がありますから申せませんけれども、そういった心配をしたということで、そういう措置をとったものでございます。

それから、競争性ということですがけれども、これは、その時点で終わってしまう工事等とは違いますので、契約がしばらく続きますので、そういった切磋琢磨をしていただいて、よりよい制度にしていきたいということから、そういったことを申し上げたわけです。

それから、部署のことにつきましては、これも前回ご説明したとおりですがけれども、あまり、100人近くになりますので、1社では負担が重いということで、二つに分けてお願いをするということにしたものでございます。

それから、更新のところ、期間は無制限ではないかというお話ですがけれども、そういうことはございませんで、一応3年間という法の縛りもございまして、そういった措置でございます。

(「議長、まるきり答弁にならないよ、それでは。ちょっと、ここで休憩とって。」の声あり)

病院事務部長(今井和夫) 質問に沿って、お答えをしているつもりでございます。

副議長(高木武雄) 一応区切りまでやってもらって、それからにします。

病院事務部長(今井和夫) それでは次の質問に移ります。

経営の現状あるいは今後の方針ということですがけれども、今年度につきましては、診療報酬の大きなマイナス改定や燃料費の高騰もございまして、経営的には大変厳しい状況が続いておりますけれども、材料費など、費用の節減に努めておりまして、年度末には利益を計上できるというふうに考えております。昨年、前年との比較ということですがけれども、単純に申し上げますと、昨年の10月現在では、利益はおよそ6億円程度ございまして、今年は3億円強という状況でございます。ただ、これは、今後、年度後半に、いろいろな要素もございまして、決算見込みが幾らかということは、現時点ではちょっと申し上げる段階ではないと思います。

それから、今後ということでございますけれども、現在行っております近隣の病院との医療連携を推進させると同時に、医師、看護師をはじめとする医療スタッフの充実を図りまして、救急医療、高度医療、あるいは福祉、介護の向上としまして、地域住民の方々からより一層の信頼を得られるよう、努力する所存でございます。また、経費の節減につきましては、引き続き材料費等の圧縮に努めていきたいと思っております。

それから、病棟の建設計画ですけれども、現在の進捗状況、検討状況を申し上げますと、各部署に、施設や機能についてのアンケート調査を実施いたしまして、この情報をもとに、部署ごとにヒアリングを行い、現在の建物及び運用面での問題点や、今後建てかえ時における課題などを整理する作業を進めております。一方、病院全体にわたります大きな課題に対しましては、9つのワーキンググループ、病棟ワーキンググループ、あるいは診療機能ワーキンググループ、手術ワーキンググループなどなどがございますけれども、そういったものを作りまして検討を重ねておりまして、これらを反映した基本計画を年度末までに策定し、議会にもご相談をした上で計画を進めてまいりたいと考えております。

今回の計画といいますのは、耐震化が図られていない病棟や、検査レントゲン部門を新築し、災害拠点病院の責務を果たすことと同時に、患者様の医療環境の向上、医療の質の向上を目指すものでございます。また、病院職員の労働環境を改善することによりまして、医師、看護師等の確保も容易になり、地域医療の確保と健全経営にもつながるというふうに考えております。地域住民の医療ニーズ、あるいは病院経営、双方から望まれるわけですけれども、計画を進めていく上では、議会の皆様方にご相談をするとともに、県、あるいは国の事前審査といいますか、事前の相談が要求されておりますので、そういった関係機関とも十分に相談をしてまいりたいと思います。

それから、建設委員会等に、議員をなぜ入れないのかということですが、これはいろいろ考え方があろうと思っておりますけれども、今、ご説明しましたように、多くのワーキンググループを使って、問題点の抽出をするという大変、非常に作業量の多いところをやっておりますので、ある程度問題点をしぼってまとめた上で聞いていただいた方が、よりご判断がスムーズにいくのではないかと考えております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 財政課長。

財政課長（高埜英俊） 契約の関係についてお答えします。

私の方では、業務の内容、それから、契約の手続について、中央病院の方のものは分から

ない部分は多々ございますので、具体的にお答えできないことをお許しいただきたいと思
います。それで、私の方で契約事務を取り扱う場合がございますけれども、業務の内容上、ど
うしても必要があるという理由がある場合には、業務を複数の契約に分けてとり行くと、例
えばそういうようなこともあるというふうに考えております。ただ、その場合にも、業務の
円滑な執行、それから経済性、そういうものには十分配慮しなければならないというふう
に考えております。

以上です。

副議長（高木武雄） 一般質問は途中ですが、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時25分

副議長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対して答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 1点、答弁漏れがございましたのでお答えをさせていただきたいと思
います。

宮内県議の問題ですけれども、宮内県議が民間の会社の役員を務めるということには、何
ら問題はないだろうと思っておりますけれども、その会社が、中央病院等、公、市に関連をする施
設の請負をする、そういった仕事に携わるときには、少し避けてもらった方がいいだろう、
そういった意味合いで申し上げたことでございます。

以上です。

副議長（高木武雄） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 公園の施設の現状と利用状況について、ご回答申し上げます。

市立公園について申し上げますと、全部で20か所ございます。地域別に申し上げますと、
旧旭市12か所、旧海上町3か所、旧飯岡町3か所、旧干潟町2か所ございます。このうち、
都市整備課の管理している16か所についてお答えいたします。

公園の全体面積は、45万8,535平方メートル。このうち借地がある公園が3か所ござい
ます。借地面積は7万8,229平方メートル。この借地料は、年間約580万円ほどでございます。

この借地料は、土地評価額等から算出しております。管理の形態は、市直営で、一部業務委託を行っておりまして、維持管理費用は年間約5,300万円ほどでございます。

それから、利用状況でございますけれども、例えば、ゲートボールやグラウンドゴルフ、それからウォーキングや散策、また、桜まつりや、地元のさまざまな祭りなどに利用されているのが現状でございます。

それから、次に、今後の整備計画、袋公園でございますけれども、この袋公園の整備計画は、現在の整備区域ですと、約2.8ヘクタールについて、平成13年度より整備を進めておりまして、本年度は、じゃぶじゃぶ池、それからトイレ等の工事を行っております。整備区域全体の完成は、事業年度期間であります平成22年度を予定しております。

それから、先ほど議員からご質問がありました第2次計画、拡張区域なんですけれども、これは、近年、桜の名所、それから市民の憩いの場としまして、来園者の増加に伴いまして、駐車場の確保や、防災機能を備え兼ねた多目的広場の確保が求められております。このようなことから、区域の拡張を計画しまして、現在、県をはじめ、関係機関と協議を行っております。この拡張計画の予定区域でございますけれども、現在整備中の区域の南側でございます。拡張計画の予定区域面積は約2.8ヘクタールでございます。平成22年度中に、都市公園としての都市計画決定を受ける予定で、現在進めております。

しかしながら、この計画している拡張整備の事業の開始につきましては、現在の整備区域の事業認可期間が平成22年度まででございますので、この期間終了後の、平成23年度以降に市の事業全体の優先順位や、財政状況等を考慮しながら、この計画の事業化を考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 社会福祉課主幹。

社会福祉課主幹（加瀬恭史） 社会福祉課から、児童遊園の状況について申し上げます。

児童遊園は、ブランコ、滑り台、鉄棒などを備えた身近にある規模の小さな公園で、市内に46か所ございます。総面積は4万2,478平方メートルです。地区別の内訳ですが、旭地区23か所、海上地区12か所、飯岡地区9か所、干潟地区2か所です。管理の状況ですが、土地につきましては、市の所有が5か所で、ほかは借地で、区の所有5か所、寺院の所有15か所、神社の所有13か所、個人や共有のものが8か所となっております。賃借料は、いずれも無料です。また、中央児童遊園を除く45か所について、草刈りや清掃等の管理の一部を区に業務委託しておりまして、委託料は年額一律2万円です。

利用状況ですが、少子化の影響や核家族化の進展、近年、共働き家庭の増加に伴いまして、1日の大半を保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等で過ごす児童が多く見られます。そのため、一部の住宅街の公園を除いては、子どもたちの姿を見かけることも少なくなりまして、利用状況は低くなっております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、公園の中の農村公園につきましてお答え申し上げます。

農村公園の現状につきましては、旭地区に4か所で、敷地面積8,120平米、干潟地区に3か所で、敷地面積3,789平米。これら7か所が整備をされております。年間の維持管理費等につきましては、約164万円程度を予定をしております。

今後の整備計画につきましては、現状の維持補修によります整備を行いながら、活用を図ってまいらる予定でございます。

以上です。

副議長（高木武雄） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課所管の公園についてお答えいたします。

所管の公園は3か所でございます。一つは、飯岡荘前の萩園公園でございます。面積は3,471平方メートル、所有者は旭市でございます。施設利用としましては、主に海岸の駐車場というふうになっております。管理の形態も市直轄でございます。萩園公園につきましては、主に、海岸来訪者の駐車場でございますので、整備計画につきましては、今の時点では考えておりません。

二つ目も飯岡地区で、上永井公園でございます。面積は1万162平方メートル。所有者は旭市が7,297平方メートル。借地で3人おりますが、宅地が2,865平方メートルで、賃借料につきましては、78万円となっております。管理の形態は市直轄。利用状況としての来訪者は、25万2,500人。管理費は1,454万円でございます。公園施設としまして、県が設置しました飯岡刑部岬展望館がございます。これは、旭市が指定管理者となっております。委託料収入につきましては、659万4,000円でございます。上永井公園は、県立九十九里自然公園に指定されておりますので、県と協議し、今年度は誘導灯6基、街路灯1基を設置する予定でございます。今後も、県と協議を進めながら整備を考えていきたいと思っております。

三つ目は、干潟地区の長熊スポーツ公園でございます。面積は3万3,049平方メートル、公園面積としては、1万4,845平方メートルで、ため池が1万8,204平方メートルとなってお

ります。所有者は旭市でございまして、管理の形態は市直轄、利用状況につきましては、釣り堀センター、年間1万245人、野球場が5,160人。ゲートボール場が6面の3,840人となっております。管理費は、883万5,000円でございます。長熊のスポーツ公園は、昭和63年に開設をしまして19年を経過するため、施設の老朽化も見られます。新市建設計画において、主要事業として位置づけておりますので、今後施設調査を進めながら、整備を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 生涯学習課の関係の野外運動施設の現況と利用状況について申し上げます。

市内の野外運動施設としては、野球場が5か所、庭球場が4か所、あとスポーツ公園が1か所、それとあとソフトボール場、コミュニティ広場、スポーツ広場、全部で13施設ございます。その土地の面積につきましては、合計で14万3,053平米。借地につきましては、1か所、塙のソフトボール場4万618平米で、借地料は10万円であります。維持管理費につきましては、全部で2,511万5,000円であります。

これらの施設の利用状況ですが、平成17年度の実績で申しますと、まず野球場で5か所、合計で年間延べ3万695人の方が利用されております。前年度比較しますと、14.2%増えております。これは、平成16年10月より、新しく海上コミュニティ野球場がオープンしたこともあり、増となったものと考えております。

庭球場については、市内4か所合計で、年間延べ利用者は1万8,901人であり、各地区とも前年度とそれほど変わってはおりません。ソフトボール場については、飯岡の塙地区に専用のソフトボール場がありまして、ソフトボール協会飯岡支部において、毎年、春と秋の大会で利用されておりまして、特に人数は把握してございません。

その他、飯岡ふれあいスポーツ公園、仁玉コミュニティ広場、仁玉スポーツ広場については、老人クラブのグラウンドゴルフや、スポーツ少年団の野球、サッカー等で利用されております。

今後の整備計画についてですが、現在のところ、大規模な改修や新規に野外運動施設として整備する予定はございません。なお、飯岡塙地区のソフトボール場については、所有者の申し出によりまして、本年度いっぱい利用となります。今後もスポーツの日常化と、市民の健康増進に向け、施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（高木武雄） 建設課長。

建設課長（米本壽一） インフラ整備のうち、まず道路についての舗装率と、延長距離をお答えいたします。旭地区75.7%、道路の距離に対して舗装距離を述べます。470キロメートルのうちの356キロメートルということです。飯岡地区72.7%、161キロメートル分の117キロメートル。干潟地区60.3%、231キロメートル分の139キロメートル。海上地区45.9%、223キロメートル分の102キロメートル。

次に、現在の要望件数です。301件ございます。各地区の内訳は、次のとおりでございます。合わせて延長距離も申し上げたいと思います。旭地区110件、29.4キロメートル。飯岡地区32件、6.7キロメートル。干潟地区80件、15.1キロメートル。海上地区79件、28.3キロメートル。合計79.5キロメートル。そのうち、地域排水路の整備要望は、29件ございまして、8.3キロメートル。こんな状況でございます。

以上です。

副議長（高木武雄） 水道課長。

水道課長（堀川茂博） 私から水道の関係についてお答えします。

初めに、各地区の水道の普及率については、平成17年度末現在で、旭地区73%、海上地区78.1%、飯岡地区80.4%、干潟地区81.8%。全体では76%となっております。

次に、配水管の要望件数について、延長についてお答えいたします。今後の要望件数については、旭地区1件、海上地区1件、飯岡地区1件の3件で、延長については、4,085メートルとなっております。給水区域内の配水管の総延長は、535キロとなっております。

次に、今後の整備計画についてですが、水道施設については、給水開始から25年が経過しており、配水管の耐用年数が40年ということで、現在安定期に入っておりますが、配水管を除く電気計装設備等の各施設に老朽化が見られるため、今後は計画的な更新工事を含め、給水エリア全体の見直し並びに総点検を行い、新市施設整備計画を策定し、配水施設の一体化を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） それでは、高橋議員のご質問に補足で、もう一度ご説明申し上げます。

まず、法律の規定によりまして、入札あるいは随意契約等について、金額の規定があるだ

ろうということですが、これは確かにそのとおりでございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、病院側としましては、地方公営企業法施行令の規定によりまして、今回は随意契約の要件に合致するという解釈をとりまして、そのようにさせていただいたものでございます。

それから、そのことに関連しまして、指名審査会等のお尋ねがございましたけれども、確かに、一般に、いわゆる入札の場合に、指名審査会であれば要は二者択一で、該当するかしないかという判断になるわけですが、今回はそういった見積もり合わせということでございましたので、契約の際に職員の処遇のことを考えて、保証金等の特別な、そういった何といいますか、万が一のことを心配した措置をとらせていただいたということでございます。

それから、期間に差があるのではないかとご指摘ですが、これも確かにそのとおりで、個々見積書は日付けが違いますけれども、これも協議会でご説明しましたように、事業者側の、今回の受け入れについて、期間がほしいという申し出によりまして、相応の期間をとったために、そのような形になったものでございます。

それから、2回見積もりが出ているだろうということですが、これも新規の職員の分につきまして、改めて条件を確認したために、そのような形になったものでございます。

それから、現状維持であれば、本来入札にすべきだろうということですが、これも先ほどご説明しましたように、私どもとすれば大手の、通常病院が取引のございます大手の2社、プラス今回提案のあった2社、4社でいだろうという判断をしたものでございます。

それから、保証金のこと。これは今申し上げたとおりですが、信用力の点で金融機関に差があるのかということですが、金融機関が事業会社に対して保証ができないのはそのとおりですが、いろいろな総合条件を判断いたしますと、やはり大手の金融機関の信用力というものを評価いたしまして、大変恐縮ですが、信用金庫等のものにつきましては、そういった措置をとらせていただいたということでございます。

それから、契約書が違う、あるいはその契約期間が違うだろうということですが、これは、相手方が通常使っております契約書を使用したために、そのようなことになったものでございますが、最長3年間という考え方に変わりはありません。

それから、見積もりで22万円のものがあるだろうということですが、これもご説明したとおりで、新規分につきまして、そのような交渉の結果、少し安くなったということでございます。

それから、部署につきまして、最後に見積もり結果が出てから決まったように文書が出ているだろうということで、そのように書面を提出してございまして、そのとおりでございますけれども、これもご説明しましたように、大変人数が多うございますので、そういった少し分けて競争をしていただくことを続けていただきたいという趣旨から、そのようにしたものでございます。

それから、事業者側の事務所の設置、あるいは取締役の退任の件、お尋ねございましたけれども、これは事業者側がやられることで、私どもが何か特にコメントできるようなことではございませんので、ご了解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それでは、再質問いたします。

まず1点目、人材派遣の件でございますが、これは契約の法律の中では、もうこういう人材派遣というのは50万円以上になっているわけですよ。それで、公営企業全適、これはもう、それは十分知った中で質問するわけですが、法律は、上の法律が優先するわけでございます。そういう中で、なぜこれをまず取り入れなかったのか。その問題ですね。そのときの臨時職員の処遇ということでございますが、当然そのときに、各社に、口頭であろうと文書であろうと、中央病院としては、これだけ今給料を払っているんだよ。それからまた、福利厚生にもこれだけかかっているんだよと。それを出さなくちゃ、これは相手も入札に応じることができないわけ。ただ安ければいいのではなく、当然条件つきですから。そういう中で、これは当然入札にかかるべきだと思うんですよ。入札にかけたら、かけることができない。それではまた問題があるからという理由は、全く通らないと思うんですね。建設関係ではそうでしょ。ちゃんと仕様書があるわけですよ。こういうふうに通るんだよと、そういう中で幾ら出さず。それと同じで、やはりこの時点で、中央病院としては、今これだけ払っているんだから、こういう条件の中でおまえら幾らでできるんだと。そういう入札が、本当だと思うんですよ。それをやらなかったということは、なぜなのか。

それから、見積書の提出ですか。かなりの長い期間にわたってございまして、業者側がすぐにはできないということでございますが、そのときに、（株）クオンでも、最終的に出したのはエーイーエス（株）ですか。最初と最後、50日もあるわけですよ。ですから、その前、何日か前にはすでに出してあるわけですよ。ですから、こんなに長い見積書の提出期間は、普通には考えられないわけですよ。これは本当に、ただ言い逃れの答弁に、私はなると思いま

す。

それからまた、同じことで2回も見積書が出る。こんなばかな話はないと思うんですね。幾ら見積もり合わせでも、これは入札で同じ方式をとって、本来だったら業者を集めて、そこで開札するのが本当なんです。それが、全くこれはやっていない。これはなぜなのか。

それから、2社の契約が違う中で、片方は先ほどまた同じような答弁をしていました。片方は信用力があるから。片方は、信用力というのは、銀行の信用力があるから。片方は、信用金庫である。こういう信用力は、本当にやはりとってつけたような答弁だと思います、私は。

それから、後から22万円なんかと見積もりですか、出ていますが、これは、この時点では関係のない見積書だと思うんです。これは、後でまた入札なり何なりをする問題ではないんですか。それから、結局、臨時職員を移行する際、多いから、2社の方が、云々といいますが、むしろ、1社の方が安いわけですよ。競い合わせるといったって、競い合わせる、それが入札ではないんですか。その辺、どういうふうに考えているのか。そして、そういう中で、あれですね、ここで会社の謄本を見ますと、(株)クオンは2月1日に見積書を出して、2月8日に事務所の設立をしたということは、(株)クオンはそれだけもう決まったということですね。それでなくちゃ、あえて経費をかけかけ、事務所要件ないですから、あえて事務所を構える必要はないんですよ。ですから、ここで私の推測ですが、もうすでに(株)クオン1社に決まっていたんだと、そういう中で、天の声があったから、あえて入札方式をとったと。そう言わざるを得ないと思うんです。

そしてまた、先ほど市長は、これは私は、市長の言ったことはごもっともだと思います。しかしながら、公正に、この入札で、この会社が落としたのであれば、あえて役員をやめる必要はないわけです。逆に、何かがあったから役員をやめたのではないかと。普通、みんなそう推測しませんか。やめる必要はないと思うんです。これは、市の入札に関してならまだしも、県議ですから、この自治体には全然関係ないわけですから。この二つを見たら、これは入札以前の問題ですよ。何かがあったからと疑われてもしょうがないわけですよ。その辺どういうふうに考えているのか。

それから、3年契約の問題ですが、ここに、労働者派遣事業法、この中に派遣契約の制限というのがありまして、自動更新は認められませんが、こういうことをうたってあるわけですよ。これでは、自動更新になってしまうわけですよ。これではまるきり法に違反しているわけですが、その辺について、またお尋ねします。

それから、経営の問題でございますが、昨年から見ますと、今年は同期で半分になって、3億円になってしまっております。そういう中で、これからの方針としては、医療連携を図るということですが、医療連携を図るということは、病院の合併ではないんですか。そういう中で、あえて旭中央病院が、無理して建設する必要があるのか。決まってからでいいんじゃないですか。全部、そうでないと旭の負担になってしまうわけですよ。そういう中で、先ほどもやはり市長は、医療統合したいような話をしていましたが、いずれにしましても、医療統合するにしましても、何にしましても、経営の悪い病院と果たして旭中央病院が医療統合できるのか。そして、そういう結果になった中で、旭の中央病院が赤字を出した、そうなった場合には、旭中央病院の今の患者は約3割しかいないわけですよ。それで、最終的に今度は、旭が財政負担をするということになった場合、それが住民に理解を得られるのか、その辺もお尋ねします。

それから、人事管理の問題ですが、院長は守秘義務云々言っていましたけれども、風聞によりますと、いろいろ私も聞いております。しかし、この風聞が現実であった場合は、本当に大変なことになると思うんですよ。旭中央病院の信用問題にかかわると思うんですね。そういう中で、院長はマン・ツー・マンによる指導をしていたという、マン・ツー・マンの指導をしていたのであれば、きょうその医者が来なければ、すぐわかるのではないですか。それが、1週間も出てこない。それを放置しておくのは、これは全く管理責任がない。これは、ただその1点だけではなく、病院全体にそれが言われるのではないですか。その辺、どう思うのか。

それから、市が管理している公園や野外運動場ですね、かなりあります。そういう中で、今、全体で見ますと、管理費だけでも約1億1,000万円かかっていますね。それから、これからいろいろ計画しております公園等ですか、当然これもかなりの管理費がかかってくると思うんですが、そういう中で、袋の第2期工事ですか、これは、当初は平成19年度の予定であったのが、平成22年まで後退したということは、これはどういうことなのか、市長の政治判断なのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、野外運動場ですか、飯岡のソフトボール場ですか、先ほどの答弁ですと地主に返すということでございますが、今、旭で塵芥処理場、広域で計画されているわけですが、その辺に買って充当したらいかがなものかと思うんです。1億円出せば買えると思うんですね。今の場所でありまして、交通の問題、かなり渋滞すると思うんですよ。あそこには火葬場もありますしね。それから、カインズとか、いろいろあるわけですね。ですから、

1億円で買って、先行投資になるかもしれませんが、それで、その跡地に建てれば、これは買収の予定もないし、それから環境アセスメントをとるといっても簡単だと思うんですね。市は、ある程度そういう先行投資も、これはしてもいいじゃないかと思うんですね。そしてまた、それによって今までの地主に恩返しできると思うんですよ。その辺、市長はどうお考えなのか。

それから、道路排水の問題でございますが、まだまだかなり要望はございます。合併した中で、やはり住民が、ああ合併してよかったなという実感を感じるのは、やはり道路の舗装とか、そういうことなんですね。そういう中で、今までよく課長は、4メートルの市道にならなくちゃ云々と言いますが、4メートルの市道に拡幅するその仕事、これはやはり市がやることですね。住民がやることではないんですよ。そのために、市の職員は働いていると思うんですね。それとまた、この交付税ですか、交付税というのは、人口、それから面積、それから道路等によって、交付税の算定基準が決まると思う中で、やはり住民の生活道路、これはある程度必要だと思うわけですが、そういう中でどのようにお考えなのか。

以上、質問を終わります。

副議長（高木武雄） 高橋利彦議員の一般質問は途中ですが、昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

副議長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

（「時間がないので、簡単明瞭にお願いします。」の声あり）

市長（伊藤忠良） はい。それでは、まず県議が役員を務めている問題で、やめる必要はなかったという件でございますけれども、そのとおりだろうと思います。ちょうど、9月の定例議会があった後に、倉橋の稲荷神社の集まりがありまして、たまたま県議とそこで同席になりましたものですから、県議、法的には全く問題はないだろうけれども、同じ旭市の選出の県会議員が、旭市の仕事を受ける会社の役員ということでは、どうも聞こえがよくないん

じゃないか。そんな話を、その地域の皆さん方もいる、何人かお出でになる所で話をさせてもらいました。そういったことを受けて、恐らくおやめになられたのではないのかなと。また、違った要因があったのかどうかはわかりませんが、そんなふうを考えております。やめる必要はないけれども、私はできれば旭市選出の県会議員だから、そういったところにはできれば顔を入れてもらいたくないというのが正直なところであります。

次に、医療統合の問題ですけれども、この件に関しましては、確かに先ほどもいいましたように、周りの市にとりましては、大変な問題でして、何とか中央病院に応援をしてもらいたい、救ってもらいたい、そんなようなことを率直にお願いにも来てくれているわけでありまして。同時に、山武でもその例がありますように、一つの基幹病院が駄目になりますと、その患者さんがほかの病院に集まってまいります。そのために、今度はその病院が受けきれないという問題が生じてくるわけでありまして、そういった現象というのが、今の中央病院にも一極集中で患者さんがたくさん集まって、中央病院の院長はじめ、関係者の皆さん方が大変な苦勞をしている。こういった問題も解決をしていかなければならないわけでありまして、そういった面で、統合するかどうかは、これから議員さん方にも十分おはかりをして決めていきたい、そのように思いますけれども、この前も滑川議員からご質問いただいてお答えをしたことがあったと思いますけれども、松山先生あたりの書いてくれた本によりますと、中央病院の方式でやれば、赤字はすぐに解消するというようなことも書かれているわけですから、そういったものを考えながら、この統合問題を考えていきたい、そのように考えております。

それから、袋公園の整備計画でありますけれども、今の整備が終わったら続いてというのは、当初からの考えでありまして、それを県、国に上げて許可をもらっていくという段階であります。ただ、ちょうどまちづくりの交付金事業等も該当になっておりますから、そういったものもうまく生かせないかということも考えて検討しているわけでありまして、今の段階でありますと、一番最優先をしてやらせていただきたいと思っておりますのが学校の耐震補強、これにまず全力を上げさせていただきたい。そのように思っておりますから、基幹事業としてやる部分、少しは行いますけれども、文化の森という形で行いますけれども、あとのものは少し先送りをさせてもらいたいというのが率直な思いであります。そして、まず学校をする、次は、海上辺りの排水の問題、こういったものをまずきちんと整理をしていきたいな、そんなことを考えております。

埴地区のソフトボール場の問題でありますけれども、この件は、まず個人所有の土地であ

りますから、それをどうこうということをや役所の方で申し上げることはできません。それと、もう一つ、塵芥処理場でありますけれども、この問題も、私が旧旭市の市長に就任する前から、その広域の市町村の間で検討を重ねてきて、あそこに決められたわけございまして、私になってからの問題とも違いますし、同時に、広域で決めた問題でありますから、これをその埵地区のソフトボール場のところという件に関しましては、一度も議題にも上りませんでしたし、検討をしたこともございませんでした。

私の方からは以上でございます。

副議長（高木武雄） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） 研修医の管理体制というご質問について、私の方からお答えいたします。ご存じのように、病院にとりましては、医師の確保というのが最重要課題でございます。我々は、昭和56年からよい医師を確保するために、全国から大学卒業生を集めて、研修医として教育してまいりました。その結果、現在数十名の研修医出身の医師が、この病院の中核となって、日夜地域医療に励んでいるわけでございます。彼らがいるからこそ、この地域の医療システムが崩壊せずに残っていると言っても過言ではありません。したがって、私どもは、よい研修医を確保するために、非常に力を入れてまいりました。その結果、例えば来年度の研修医であります、20人来るところを110人以上の応募者がありました。これを試験をして、20名プラス2名、22名採用するわけであります。さらには、大学からのローテーションというんですか、たすきがけ研修と申しまして、非常に強い希望がありまして、それも1名ずつ、三つの大学、3名受けているわけでありまして、これは、研修医がこれだけなぜ集まるかということ、研修システムそのもの、なぜ皆さん集まるかということ、建物だけではなくて、あるいは機械だけではなくて、やはり研修システムがしっかりしているということによって集まっていらっしゃいます。この点からしますと、非常に我々のシステムは、少なくともどこに出しても恥ずかしくないものであらうと、このように考えている次第であります。

以上でございます。そのほかにつきましては、事務部長の方から答弁させます。

副議長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 人材派遣の件につきまして、再質問にお答えを申し上げます。上の法律をなぜ取り入れなかったかということですが、これも先ほどご説明したとおり、法律の規定に従って処理をしたということは、再三申し上げているとおりでございます。その2点目の条件をつけて入札にかけると云々というご質問がございましたけれども、一般的に人材派遣につきまして、入札で行っている例というのが、あまり私も聞いた

ことはございません。もちろん、今後ということであればそういう工夫もしてみたいと思いますけれども、そういったなぜ随意契約でということにつきましては、そういった法律の規定に従って処理をしたということでございます。

それから、見積書の期間が長すぎる、それから2回目の見積もりというご指摘がございましたけれども、これにつきましては、通常、医療機材で交渉を行います場合に、病院としましては、市長部局と異なりまして、いろいろな旭中央病院というブランド力といいますが、そういったものをバックにして交渉をするというスタイルで、これまで行われてきておりますので、そういった通常行っている随意契約の場合の交渉と同じやり方をとったということでございます、大意はございません。

それから、契約で信用力のところの話がございましたけれども、これも先ほど来申し上げておりますように、病院側としてそのような必要性の有無について判断をさせていただいたということで、あくまでも職員の処遇に配慮をしたということでございますので、この点、どうかご理解を賜りたいと存じます。

それから、多人数だという理由だけれども、1社の方が安いはずだということですが、これは、実は、予算編成の段階からいろいろな内部で議論もございましたけれども、看護助手の1グループと、それから施設も多うございますので、そういった1グループということで、二つに分けてやりたいという内々の検討をした結果の話でございます、後から出たところ勝負で決めたというようなことではございません、あくまでも最初からそういう検討を内部的にはしていたということでございます。

それから、事務所の設置の件等につきましては、今、市長からもお話がございましたけれども、議員もよくご存じかもしれませんが、病院の前に薬局の建物まで建っているものが、もう5年も前からあるそうですけれども、そういうふうに、民間の事業者側というのは、病院側が全くまだ検討すらもしていないことに対しても、先手を打って、そういった投資をしていくということは、通常よくあることございまして、そういった事業者の行動に対して、私の方でとやかく言うことはできないというふうに考えております。

それから、契約の自動更新は認められないということですが、これも全くそのとおりでございます、3年を超えた契約ということは、派遣法の上からも認められておりません。それから、1年という契約内容がございまして、それについては自動更新ということではなくて、契約の執行状況を見て、問題の有無を判断して決めさせていただくということになっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、医療連携につきましては、市長の方からご答弁ございましたけれども、医療連携というのは、病院で考えておりますのは、必ずしも経営統合だけではなくて、いわゆる患者さんの紹介ですとか、それから、病床の融通といいますか、空きベッドの連絡体制をとって、病院間で患者さんを振り分けるといったら失礼ですけども、もっとも適切な場所で治療をしていただくことによって、全体としてのこの地域の医療が効率性がアップして、患者様のためになることを総称して医療連携を図るという考え方でございます。もちろん、統合というのは中に入るわけですけども、メリット、デメリット、そういった病床配分の件につきましてもいろいろございますので、そういったメリット、デメリットを十分お示しして、後出しにならないようなご説明をして、ご理解をいただくようにしてまいりますので、この点もご理解をいただきたいと存じます。

副議長（高木武雄） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 生活道路、今後どのように考えているかについてお答えします。要望は大変多くございます。地域バランス等を考慮しながら整備したい考えです。なお、4メートル幅の件につきましては、舗装する際に、市として、建設課として用地買収に努めたい、こんなふうな考えです。

以上です。

副議長（高木武雄） 高橋議員。

21番（高橋利彦） では、最後の質問をします。

財政課長に、先ほど質問を忘れてしまいました。再度ご質問しますけれども、先ほどの人材派遣の状況であれば、本庁であれば、どういう、簡単でいいですから、随意契約で通すのか、それとも指名にするのか、その辺で簡単でいいです。簡単にご説明いただきたいと思えます。

それから、市としては4メートル道路にするために努力するということですが、交付税の基準からしましたら、最悪4メートルにならなかった場合は、是が非でも生活道路であれば、これは舗装していただきたい。それが、交付税のまず算定基準になっているわけですから。それができないなら、これは当然の義務でありますので、4メートルに、夜を寝ずにしてでも買収のために頑張ってください。

それからあとは、先ほど病院長が、ちょっととんちんかんな答弁をしておりましたが、なぜ、私は管理体制の問題を聞いたわけですよ。最初は、管理体制において、全く病院長は関係ないようなことを言っていました。この管理体制というのは一番大事なことです。そ

ういう中で、もう1回答弁いただきたいと思います。

それから、市長には、ごみ処理場の問題、これは、どこの地区でも同じです。うちの近くにはしょうがないけれども、遠くならいいと。そういう中で、塙の運動場ですか、あれは売りに出ているというような話も一部聞いておりますので、保険として、ぜひ市として買っておいいただきたいと思います。それで、もし売れなかったら、競売でも何でもかければ、今の時代ですから、豚屋さんでも鳥屋さんでも、みんな買う人は幾らでもいるでしょう。そういう中で、市長、どういうふうにお考えなのか。時間がありませんので、それだけ質問して。簡単に答弁いただきたいと思います。

副議長（高木武雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 塙のソフトボールの跡、保険だと思って市の方で取得をとということでございますけれども、周りの関係の2市とも相談をさせていただきながら、また検討をさせていただきますと思います。

以上です。

副議長（高木武雄） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） また繰り返しますが、詳細につきましては、守秘義務がございますので、これ以上の報告はできません。それから、管理体制には問題はないものと考えております。

以上です。

副議長（高木武雄） 財政課長。

財政課長（高埜英俊） 先ほども申し上げましたが、業務の内容について分かりませんので何とも申し上げられません。ただ、できるだけ入札で進めようというふうな姿勢があることは事実でございます。

以上です。

副議長（高木武雄） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 道路の件ですけれども、交付税の基準とはまた別に、臨機応変に対応したいんですけれども、できる限り4メートルにこだわりたい。

以上です。

副議長（高木武雄） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） ちょっと、私、質問を忘れたんですが、病院建設に関しては、当初か

ら議員をぜひ建設委員として入れていただきたいと思います。それと、院長、管理監督問題については、全然認識されていないようですが、この辺十分認識した中で、今後の病院経営に当たっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

副議長（高木武雄） 高橋利彦議員の一般質問は終わります。

日 下 昭 治

副議長（高木武雄） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（ 13番 日下昭治 登壇 ）

13番（日下昭治） 13番、日下昭治です。

平成18年旭市議会第4回定例会において質問を行います。

合併をして1年半余りを経過し、その間に平成17年度決算審査も済みました。一般会計では、歳入200億9,195万円、歳出187億9,841万円で、実質収支は12億9,354万円であり、主な財政指標としましては、実質収支比率8.8、財政力指数0.487、公債費比率16.2%で、予定した財源、事業も順調に執行されています。それらにつきましては、市長はじめ、執行部皆さんの専心努力の成果の賜物と感謝申し上げます。ただ、すばらしく順調な市政運営をされている中であっても、改革すべきところは、さらに検討を加えられて、市民へのサービスに向けられていくことが行政の健全な姿だろうと思います。

そこで、今12月定例会において質問させていただくわけでございます。大きく分け、質問事項は4項目になりますが、順を追って行いますのでよろしくお願い致します。

まず1項目め、職員の新規採用について伺います。広報あさひ7月1日号において、平成19年度新規職員の採用の件が掲載されておりました。その中で、一般行政職上級を若干名、同じく行政職初級と保健師職を若干名、一般行政職の身体障害者対象を1名。それから、消防職初級及び救急救命士を若干名。また、中央病院での病院職上級と病院職初級、身体障害者対象を若干名募集することとなっています。すでに試験は、東総地区広域市町村圏事務組合で一括実施し、その後募集職種ごとに面接等を経て、採用されるものと思われます。1次試験については、9月に実施されており、その後2次試験等も実施されて、採用予定者は決定されているものと思われますが、各職種における採用内定者数について報告を求めるものでございます。また、必要とする根拠があると思いますので、同じく報告を求めます。中央病院においては、平成19年度採用は、身体障害者対象の初級と、上級のみ募集であります。

それらに当たる根拠についても同じくお願いします。

また最後に、人材派遣会社派遣職員についての平成19年度における方針も伺います。もう少し伺うところでしたが、高橋議員の答弁の方にも伺っていらしたので、あとは省略させていただきたいと思います。

2項目め、入札制度について伺います。この入札関係の質問については、8日の一般質問の中で滑川議員も行っておりますので、重複するところもあろうかと思いますが、できる限り違った角度で行いたいと思います。

本市では、平成22年度より電子入札を本格導入すると、行政改革アクションプランにおいて示されました。これら入札制度の改革も重要な施策の一つだと考えます。平成22年度までには、まだ何年かありますが、電子入札となりますと、周到な準備も必要なことだと思い、現時点での取り組みの状況について報告を求めるところでしたが、滑川議員の答弁で伺いましたので、その辺は省略したいと思います。

また、最近、メディア等でも盛んに取り上げられている官製談合事件があり、福島県知事の辞職、そして逮捕、続いて和歌山県と、また最近では宮崎県と、同様逮捕され、近いところでは、成田市においても契約の違法により市長が逮捕されております。それらの契約は随意契約、指名入札制度による弊害の典型的な例だと思います。地方公共団体における契約は、一般競争入札が原則であります。平成22年度に導入されることとなっている電子入札制度までには、ダイレクト入札の取り組みの検討もされているとのことですが、ダイレクト入札取り組みの方針について報告をいただきたいと思います。中央病院でも、今後医療機器のみではなく、多方面にわたって契約される件数が増すであろうと思われるので、それらに対する取り組みの方針も併せて伺います。

3項目目の質問に入りますが、これらも木内議員が質問されていますが、私なりに質問させていただきたいと思います。

平成の合併の第2ステージとして、県が11月13日に合併推進構想案をまとめ、県市町村合併審議会に示したとして、14日付け千葉日報一面で大きく取り上げていました。その構想案では、県内56市町村のうち、10地域40市町村に対し、自主的な合併推進が必要とし、合併の組み合わせ案を提示したとなっています。県は、検討するに当たって、自立性や地域特性などを踏まえた基礎自治体のあるべき姿として、おおむね人口10万人程度以上を基本とし、市町村の考え方や将来の見通し、ヒアリング結果などを考慮した上で具体的な合併の構想をまとめたとなっています。当然のごとく、我が旭市も匝瑳市と銚子市、東庄町の組み合わせ案

として提示されています。その中で、通勤通学は銚子市、商業圏は旭市が中心であるが、今後は深刻な人口減が予想され、地域資源の活用で共通課題を解決できるからとしている。合併し、2年や3年でまちづくりができるものであるとは考えられませんが、県が示した合併第2ステージ案について、県と関係する自治体とでヒアリングを実施されたかのように読み取ったわけですが、木内議員への答弁では、市長は、県から正式な通達はないという話がありました。また、暗に合併の取り組みを考えるのではなく、現体制でのまちづくりをすることが、全力でまちづくりをすることに対し、全力で取り組まれる旨の発言がありました。

ただ一つ、注目しなければならないと思うような記事の掲載もありました。それは、11月15日読売新聞の記事です。県の掲示と同時期でございます。それらにつきましては、皆さんも読まれたかと思いますが、旧合併特例法下での平成の大合併から半年過ぎたので、全国1,817市町村を対象としたアンケート調査が行われたとなっております。本市にもアンケートの依頼はあったかと思いますが、いつ、どのような形でできまして、どなたがどのように答えられたかを、分かる範囲で結構ですので、報告願いたいと思います。

また、アンケートの集計結果が公開された中で、合併の目的の一つとして、財政基盤の強化が上げられていたが、財政状況の厳しさは、合併した自治体も合併できなかった自治体も大差がなかったということです。現在の財政状況について、好転の見通しが立たないと答えたのは、合併した自治体であっても68.6%。合併できなかった自治体で72.4%だそうです。また、将来の合併や再合併が必要であると答えた自治体が45.2%、その中で、平成17年度3月いっぱいまで合併した自治体でも、29.5%が再合併の必要があると答えています。

そのような状況を踏まえると、そう遠くない将来、国や県の施策として、新しい合併の案が示されてくるのではと考えられます。その際、市民の皆さんに不安を持たせるようなことになってはと思いますので、市長の考えを再度伺いたいと思います。

最後の質問事項になりますが、消防団の再編について伺います。

消防団の活動につきましては、今さら言うまでもありませんが、市民の生命・身体・財産を守るため、昼夜を問わず活躍されている1,052名が条例定数の団員だそうです。現実数としては1,033人だそうですでございますが、団員の皆様に対し敬意と感謝を申し上げます。

消防団の再編計画については、合併協議会でも再三にわたって検討されておりました。本議会の質問でも意見が交わされてきていますし、また過日、盛大に行われました消防団家族に対する感謝の集いの市長のあいさつの中で、「合併したからといって、団員数を減らすよ

うなことをしたら消防関係の補助金がカットされてしまうので、現体制でいきますので、家族の皆様にはぜひ協力していただきたい」という旨の発言があったかと思えます。ただ、団員数を減らす云々というよりも、団員の確保が非常に難しくなっていることが実態ではないかと思えます。消防団の設置や名称は、消防組織法第15条により条例で定めることとなっています。また15条の2項では、消防団の組織は市町村の規則で定めることとなっております。

そこで何点か伺います。

1点目、合併して団員を減らした場合は補助金のカットをするとする総務省、あるいは消防庁よりの正式な通達文書等が来ているかどうか。あるとすれば内容の報告を願いたい。

2点目、団員数を減らすことができないとしても、現在、4方面隊、18分団、64部で組織されている消防団組織をもう少しスリム化する必要はないのか。それと現在、団員が一部30名の部があったり、逆に少ない部では6名という部もあります。それらを再編化する必要はないのか。

3点目として、本年度予算において2か所の機庫の改築工事費として2,300万円が予算計上され、承認されていますので、既に実施計画に入っているものと思いますが、今後再編がないとするならば、全体では64部もあるわけですし、相当数の部において機庫の改築や機械・機具の更新が想定されると思われませんが、それらに対する計画としてどう考えられているのかを伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

再質問は自席で行います。よろしく申し上げます。

副議長（高木武雄） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） それでは、日下議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、県の示したさらに広域な合併推進構想でありますけれども、この件に関しましては、先日、木内議員の質問にお答えをさせていただいたとおりであります。現状としては、県の方からは、まだ正式には通達をいただいております。通達が来ましたら、これはもう当然、私一人であれこれ考えていくような問題では決してございませんから、もう、いの一番に議会の方に相談をさせていただいて、しっかりとした検討をさせていただきたい、そのように考えております。

同時に、この間もお話を申し上げましたように、今、匝瑳・銚子・東庄、こういった所とは、病院の問題をはじめ幾つかの病院問題、広域のごみの処理の問題等幾つかの問題を一緒に検討させていただいておりますので、こういった中で、できれば各市町間のコミュニケーションをしっかりと図ることができれば、自然にそのような方向につながっていけるんじゃないのかな、そんな期待をしております。我々が旧1市3町で合併をした時にも、病院や塵芥、あるいは消防、さまざまなものを一緒にやってきた、そういったことが一番のもとになって、合併というのが進められたわけでありますから、そういった面でもしっかりとコミュニケーションを図れるように努力をしていきたいな、そんなふうに思っております。アンケートの結果等につきましては、担当の方から答えをさせていただきたいと思っております。

次に、消防団の再編問題、これも、滑川議員の質問にお答えをさせていただいたとおりでございます。あの消防庁の長官の通知により、数を減らしてはならないというような申し入れをいただいておりますけれども、単純にこういった問題だけで解決をすることができる問題ではありませんから、消防庫の建設、あるいはそういったものと絡めながら、それから今度、何と申しましょうか……消防長、何と言いましたっけ、あの。

(「機能別です。」の声あり)

市長(伊藤忠良) 機能別か。機能別団員というようなものも認めてくれるという形のようなので、そういったものも含めながら、再編を検討していきたい、そのように思います。当然、各区区民の皆さん方、あるいは消防団団員の皆さん方の気持ちというのがもう一番大事ですから、その辺をしっかりと相談をしながら進めていきたい、そのように思いますので、よろしくひとつご指導とご協力をお願いしたいと思います。

私の方からは以上です。

副議長(高木武雄) 総務課長。

総務課長(増田雅男) それでは、私の方から来年度の採用の内定者数と根拠についてお答えいたします。

来年度の採用名簿登載者数でございますが、一般行政職が7名、それから保健師が3名、それから消防職が4名の計14名の予定でございます。

採用の根拠でございますが、根拠といたしましては、アクションプランで示してありますとおり、退職者の3分の1程度の採用を基本としておりますが、来年度は、保健師につきましては介護保険、それから国民健康保険、それから障害者福祉等において新たな制度で有資格者を必要とする職種ですので、3分の1よりも多少増えて採用を予定しているところでござ

ざいます。

以上です。

副議長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 日下議員の質問のうち病院に関係する分をお答え申し上げます。

病院事業職員の採用は、そのアクションプランに沿ったものかというようなご趣旨でございますけれども、採用につきましては、おおむねアクションプランに沿った採用を予定いたしております。

それから、初級職の身体障害者でございますけれども、これはもちろん、全体の数としては職員の数の中に含まれまして、アクションプランに沿った採用という中に入るわけでございますけれども、何分、その基礎になる病院職員数多うございまして、いわゆる障害者雇用率の問題がございまして、その引き上げのために、計画的に毎年何名かずつ採用をしなくてはならないというものでございまして、その一環の採用でございます。

それから、19年度の派遣の取り扱いというご質問でございますけれども、これにつきましては、契約に従って処理すべきものというふうに考えておりますけれども、本会議あるいは協議会等で種々ご指摘も受けておりますので、そういったご指摘を真摯に受け止めまして対処していきたいというふうに考えております。

それから、契約の件でございますけれども、これにつきましては一般競争入札、指名競争入札、随意契約を現在、それぞれの条件に合わせて行っているわけですが、今、ご質問にございましたような、電子入札、その他いろいろございますので、市長部局の例に倣いまして、今後の課題として同様に検討してまいりたいというふうに考えております。

副議長（高木武雄） 財政課長。

財政課長（高埜英俊） 入札制度についてお答えいたします。

ご指摘のありましたように、本市では平成22年度から電子入札を行う、取り入れるということで、現在検討を進めております。

それで、それまでにどのような改善を行うかということでございますけれども、まず1点目のダイレクト型の入札ということでございますけれども、これはまだ、実は研究に着手したばかりでございまして、いつごろどんな形でというような、具体的にはまだ詰めておりません。どういう制度かと申しますか、それをちょっとご説明したいと思います。ダイレクト型の制限付き一般競争入札ということで今考えております案でございますけれども、市のホームページであるとか、広報、それから建設新聞等に入札予定を開示いたしまして、要項に

基づきまして、入札参加希望業者は郵送で入札参加願を提出していただくということになります。そして、その業者に対しまして参加通知を送りまして、各種設計書類等を買っていただく。郵送ですから買っていただくということになると思います。それで、入札書を参加願と同様に郵送で送っていただきます。それを厳重保管いたしまして、開札時は、参加業者が何名か抽せんということになると思いますけれども、立ち会っていただきまして、そこで開札ということを行います。そして、落札業者に郵送で通知をするという制度でございます。

それでこれは、近隣では、銚子市が実施しているということでございますので、先進市の状況等をこれから研究したいと思っておりますけれども、実はその銚子市の方が、いわゆるその落札率ですか、旭市よりも悪い状況でございますので、その辺のところもちょっと研究してみたいなと。制度を取り入れましても、結果が出ませんと難しいなと正直思っているところでございます。

それから、もう1点の改善点として今考えておりますのは、一般競争入札の拡大でございます。本市では現在、3億円以上の工事について一般競争入札を導入できることになっております。すべてということではなくて、導入できるという試行でございます。現に、海上中の改築事業では一般競争入札を行いました。周りの状況を見ますと、県では2億円以上、建設工事に限りますと5億円以上の工事、それから近隣では、銚子市が1億5,000万円、匝瑳市が、5億円以上が一般競争入札ができるということになっております。競争性を高めるためには、一般競争入札の方が適しているというふうに一般的に言われておりますし、私の方としましても今後、この金額を引き下げて対象工事を増やすことを検討したいというふうに考えております。ただ、一般競争入札の方が、期間等の手間がかなりかかります。具体的に、あの海上中の時は、1か月半くらいの時間がかかったんですけれども、普通の指名競争入札ですと2週間くらいでできるということもございまして、その辺も勘案しながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（高木武雄） 企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、私の方からは合併に関しましてお答え申し上げます。

まず、県の合併の案が示されたということで、実際にまだ正式な形ではないと。確かに、これはまだ案でございまして、千葉県の方で、この案につきまして現在県民の意見を募っているところでございます。この意見を求めまして、それで修正する点があるのかどうか、その後、正式な市町村合併の推進に関する構想という形で、県の方で出すという形になってお

ります。県の方でいつごろという話をちょっとお伺いしましたところ、できれば年内に出したいんだよというような、そういう回答をいただいたところでございます。

それともう1点、読売新聞の合併に関する全国アンケートの件でございますけれども、確かにアンケートございました。これは企画課が担当で、平成18年この10月ですね、アンケートがまいりまして、企画課の方でお答えしてございます。将来的な合併について、当然聞かれておりました。ここで、再合併は必要と考えるかというような質問がございまして、回答として実は五つ用意されておりました。一つ目が、必要かどうか検討する。二つ目が、必要だが期限にこだわらない。三つ目が必要、新合併特例法の期限内を目指すんだと。四つ目は必要ないと。五つ目がその他ということでございました。旭市といたしましては、5のその他を選択させていただきました。合併して期間もたっておりませんで、当面、新市のまちづくりを優先していく必要があると、そのような形でお答えしたところでございます。当然、有利な財政措置が認められている期間でございますので、今、まちづくりを優先させることが市にとって必要ではないかと、そのような考えからそういうお答えをさせていただいたところでございます。

以上です。

副議長（高木武雄） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） じゃ、再質問をさせていただきたいと思います。

職員の採用につきましては、一般行政職で7名、保健師で3名、それは来年度新しい制度にのりつたものをやるから、退職者よりも多い採用をするということだと思えます。当然それはやむを得ないかなと思えます。消防も4名退職者の何か、多分今年、一般行政職は18名の中で今7名、保健師が1名の中で3名を今度は採用すると。消防は4名で当然4名。消防の場合にはいろいろ勤務体制等もございまして、そういう形で当然やらざるを得ないかなと思えます。

それで、退職者のあれをいただいた時にでございますけれども、保育士が今年度末で4名やめるということでした。しかし、採用は無いという話ではございますが、その辺、何月の議会でしたか、高橋議員の質問だと思えますけれども、9月議会ですか、市長は答弁の中で、「市内には15保育所があり、保育士の数が合計131名、その中で正規の職員が97名、臨時保育士が34名で非常にバランスが悪い。時間外の保育をしたり、いろんな形で市民ニーズに応えられない」というような答弁の中で、17年度末をもって3名の保育士の退職者に対して5名の採用をしたわけでございますけれども、そのようなことを考えると、やはり19年

に向かう来年度も、そのような形も必要ではないかなという感じがしたもので、その辺が、市長の答弁とは若干矛盾するなという感じを持っておりますので、その辺、できればお願いしたいなと思います。

それと、病院の方の医療職については、院長の方からの答弁があったりいろいろございましたけれども、医療職の3ということになりますと、看護師になりますけれども、その辺は、派遣会社との関係はどうなるのかと。その辺をもしできれば伺いたいなと思います。派遣職員の関係ですね。

それと、入札等につきましては、たまたまなぜこういったものを、先日ももう滑川議員の中であったわけでございますけれども、その後実は、テレビでこういうことをちょっと見たわけでございます。それはどういうことかと申しますと、新潟市において指名入札で執行されていたときの平均落札率が96.73%、一般競争へ改革した後の平均落札率が8.5%という話があったわけでございます。そのようなことを考えると、全国的には今年度あれですか、いろんな所で知事、あるいは市町村長のいわゆる首長が14件の方逮捕されていると。それはやはり、談合に基づいた逮捕だという話も報道されているわけでございます。そういうことでそういうものを勘案した場合に、指名入札というのは、いいか悪いは、当然一長一短はあるかと思えます。しかし今後取り組むものは、ダイレクト入札なり電子入札という将来構想がございますので、そういったものをできるだけ早く入れるべきではないのかなと。それが、旭市でもやることにおいて煩雑な事務もあるかと思えますが、当然そういったのを施行することによって長所が生かされれば、それはぜひ早く取り組んでいただきたいなと思います。

実は、そんなことで、私もちょっと銚子の方のものを、銚子の結果は分かりませんが、銚子市のダイレクト入札公告と、そんなことがありましたので、これは、たまたまこういうダイレクト入札に取り組まれるという話もございましたので、できるだけ早く取り組んでいただきたいなと、そんなことの中で質問させていただいたわけでございます。その辺はまたよろしくお願ひしたいと思えます。

あと、合併の問題でございますが、先ほど、冒頭で申し上げさせていただきましたけれども、確かに取り組まれるものは、今の市政運営をいいものにして、その後いろんな面でごみの焼却場の問題も含めいろんな面でやられることは、当然そういうものはふさわしいのかなと思えます。しかし、合併協議会の際でございますけれども、多分市長の発言にもあったかと思えますが、合併は広い合併がふさわしいと、やはり、20万都市を目指すのがという話もあったんじゃないかなと思えます。たまたま私も町の方に所属しておりましたので、町の首

長もそのような発言があったわけでございます。そういうことで、すぐやれということではないでしょうけれども、将来に向けたものは、当然国の施策としても道州制の問題、あるいはそういうものに取り組む方向で進んでいるんじゃないかと思っておりますので、やはり自立する自治体をつくるには、やはり若干そういうものも考慮に入れた中で施策を組んでいただく必要があると思っておりますので、その辺をぜひ一端として取り入れておいてもらいたいなと思っております。

それと、最後に消防団の再編については、滑川議員も再三3月、あるいは9月等に多分やったと思っております。その中で、総務省の通達内容を先ほど冒頭で申し上げさせていただきましたけれども、分かる範囲で結構ですけれども、補助金のカットまで入っているのか入っていないのか、その辺を含めて、消防長の方になるのかなと思っておりますけれども、分かればお願いしたい。それとも市の方に来ているのか、その辺を含めてお願いしたいと思っております。

以上、再質問させていただきました。

副議長（高木武雄） 日下昭治議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） それでは、私の方からまず職員の採用で、今期、保育士の採用ゼロであった件でありますけれども、今、日下議員からお話ございましたとおり、本当に、旭市にあってはその臨時職員が多いということで、所長辺りからも、できればもう少し正規の職員を採用してもらいたいというような要望もあるんですけれども、ご案内のとおり、今干潟の保育所を民間に委託することを考えています。そういったことで、その保育所関係の皆さん方にも説明をさせていただいております。今年度、少し先に送りましたのは、ちょうど3か月の期間では、少し継続する期間が短いという判例が出たものですから、それでは、半年くらいかけてそういったきちんとした民間への移行ができるような形をとろう、そういったことでございまして、それを考えての保育士の採用をゼロにしたわけでございます。

それと、合併の問題でございますけれども、確かに私そのものは、少し大きい合併の方がいいというのが個人的な考えであります。そういった考えを持っておりますものですから、自分としては、これは、そんなに大きな問題だとは考えておりませんが、ただ、合併をしたばかりで、新しいまちづくりが緒についたばかりという大変な問題があるわけございまして、それをまずしっかりとこなしていきたい。そして、県の方からこの合併案が示されたときには、まず議員の皆さん方と十分に話し合いをさせていただいて、それから今度は市民の皆さん方とも話し合いをどんどん持たせていただいて、そして市民の声をしっかりととらえて、こういった合併問題には対処をしていきたい、そのように考えております。

私からは以上です。

副議長（高木武雄） 財政課長。

財政課長（高埜英俊） 契約の改善でございますけれども、いろいろご指摘をいただいた制度、それからダイレクト入札、それと一般競争入札の拡大ですか、そういうような問題につきましては、なるべく早く検討いたしまして、できるものから、条件の整ったものから着手していきたいというように考えております。

以上です。

副議長（高木武雄） 消防長。

消防長（佐藤眞一） 日下議員の消防庁長官通知の内容に、補助金カットが入っているかということでございますが、これは、明文化はされておりませんけれども、こういう一つの言葉が明記されております。「消防団員の条例定数と実員数に乖離がある消防団のうち本通知後に乖離が解消された市町村等にあつては、速やかに報告をする」と、こういう文言が入っております。ということは、ここで条例改正をしますと、地方交付税でこの消防団の運営費が当然のように措置されております。これがまず減少されます。この関係でございます。

以上です。

副議長（高木武雄） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） じゃ、最後の質問ではございますが、たしか職員の採用、保育士をとということではなく、たまたま市長が答えられていた中においては、ただ、まだその時点では、多分19年度から、干潟保育所は民営化の方向で走っていた時だと思います。そういう中でいる時に、3名の退職者に対して5名を採用したということがございましたので、それがやはり、今は1年延びておりますので、その辺はどうかという話でございまして、例えば当然のごとく、民営化にすることは、干潟保育所を手始めとしまして今後、民間委託の方向に進むだろうと想定されるわけでございますし、当然職員、将来を考えた中で、首を切るわけにはいかないわけでございますので、そういうことでやるのは当然だと思います。ただ、その辺の現在いる保育士も多分そうだろうと思いますし、昨年、今年度に向けた採用も多分抑えていてもよいのじゃないのかなと、裏を返せば、そういうことが想定されたものです。当然のごとく今、民間の保育所も何か所か市内にはあるわけございまして、むしろそこを見てみますと、保育士の年齢層はかなり低いじゃないかと。市から採用して、公立の保育所から比較するとですね。そうしますと当然、今後の改革等においては、若い活発な保育士を、安い賃金で使っている民間の保育所を見習う必要もあると。いい悪いは別ですけども、そ

ういものを含めて、18年度も人数を退職者よりも、採用が多かったということがどうかと、過去の話でございますけれども、そういうものを含めて本年度は凍結したと、常々市長、当初の予定よりも前倒しで、職員の採用を抑えながら健全な市政運営をしていくんだという話でございますので、ぜひその辺を強くまた推し進めていただきたいなと思いますので、その辺につきましてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

消防団につきましてでございますけれども、市長は答弁の中で、消防団、各地域と自治体も含めた相談をした中で進めなければならないと。しかし機庫が現実として、既に計画に入っているものはあるわけでございますので、そういうものは引き続き、次から新しい申請等あった時にそういったものが障害になりはしないかというものを含めて、考えておかなければならないだろうなと思ひます。それと恐らく、実は、これは一応素案だという話でございますけれども、団としても、多分事務局としても、素案として出てきているのが、私は手元にあるんですよ。16分団47部、そういう形の中でもう少し整理をしていけたらという話でございますので、やはりそういったものを行政主導で、滑川議員も言われたように、ある程度行政主導で進めていかなければ、各区長方は多分1年、長くても2年くらいで改選されてしまうんじゃないのかなと。そうしますと、その話が次の区長につながっていかないのではないのかなと、そういう心配があるようなわけでございますよね。それで、恐らく議員の中にも団長さんがいるわけございまして、6名の部と30名の部を一緒に指令を出すということもなかなか難しいと思ひますね。今そういう形で、取りあえずは方面隊という組織をされていると思ひますけれども、私も消防経験がありますので、多分6名の団員でできたら、恐らく30名の団員はいらなくなるんですよ。たまたまいろんな実態があつてそういうことでしょうけれども、恐らく各地区団員確保が難しい中で、そういうものをやるわけでございますので、団員を減らしてはならないということで、条例で減らすことはできなくても実数は減っているわけですので、その辺を含めながら、再編計画を近々に出す必要はあるんじゃないのかなと、そういうことを思ひますけれども、当然やはり、市長がそういう指示を出さなければ、下では多分できないと思ひますし、区長にしても実態、何もいやつでは、多分そうだろうこうだろうという話で想定したもので、テーブルにのつてこないわけでございますので、ぜひそういう面を含めて、新しい将来に向けた計画ですね。行政がアクションプランなり出していることだけでも、消防団もそれと併せてそういったものを出すべきじゃないかなと、そういうことを考えますので、その辺についてはお考えをいただければと思ひます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 日下昭治議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 保育士の採用をゼロにした件については、確かに、前年3名のところを、5名を入れたというような面も加味しながら検討をさせていただきました。これから民間移行ということも、十分考えながら検討をしていきたい、そのように思いますけれども、ただ、すべて若い職員にというわけにはなかなかいきませんものですから、その辺もご理解をいただきたいと思います。といいますのは、若い時だけは使ってやるけれども、後はどうぞご自由という形になりますと、この旭市で若い保育士の皆さん方、生涯公立の保育所であれば勤められるものを、そちらへ行くという時だけでということになりますと、今度は再就職の世話もしてやらなければなりませんものですから、その辺も十分検討しながら民間の皆さん方と検討を進めたい、そのように考えております。

それから、合併の問題はよかったですね、もう。

消防団の合併、統合の問題でありますけれども、まず消防団でありますけれども、いろんな問題が確かに浮上しております。それを行政主導でやれということでありまして、行政主導ですべてを行ってうまくいけば、大いに結構ですけれども、なかなか難しい点もあるんだろうと思いますから、その辺は十分検討させていただきたいと思います。

本当に消防団は今、なかなか団員になってくれる人が少ないという面が一つありますけれども、逆に小さい区辺りですと、下手に統合をして大きくすると、かねがねになってなかなか受けてくれない、それであれば、自分のところだけでほぼ全戸消防団の義務を果たさなければならぬようにしておいた方が簡単に受けてくれるよというような意見もあるわけです。消防団によっては、統合してもらいたいと思ってお願いをさせていただいておりましたところ、区長やそういった皆さん方はオーケーをしてくれても、消防団の皆さん方が一緒にしなくてもいいよという意見が出ているところもありまして、こう大変難しい問題がありますから、慎重にいきたい、そのように思います。ただ、職員を減らして団員を減らすことによって、補助がもらえないなんかということになりますと、大変な問題ですから、それをカバーができるような手当てをきちんとさせたい。

それから、今この消防団でもそういった問題を抱えているだろうと思いますけれども、勤め人の方が非常に多くなりました。昼間の火災ができますと、消防団のOBなり何なりに手伝っていただかなければ、実際問題として、消火活動ができないというところが結構ある

だろうと思います。その辺は、私よりも消防の団長の経験者の日下議員の方がずっとよく分かっているわけですし、そういった問題なんかも、うまく機能別で対応ができたということがあるれば、そういった方向でそのカバーができるような体制も整いながら、この消防団の再編成をしてみたいな、そのように思っていますので、皆さん方のそれぞれ実践で活動をしていただいている消防団の皆さん方、団長もおいでになりますけれども、その意見というのが非常に重要になってきますから、消防団の意見を聞かせていただいて、それを基に区、消防団の皆さん方とも相談をしながら再編成に努めたい、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

副議長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 先ほど、看護師の採用のことについて、ご質問がございましたので、今ご答弁させていただきます。

看護師数につきましては、アクションプランをご覧になっているかと思っておりますけれども、行政改革のプランの中で、18年度737名という数字を22年度までに797名ということで、60人プラスしましょうという計画になっているんですが、現状を申し上げますと、18年4月時点では740名おりまして、おかげさまで前年に比べますと20人近くアップすることができています。ここへ来まして、来年の春先にかけて、実は非常に退職者が多くなっておりまして、リバウンドというんでしょうか、もとへ戻ってしまうような形になるおそれが今出てきております。この背景というのは、何回か申し上げておりますのでご存じかもしれませんが、いわゆる看護体制の7対1、あるいは1.4対1とかという言い方もしておりますけれども、そういった診療報酬の改定の影響がございまして、例えば東大病院で、増築によりまして300人は追加募集をするんだと、新規に募集するというようなことで、院長自ら全国を出歩いて行ってかき集めにかかっているということだそうで、それでもちょっと前に聞いた話では、まだ270人しか手当てができていないということで、東大病院でもそんな状況だそうでございまして、名立たる慶応病院ですとか、いろいろな都内を中心とした非常に交通の便のいい、比較的若い看護師の方に人気のある病院がそういう確保に回っておりまして、私どもの旭中央病院では残念ながら今現在10対1ということで、7対1をとるためには、その100人とまでは言いませんけれども、かなりな数を増員しないと、その7対1がとれないという状況がございまして。もうそうした中で、じゃなぜ減るのかということがありますけれども、今申し上げましたように、やはり都会へ流出してしまうというのが、一つの大きな要

素になっているようにも、ヒアリングをした結果ではそのようにも考えております。

それからもう一つは、やはりこれも、何回かいろいろご指摘もありますけれども、処遇の問題というのも確かにあろうかと思えます。ですので、ある意味では、これは非常事態ですので、看護師の処遇というのも、ある程度やはりいろいろな形で配慮しなくてはならないというふうに考えております。

その採用ですけれども、これはホームページをご覧になっているかもしれませんが、常時40人近く募集をかけているわけですけれども、残念ながら、なかなかその適当な応募者の方が、現状確保できていないという実態でございます。看護学校をこれから増員はしたいというふうに考えておりますけれども、急の間には間に合わないわけで、現状では、残念ながら採用予定よりも退職者の方が多いというのが状況でございます。なおいろいろな院長をはじめとして病院職員一丸となっているいろいろな努力してまいりますけれども、大変厳しい状況でございますので、そういった処遇の面も含めて見直しをするということ、それからやはりいろいろな形で看護師の確保については、今後とも精力的にいろいろなプランを練ってまいりますというふうに考えております。

副議長（高木武雄） 日下昭治議員の一般質問は終わります。

ここで、2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

副議長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林 一 雄

副議長（高木武雄） 林一雄議員、登壇願います。

（17番 林 一雄 登壇）

17番（林 一雄） 第4回定例議会において一般質問の機会をいただき、感謝いたします。

伊藤市長も合併に大変ご努力されてから1年と6か月になろうとしております。この間、干潟保育所、健康福祉センター、海上中学校の新築工事や中央病院のアクセス道路、パークゴルフ場などの建設工事を手がけてまいりました。

また、合併前から合併後も、地区懇談会を積極的に夜遅くまで行い、多くの地区を回り、住民の声をお聞きになり、これから旭市の進むべき道を模索されながら取り組んでいる姿に敬意と感謝を申し上げます。

私は、市長が初めて市長になった平成14年1月の選挙公約に、「合併して行政をスリム化して、納税者に税の軽減をしなければ、若い、働いてくれる方が働く意欲が無くなります」という言葉をよく覚えております。その第一段階の合併が達成されたわけですので、今後ぜひとも、税の軽減に努めていただきたいと思います。すぐに大きな軽減はできません。時間が必要です。地味で大変な大きな仕事でもあります。平成19年度予算の中で、ちょっぴりでも見えることを期待しております。

また、合併して学校も小・中合わせて20校持たれました。これからは、改築・改修工事が行われます。耐震基準に満たない校舎は、全部建てかえがよいのですが、そうもまいりません。改修のきかない古い校舎は建てかえの工事でもよいのですが、できれば改修で進めてはと思っている一人でございます。富浦小学校のように、耐震に強いきれいな校舎に生まれ変わりますので、そう思っております。

私も文教福祉常任委員の一人ですので、一言述べさせていただきますが、今、子どもたちの週5日制に疑問を持っております。週5日で何がゆとり教育でありますか。行っていることと言っていることが、ちぐはぐではないのでしょうか。また、学力の低下も懸念されているわけであります。それで私は、土曜と日曜に補助教員の方々にお願いをして、補助授業を行っては思っております。生徒に学区や学年を問わず、自由な時間に補修が受けられるようなシステム作りをしてはどうかと思っております。小・中学校生徒に、土日に地域を決めて、数校を開放して補助授業が受けられますがというアンケート調査を、教育長にお願いをします。改築工事・改修工事も大事ですが、教育の中身に重点を置いていただきたいと思います。思っております。

それでは、質問の本題に入らせていただきます。

県からごみ処理広域計画が作成され、それに基づき旭市でも、東総地区広域市町村圏事務組合にて進められているようでございます。旭市としまして、現在のクリーンセンターをはじめとし、銚子の地区、旧飯岡地区、旧干潟地区、または海岸地区などと数か所の予定がありました。その予定以外の現在のクリーンセンターの新川を挟んだ西側の遊正地区、国道126号線、鎌数伊勢大神宮の前からJR線まで、西側は向後スターチ株式会社までのエリアに平成16年度選定をされるとお伺いしております。そこで私は、地元といたしまして、広

域ごみ処理建設について、細かく6点についてお伺いをさせていただきます。

1点目といたしましては、なぜ広域でなければいけないのか、それについてお伺いをします。

2点目といたしまして、なぜ遊正地区を選定されたのか、その理由についてお伺いをいたします。

3点目といたしまして、敷地の面積と建物、焼却処理能力はどのくらいの施設を予定されているかお伺いをいたします。

4点目といたしまして、平成17年度に光町と多古町が東総地区広域市町村圏事務組合より脱退いたしまして、銚子市・匝瑳市・旭市の3市になり、より大きな広域を考えなかったのかお伺いをさせていただきます。

5点目として、建設候補地への地権者への事業説明は何回行って、その対応はどのようでしたかについてお伺いをいたします。

最後になりますけれども、6点目といたしまして、6月1日に環境衛生施設地元対策協議会において環境影響調査を行った報告を私が求めましたが、いまだにその報告が無いのはなぜか、これについて。

以上、6点についてお伺いいたしますので、よろしくご答弁をお願いいたしまして1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

副議長（高木武雄） 林一雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇を願ひます。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 林一雄議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、質問の1、広域の必要性、同じく質問の2、場所選定の理由、そして質問の4、より広い広域化というような件についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、広域の必要性でありますけれども、平成9年、当時の厚生省がごみ処理に係るダイオキシン発生防止等のガイドラインを策定いたしました。このガイドラインの中で、ダイオキシン類の発生抑制のために、ごみ焼却量を削減するとともに、ごみの焼却は24時間連続炉にすることということを示しました。そして、焼却施設から出るダイオキシンは、850度摂氏以上の高温ではほとんど発生しないということから、常時、850度摂氏以上の高温で焼却が可能な24時間連続運転で焼却をするということにしたわけでございます。この際、ごみの量が少なく、24時間連続化が困難な小規模な市町村においては、ごみ処理の広域化を推進す

るということにしておりまして、現在のこの近隣の状況としては、銚子市以外では16時間運転となっております。そういったことから、こういった東総ブロックでの広域でのごみ処理施設ということで決定をさせていただいて、進めてきたというふうに伺っております。

場所選定の理由でありますけれども、焼却場の建設候補地の選定には、運搬コスト等や交通の利便性などを考慮して選定し、広域化のメリットを生かす必要があるということ、それから今回の選定には、東総地域ごみ処理広域化推進協議会において、県内の7地域10か所の候補地の中から、千葉県のごみ処理施設の立地等に関する基準や運搬等に係る経費、交通の利便等の検討を重ねてまいりました。その結果、立地等に関する基準や運搬に係る経費のほかに、雨水等の排水先の問題、それから上水道や受送電用の高圧電線の有無など、周辺状況を十分に検討して、新川の西側、先ほど林議員からお話ございましたように、遊正地区が最適であるというような結論に至ったというふうに伺っております。

4のより広い広域化を検討しなかったのかという問題でありますけれども、確かに、多古と光が抜けましたけれども、そんなに大きなごみの違いには至りません。十分、24時間焼却炉で燃やすごみの量というのは確保できますし、そういった意味では、3市で進めてまいりたい、そのように考えております。

それから、先ほどいろいろな環境アセス等の報告がまだ無いということでもありますけれども、環境アセス等にかかっていくのはこれからの仕事でございますから、そういったものができ次第ご報告をさせていただきますし、同時にこれからの一番の仕事としては、地域の周囲の皆さん方に十分説明を申し上げることが大事だろう、そのように考えておりますから、これからはそういったことに努めていきたい、そのように考えております。

それと、これからの地域の皆さん方に説明をする上で、非常に大きなポイントになっていくだろうと思いますのは、これまで、この平成13年、14年、15年と3年かけて今の処理場を新たな炉に変えたわけがありますけれども、その前の基準値は、ダイオキシンの基準値でありますけれども80ナノグラムで、それが、その13年度からの変更のときには5ナノグラム、実に16分の1に規制されました。今度さらに、新しい基準値というのは0.05ナノグラムということでございまして、そんな意味では、もうほとんどダイオキシンが発生をしないというような非常に微量の基準値になっておりますので、そういった意味では、地域の皆さん方には全くご迷惑を、車が出入りをしたりしますからそういった問題はありますけれども、そのほかでのダイオキシンの面でのご迷惑はかけないであろう、であれば、これまでご迷惑をかけてきた地域であるだけに、私は温水プール等を造ってあげることができれば、十分地域の

皆さん方へのこれまでのご苦勞に応えることができるだろう、そのようなことを考えているわけでございます。

私からは以上でございます。

副議長（高木武雄） 環境課長。

環境課長（小長谷 博） それでは、市長が今、1点目、2点目、4点目についてご説明申し上げましたので、私の方からは3点目、5点目、6点目についてご答弁させていただきます。

3点目の施設の概要についてでございますけれども、敷地面積は現在測量中のため、正確な面積は出ておりませんが、おおむね4万平方メートルの見込みでございます。また、建物面積は、施設の処理方式により決定されるため、今後の検討事項であり未定でございます。施設規模については、3市のごみ分別方式の統一や最終処分費の見直し、し尿・汚泥の取り扱い等の検討事項が残されているため、最終的な規模は確定しておりませんが、焼却施設が1日24時間運転で210トン程度の焼却量、またリサイクルセンターは1日当たり47トン程度の処理量を予定しております。

5点目の地権者への説明についてでございますけれども、平成16年12月から平成17年2月に、すべての地権者15名にお会いして事業の説明を行い、さらに17年3月に、クリーンセンターに地権者の皆様にお集まりいただき、東総地域ごみ処理広域化事業について事務局が説明を行っております。その段階で地権者の皆様からは、特に反対等の意見は出なかったと聞いております。なお、当日出席できなかった方には、後日ご自宅を訪問したほか、遠方の方には電話等で説明を行い、ご理解をいただいたと聞いております。

全体の事業説明会としては1回ですが、現在実施している測量の前には、事前に連絡をして測量の承認をいただいておりますし、今後必要と思われる時には訪問、あるいは文書等にて逐次進捗状況を説明して、ご理解をいただいく予定とのことであります。

6点目の環境アセスについてですけれども、環境影響評価を一般的に環境アセスメントと言いますが、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに、環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を取り入れ、その事業の実施の際に、環境の保全への適正な配慮を行うための仕組みですが、東総地域ごみ処理広域化事業においては、平成19年度からこの環境アセスメントに取りかかる予定だということになっているようでございます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 林一雄議員。

17番(林 一雄) それでは、再質問をさせていただきます。

1点目のなぜ広域でなければという市長の答弁なんですけれども、ダイオキシンがかなりクリアできる、少ない濃度でいいということで、24時間稼働だというお話でございまして、それと、あとほかにもいろいろメリットの関係で答弁があったようにお伺いしまして、私はじゃ、デメリットについてお伺いをしたいと思います。広域にした場合には、私はごみの減量化につながらないと思うんです。それとまた、分別も悪くなるのではないかと、このように考えているわけでございます。例えば、旭市で施設があった場合に、大変ほかの市町村には申し訳ないけれども、どうせ処理は旭市でするんだからという観念がきつとあると思うんです。例えば、旭市以外の施設をやった場合には、旭の住民もそうなると思うんですけれども、そういったごみの分別も悪くなるのではないかと、そのように感じているものです。

それと、2点目といたしましては、範囲が広くなればなるほど、私は、構成市以外からのごみも搬入されるのではないかと懸念を持っている一人でございます。

それと、3点目といたしまして、大型の処理施設にした場合、今、課長から日量210トンというお話がありましたけれども、これは後の話ですけれども、取り壊しに大変な予算がかかる、例えば今の施設でも、私は、群馬県の伊勢崎市へ視察にまいりまして、そこも古い施設から、そうですね、山間地を平らにした所なんですけれども、五・六百メートル離れた所に新しい施設、210トンくらいのすばらしい施設が建って稼働をしているわけでございますけれども、その伊勢崎市は、予算が無くて古いごみ焼却施設が取り壊しができないという現状で、残骸として残っている、そういったことも目にしたわけでございますけれども、その点、例えば旭市で操業された場合に、今の焼却場はそんなことはないだろうとは思いますが、その辺についてもお考えをできたらと、こう思うわけであります。

それと、2点目のなぜ遊正地区を選定したかということで、市長から答弁があったんですけれども、交通のアクセスとか、そういった面でということでありましたけれども、私は、焼却場はその施設の過疎化と申しましょか、そういった山間地とか、谷津田とか、そういった所に建設されている市が多いと感じます。10月10日ですか、あの文教福祉常任委員会で北海道の登別へ行政視察にまいりまして、登別の市民プールを視察いたしました。市長も先ほどちょっと言われましたけれども、旭スポーツの森公園辺りさ温水プールをという考えもあるようですので、文教福祉も先取りをいたしまして視察いたしました。このプールの国道を挟んで反対側にごみ焼却場を持っております。その熱を利用しました温水プールでありましたけれども、その焼却場のすぐわきは波打ち際です。本当の海岸ぶちです。そのように

思いました。また、この地区でも佐倉市ですか、あそこも、千葉へ行くのに東関東自動車道を通りますと、左側に焼却場が見えますけれども、あそこも山間地といいたいでしょうか、沼地といいたいでしょうか、そういった所に建設をされているわけです。その辺、遊正地区は今、一番の旭市でにぎわっている所だと思います。126号線の朝夕の交通渋滞、それに東西には大型店があり、旭スポーツの森公園などがあり、人の一番往来の多い場所でもあります。そういったことで、あの周辺にそのごみ施設、適当かどうか、私は疑問を持っておりますので、お答えをいただきたいと思うわけでございます。

また、谷丁場地区をはじめ、それこそ360度ハウス栽培も盛んな所でもありますし、たばこ、ヤマトイモや稲作など、多くの農地を持ってある所でもあります。そういったことで、果たしてそこに24時間稼働のごみ焼却場がと言われますと、やはり考えるところがあると思いますけれども、そういった面でひとつお考えをお聞かせ願えたらと、こう思うわけでございます。

それと、敷地面積ですけれども、先ほど、課長から4万平米ぐらいというご回答をいただきました。そうしますと、今のクリーンセンターの施設の五・六倍の面積だと思いますけれども、そこで焼却能力も210トンという、今、大体日量95トンぐらいだから約2.2倍になりますか、となりますと、これから敷地面積にそれだけの大きな面積をとるとなると、図面上、これから設計は、多分焼却炉がもう1個わきに作れるようなスペースをとるような施設が、これからはそうだと思うんですけれども、となりますと旭市では、その焼却場をチャンポンに建てかえができる、となるとその地帯は、もう永久的にごみ処理場の施設だという解釈になりますけれども、その辺についてどうお考えかお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、市長が言いました光町と多古町の脱退の件に入りますけれども、3市で進めているということでもあります。それでそうしますと、210トンという施設の大きさから考えまして、そのごみが集まるとしたら、各市からは1日にどれだけの試算をしているか、各市ごとにお聞かせを願いたいと思っております。私は、大きな広域ということで、なぜこんな質問をするかといいたすと、東庄町や香取市、成田市と大きな広域にすれば、私は地域が多くなるについて、よりよい適当な土地があるのでないか、そういった観点からその大きな広域に触れたわけでございます。そういったことで、維持管理費がより少なくなるのではなかろうかということで質問をしたわけでございます。

それと、地権者のことなんですけれども、15名ぐらいで、反対は無いような答弁でございました。それはそれであれなんですけれども、その地元住民にご理解をしてもらうのは、私

は一番大事ではなかろうかと思っております。今までの市長のお話と課長のお話をお聞きしまして、随分現場は進んでいるんだなということを感じましたので、この地元住民に対しての説明会もちょくちょく設けていただきたいと、こういうふうに思っているわけです。

以上、再質問をさせていただきますので、答弁もよろしくをお願いします。

副議長（高木武雄） 林一雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 林議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、広域にした場合、ごみの減量化につながらない、それから構成市以外の市からの搬入が増えるというような問題でございますけれども、こういった問題はお互いに気をつけながら、そして、そういったことの無いように努めていくことによって、こういった問題は解決ができるだろう、そのように思いますし、ごみの減量化等の問題につきましては、構成市できちんとした取り決めを作って、そうしてできるだけごみの減量化につながるような形をとっていったらいいだろう、そのように考えておりますので、こういった心配は無いだろう、そのように思っております。

それから、取り壊しに金がかかって、取り壊しができないというようなお話もございましたけれども、こういった面というのは、これから合併の一つの大きな目的というのが、そういった財政に困っていかないように考えての合併でもあるわけですから、その辺に十分注意を払って、そういった形にならないように頑張っていきたい、そのように思います。

それから、場所の選定の問題で、もっと市の中心区域から外すべきではないか、それから農業の産地であるから、そういった所も外していった方がいいんじゃないかというようなお話がございました。この件につきましては、これまで3市6町から代表の議員が出られて、そうしてそうした中で、東総広域の事務組合の中できちんとした話し合いをしながら、先ほど申しあげましたように、多くの場所からここに選定をしたわけでございます。今になってまた場所の変更ということになりますと、問題をまた振り出しに戻すという形になりますから、後でその管理者を引き受けたとはいいいましても、現在管理者の立場にある私としては、そういった形をとるわけにはまいりません。そういった形を議会の方からとれということになれば、これはもう私の責任問題でありますから、そういった問題でこれまで進めてきたものをしっかりと基にしながら、地域住民の皆さん方に説明をする。そうして、説明をする一番の土台となっていくそうした環境アセスメントのような問題をしっかりと調査しながら進めていきたい。そして私は、個人的には、もう全く心配は無いだろうという形のものを持っ

ているわけでありませけれども、それが、全部データに基づいての話ではございませんから、そういった説明がきちっとデータに基づいてできるように、これから配慮をしていきたい、そのように思っておりますので、どうぞひとつ先輩の皆さん方が長年かけてきちっとした検討をさせていただいて、ここに決められた問題でございますから、できればご理解をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

副議長（高木武雄） 環境課長。

環境課長（小長谷 博） それでは私の方から、取り壊しの費用とかのあれですけれども、積算等は、今現時点では行ってはおりません。取り壊しは、各市でやるかどうかは検討中でございますけれども、できれば広域化の事業の中でやればというお話もちょっと幹事会の中では出ていたこともあります。

それと、地権者の説明ですけれども、地権者以外の地元住民の説明ですけれども、これについては、これからはどんどん地元の方へ説明するように、事務局の方へ要望してまいりたいと思って、考えております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 林一雄議員。

17番（林 一雄） 再々質問をさせていただきます。

私は、その自分たち7万1,000の自分たちから出るごみは、自分たちの市で始末をするのがベターではないでしょうか、そう思っております。地元といたしましても、先ほど市長から話がありましたけれども、現在の施設、国の大気排出基準が5.0ナノグラムを、平成16年度から3年間と7億600万円という大金をかけて0.32ナノグラムにクリアして稼働しているわけでございます。現在のそのごみ処理施設、今まで投資した施設でよいのではないのでしょうかというのが私の考えです。また、地元周辺には東総衛生組合、またみたま苑旭があり、両施設とも、これも煙突を備えている施設であります。東総衛生組合は昭和61年度からの20年間、みたま苑旭にしても平成8年から10年間稼働しているわけであります。今のクリーンセンター設立の昭和42年は、俗に言った山間地帯、松林の中で、住宅はほんの数える程度しかありませんでした。ですから、あの場所に今クリーンセンターが建っていると思っただけであります。その中で、38年間たつと状況は変わります。またその38年、煙を出し続けてきたわけですが、それに広域の施設となると、今度夜も稼働している。地元住民はどんな考えなんでしょうか。春、秋の「ゴミゼロ運動」で、大勢の方が地域の美化に参加して、そ

の頭の上では煙が降り、その煙の3分の2が他町村の煙では、何かはかない気持ちでいっぱいであります。どうしても広域の処理施設が旭市が必要であれば、私は東庄や香取、成田市などの含めた5市1町という大きな合併に基づいて相談をし、そうした大きな広域にすれば、私は九十九里沖の建設も可能ではないのでしょうか、そう思っております。住民に、市民に影響の少ない場所を考えてみてはと思っております。

再々質問に対し、答弁をお願いいたします。

副議長（高木武雄） 林一雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 今の林議員の再々質問でございますけれども、再質問でもお答えをさせていただきましてとおり、我々の先輩の皆さん方に、本当に長年かけて検討をしていただいて、あそこがいいだろうという形で決めていただいたわけであります。それをここで、あそこではだめだという問題になりますと、また一から出直さなければならないという問題になってまいりますものですから、今度、自分のところは当分の間は今の施設で使えるとしても、他の市に迷惑をかけるということにもなってまいりますから、私の方からそういった答えを周りの匝瑳・銚子の皆さん方にするというのは、実際にはできかねることであります。ですから、地域の皆さん方の反対に遭ってどうしてもあそこではできないということであれば、それはまた別の所へ考えなければなりませんけれども、できれば、これまで先輩の皆さん方が決めていただいて、その位置でということにしたわけでありますから、ご理解をいただければ、そのように思います。

以上です。

副議長（高木武雄） 環境課長。

環境課長（小長谷 博） 先ほどちょっと答弁漏れがございました、各市のごみの量ですけれども、旭市が73トン、それと銚子市が102トン、匝瑳市が35トン、平成20年で予測を出してございます。

それと、なぜ広域にできないかというのがあるんですけれども、一応千葉県のごみ処理広域計画の中では、県内を22ブロックに区分してございまして、そのごみ処理広域化をそれで進めているわけでございます。その中で、先ほどいろいろお話が出ておりましたけれども、成田とか富里については、八街市でこれが1ブロックとされているものでございます。成田と富里市では、もう現在、新たな焼却場の建設に取りかかっておりまして、17年度より環境影響調査に入っているというようでございます。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 林一雄議員。

17番（林一雄） どうもありがとうございました。ぜひ速急に住民説明会を開いていただきたいと思います。

以上、ありがとうございました。

副議長（高木武雄） 林一雄議員の一般質問を終わります。

神子 功

副議長（高木武雄） 続いて、神子功議員にご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

24番（神子 功） 24番、神子功でございます。大変お疲れのところ、恐縮と存じますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

平成18年旭市議会第4回定例会におきまして、一般質問を行います。

私は今回、市長の政治姿勢について、旭中央病院の管理運営について、中心市街地の整備について、大きく3項目について質問をさせていただきます。

初めに、市長の政治姿勢についてでございます。

今回、行財政運営の指針となります旭市行政改革アクションプランを作成され、推進をされておりますが、そこで、行政改革の具体的な項目につきまして市長に何点かお伺いするものでございます。

1、行政改革の推進について。

その、組織・機構の見直しについてでございます。

現在の組織は、合併協議を通じまして構築されたものでございます。合併後一定の期間が経過した後、新市の行政組織としてふさわしく、効率的な組織となるよう見直しを行うこととされております。現在合併後、1年5か月が経過した中で、現在の組織について問題となるようなことがございましたら、その内容をお聞かせ願ひたいと思ひます。

職員の給与の適正化について2点お伺ひいたします。

その1、職員の給料表は、合併協議を通じまして旧旭市の給料表に統一され、旧1市3町の格差を、3年を目途に調整する予定となっております。現在、どのような考えで進めておられるか、また、その原資はどのくらいを見込んでいるのかどうかお伺ひをしたいと存じます。

その2、職員の給与につきましては、国・県等における給与制度改革と社会経済を考慮しながら適正化を図るとし、また限られた人員で効率的な行政運営に取り組むために、勤務実績が的確に給与に反映できるような仕組みを構築するとし、職員の意欲が出る工夫をしながら、給料の適正化に努めるとしております。そこで、職員給与の適正についての考え方について、お伺いするものでございます。

職員の人材育成について、民間委託の2点につきましては、市長の基本的な考え方をお伺いさせていただきます。

次に2番目、財政の健全化に向けた対応についてでございます。

新市旭市、次代を担う子どもたちに引き継いでいくためには、負債をできるだけ残さず、健全な財政運営をしていかなければならないと考えている一人でございます。旭市行政改革アクションプランでは、健全で持続可能な財政基盤について、歳入の確保や歳出の抑制に向けた取り組みを行うこととしております。健全な財政運営についての市長の考え方について、お伺いをいたします。

次に、大きな2番目です。

旭中央病院の管理運営について2点お伺いをいたします。

1、医療機関として正規職員、臨時職員をどのような目的で採用し、現在、どのような人事管理を行っているのかどうか。

2番、人材派遣会社との契約についてでございます。

きょうも議論がされておりましたけれども、11月27日月曜日、全員協議会において旭中央病院の臨時職員と人材派遣会社との委託、いわゆる移籍の契約について、公営企業常任委員会協議会では、3回の協議の中で、旭中央病院関係者との質疑・応答の内容について報告を受けたところでございます。私はこの内容からしてみまして、最近、特にニュース等で報道をされておりますように、医療機関が事件を起こして管理責任を問われているケースや、今回のように、旭中央病院の臨時職員、いわゆる準職員と言っても過言ではないと思いますが、この採用しておりました病院が人材派遣会社との契約をする、こういう行為については、臨時職員に対して思いやりの無いような、そういうものだということ、さらに、経費削減という観点から、十分な検討をされたとは思えないことであり、今回、人材派遣会社との契約は取り組むべきではなかったかと、私は思う次第であります。医療機関として管理運営されていることを踏まえて、現在、このことをどのように考えておられるのか、病院事業管理者にお伺いしたいと思っております。

最後に、大きな3番目、中心市街地の整備計画について2点お伺いいたします。

これは、ほぼ毎たび議論がされておりますし、所管の内容でございますが、中心市街地の整備計画のうち私は、1、駅前広場及び旭駅前線整備のことにつきまして、平成22年完成と伺っておりますが、現在の進捗状況につきまして、改めてどのようになっているのかどうかお伺いをいたします。

2番目、旭駅前線については、中心市街地を活性化するための整備計画をどのように考えられるのか、市長並びに関係課長よりご答弁をいただきたいと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

副議長（高木武雄） 神子功議員の一般質問は途中ですが、3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

副議長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

神子功議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 神子議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢についての大きな1点目、行政改革の推進について、その1でありますけれども、組織・機構の見直しについてということであります。

まず、組織につきましては、住民が利用しやすく、そして簡素で、効率的な組織でなければというのを、まず第一に考えております。ちょうど、先ほどの議員の質問の中にもございましたけれども、合併後1年5か月経過をしたわけでございますけれども、その中で順調にスタートを切らせていただいたその要因というのを、市民の皆さん方の大変なご協力をいただいている、その結果というふうに私はとらえております。この市民の皆さん方の協力、協働体制というものをより一層深めていけるように、今度、地域のコミュニティ育成支援、あるいはボランティアNPOに関すること等を行う地域振興班を企画課の中に設置をいたしました。市民の皆さん方と一緒にまちづくりを行っていきたい、そのように考えています。こういった財政状況のときに、できるだけ金を使わないで済むような形というものをし

っかりつくり上げることが今一番大事だろう、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。当然のことでありますけれども、これまでの施設を生かして市役所の運営をしているわけでありますから、そういった中で、できるだけ今ある現存の施設を生かそうということで、農水産課、農業委員会を干潟支所、それから教育委員会を海上支所へ、さらには、飯岡支所の2階には、市民ギャラリーを設置させていただきましたことは、もう既に、議員方ご理解をいただいているとおりでございます。こういった中で、総務課を主としまして、各課からの提案等を聴取して見直し作業を進めております。先ほど申し上げましたように、住民ができるだけ利用しやすいようなものを、現存の施設ではありますけれども、それを生かしながら整えていきたい、そのように考えております。この間の滑川議員の質問にもございましたけれども、各課の連携がという話がございました。そういったご指摘も十分配慮に置いて、きちんとした各課の連携をとれるように配慮をしていきたい、そして、7万市民の要望に的確かつ迅速に応えることができるような、組織作りを考えていきたい、そのように考えております。

次に、2点目でございますけれども、職員給与の適正化という問題でございますけれども、その1といたしまして、勤務評価はどういう基準でどのように行っているかということでございますけれども、まだ今の段階の中では、勤務評定等を行っておりません。ただ、職員の皆さん方が頑張ってくれたその努力の結果を、きちんとした形で給与の中に生かしていける、そういった勤務評定をこれからしていかなければならないだろう、そのように考えておりますので、そういった面でのこれからも担当課長とのヒアリング等を実施していきたいな、そのように考えております。勤務評価をする場合には、評価をする皆さん方のこれからいろんな研修もしなければならぬだろう、そのように思いますので、いろんな機会をいただきながら、ただ単にマニュアルを作るだけでなしに、職員の皆さん方に、公平な評価ができるように努めていきたい、そのように考えております。そういった勤務評価を実施した上で、その成績をきちんと給与に表すことができるように、そういった面でのこれから検討も重ねてまいりたい、そのように考えております。ただ、職員の皆さん方にとりましては、いろんな意味で公平にきちんと評価ができればいいんですけども、そうでないと、プラスマイナスが生じてまいりますから、そういったことが無いように、きちんとした検討を重ねた上で実施をしていきたい、そのように考えております。

それから、職員の人材育成という面でありますけれども、まず職員の皆さん方の意識改革に努めております。職員の皆さん方がもう意欲と情熱を持って職員としての職務に取り組ん

でいただけるように、お願いをしております。同時に、この職員の皆さん方の育成の段階においては、さまざまな研修を設けております。東総地区広域市町村圏事務組合でも行ってきておりますし、千葉県自治研修センターあるいは市町村アカデミー、そういった専門の研修所における研修を行っておりますし、同時に役所の中でも、さまざまな分野で人材を依頼して研修会を実施いたしております。さらには、今、若手職員3人を県の方へ派遣をして、県で勉強をしていただいております。来年も同じように派遣をさせていただきたいと思っておりますし、若干、研修の内容で違うかと思いますが、まちづくり研究会というのを若手職員で編成をして毎年、去年は合併をしたわけでしたから休ませていただきましたけれども、研究をしていただいております。1年間を通してきちとした課題を見つけてもらって、それで勉強をして、提案をしていただいておりますけれども、そういったことを通じて、職員の皆さん方がこの旭市を自分の目でしっかりと見ていただけたら大変ありがたい、それも大きな職員のこれからの養成には手伝っていきたく、そのように考えております。民間の会社の関係者をお願いして、おじぎの仕方、礼の仕方から指導をいただいておりますので、そんな意味でも、できるだけ民間企業に負けないような、そういった職員の養成に努めていきたい、そのように考えております。

それから、民間委託という問題でありますけれども、民間委託に関しましては、ちょうど今、保育所の民間委託等に取り組んでおりますけれども、民間委託をしていく上で一番大事なことは、我々職員がやっているよりも、サービス面でも何でもきちんと幅が広がって、しかも安くできるというような、民間が持っているいろんな利点というものをきちんと生かせるような、そういったものを検討しながらこれに取り組んでいきたい、そのように考えております。指定管理者制度というものを、導入を考えてきているわけでありまして、これなんかも行政改革のアクションプランに従いまして、その方針をきちんと策定をいたしました。現在、157の公の施設があるわけでありまして、それについても、今検討を重ねております。そういったことで、この指定管理者制度を導入した方が、より一層市民にとってプラスになるようなサービスができるだろう、しかも財政の面でもプラスになるだろう、そういったことをしっかりとらえながら検討をしていきたい、そのように考えております。現在進めておりますのは保育所でございますけれども、学校給食等についても、これからしっかりと検討をしていきたい、そのように考えております。

それから、財政の健全化という問題でありますけれども、これは、合併をした上で一番大事なことだろう、そのように考えております。ちょうど財政の問題の中では、歳入でありま

すけれども、まず積極的な企業誘致、雇用の場を確保して、若い皆さん方、これから学校を卒業する皆さん方に雇用の場をしっかりと設けるとというのが、これからの旭市の活性化に一番大事なことだろうと思いますし、同時にそういった形というものをきちんととれますと、収入増、いわゆる税金の増収につながりますから、そういった意味で、市税が増えていくということをこれから大いにひとつ探っていきたい、そのように考えております。

それから、市税等の滞納の解消のために今、いろんな方法をとっております。市民の皆さん方には大変厳しい形をとらせていただいて申し訳なく思っている面もあるんですけども、差し押さえ等も積極的に取り組ませていただいております。それから使用料・手数料等の見直しも行っていきたい。ものによっては、若干使用料・手数料の値上げにつながっていくようなものもあるかと思っておりますけれども、市民の理解をいただきながら、そういった健全化に努めていきたい。先ほど、林議員の質問の中にもありましたけれども、こういったものはできるだけ上げないで済めるようにするのが基本でもありますから、そういった面は、今度は歳出の面でありますけれども、まず歳出の抑制にしっかりと努めていきたい、そのように考えております。既存の事務事業の見直し、あるいは経常的経費の節減、それから新規事業等は緊急性、投資効果等を十分検討した上で取り組んでいきたい、そのように考えております。そういった歳出の削減をすることによって、できるだけ効率のいい市民にプラスになるようなお金の使い方を心がけていきたい、そのように考えております。

私の方からは以上でございます。あとは、担当課の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

副議長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 私の方からは、病院の医療機関としての管理責任と採用という件等についてお答えを申し上げます。

正規職員につきましては、地方公営企業法の第15条だったかと思いますが、規定がございまして、管理者の権限に属する事務の執行補助をする職員、つまり病院事業の経営の補助をさせることを目的とした採用ということでございます。

それから、臨時職員につきましては、地方公務員法の第22条に、緊急の場合、または臨時の職に関する場合、6か月を超えない期間で任用を行うことができるという規定がございまして、そのようにしております。

それから、派遣会社との契約の関連で、思いやり云々ということございまして、ちょっと質問の趣旨がとりづらかったんですが、先ほど申し上げましたけれども、私どもの行政改

革のそのプランの中で、事務職その他につきましては、数字を申し上げますと、18年度555名であるものが22年度には518名にせよと、こういってございまして、37名の減ということになっております。この間結局、退職者の3分の1程度の補助をしていくという考え方でこのようになっているわけございまして、それに対して医師、看護師、あるいは医療技術職につきましては、それぞれ医師、看護師については数十名の増、医療技術職はほぼ横ばいですが、3名程度の減というような形でございまして、特に、その事務系の職員等についての削減の数字というのは大きいわけです。これは策定の過程で、私ども市の行政改革担当の方には強く申し入れをいたしまして、これではとても病院経営はできないよということで何度もお願いをしたんですが、国の方針ということで、このような形になっている実情にあるわけです。したがって病院としても、臨時職員の数もだんだん増えてまいりまして、マネジメントが非常に問題があるということで、実は私ども、総務課に9人の職員がおりますけれども、県内の都市部の700床弱だったと思いますが、ある大きな都市の病院では、その規模であるにもかかわらず、総務課の職員が20人ぐらいいるというようなことがございました。職務の内容を詳しく聞いたわけではないので、単純な比較はできませんけれども、私どもはその初代の院長以来ぎりぎりの人数で、ほとんどその病院長が事務長ではないかというぐらいにいろいろな細々とした物品のことについてまで、病院長が指揮・命令をして、一番少ない人数でやりくりをするという形で、過去行われてきた経緯がございます。そういった中で、非常にその人事管理等についても、少ない人数で1,800人の職員のやりくりをするということで、大変つらい立場に置かされているにもかかわらず、5年間でさらに事務職員を37人削らなくてはいけないという状況に置かれているわけです。こういう状況をひとつぜひご理解をいただきたいと思います。ですので、そういう中で今回の派遣契約というのも、国の方針として民間委託、民営化等の流れの中での位置づけでございますので、どうかひとつご理解をいただきたいと思います。

副議長（高木武雄） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 駅前広場、それから旭駅前線整備の進捗状況でございますけれども、旭駅前線につきましては、東総の中核都市旭市における交流の拠点としまして、またまちの顔づくりとしまして平成9年度より、県の施工により事業を進めております。この駅前広場、それから旭駅前線整備の進捗状況でございますけれども、関係地権者の深いご理解・ご協力によりまして現在までに計画面積の約65%用地を取得してございます。また、年内には、電線共同溝の工事の発注を予定してございます。今後もまちの顔づくりとなるよう

な駅前広場、それから旭駅前線の早期完成を目指しまして、県と十分連携をとりながら、事業を進めてまいる次第でございます。

それから次に、旭駅前線について、中心市街地を活性化するための整備計画をどのように考えているかとのことでございますけれども、現在、平成21年度、要は平成22年3月の完成を目指しまして整備を進めているところでございます。バリアフリーに配慮をしましてゆったりとした歩道や、それから電線類の地中化などの環境整備を図りながら、人の流れを呼び込んで、歩いて楽しい商店街となるような整備を図っていきたいと考えております。また、用地交渉を進める中で、関係地権者の皆さんにはこの地にとどまって、店舗を継続していただくようお願いしてございますが、事情によりやむなく店舗をやめ、出ていく方もございまして、空き地・空き店舗の状態になっている所も見受けられます。今後、この事業の整備期間中にこの空き地、それから空き店舗に、集客に役立つ施設、それから店舗をどのように誘致できるのか、またどのように活用したらよいのかなど、関係地権者、それから地元商店街、商工会等とよく相談しながら、にぎわいのある商店街を作れたらと考えております。

以上でございます。

副議長（高木武雄） 神子功議員。

24番（神子 功） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、市長の政治姿勢のうち組織・機構の見直しということでご答弁いただきました。わかりやすく、順調に来ているということですが、本会議でもありましたように、事務手続きについては、本庁が若干増えているかなという傾向も出ているみたいです。それらも含めてさらに検討していただきまして、いい組織、いい感じでいけるようにひとつお願いしたいというのが一つと、それから一つ要望なんです。今回、1市3町が合併いたしました。本庁、各支所、そしてまた各保育所とか、あるいは学校とか、あるいは公共施設といういろんな公共施設が増えたわけです。本会議でも今回、補正で出ておりますけれども、海上にあります健康関係のプールの修繕ということがございました。恐らく突き詰めていけば、原因がわかると思いますけれども、そういった日常のメンテナンスについては、職員の方でできる場合とできない場合、そしてまた、老朽化してどうしようもない部分があるものとさまざまだと思います。したがって、せっかく合併したということですから、老朽化対策も含めて全体の中で、そういうそのメンテナンスが容易にできるような一本化した組織の中で、専門的に修理とか、あるいはチェックとかということが発揮できるような、そういうシステムといいますか、役割分担の中でできることができないかと。そういう日常の管理をしてい

く中で、専門的にはまた専門の業者というのがありますけれども、そういう各施設、あるいは設備の履歴も含めて再度チェックしていただいて、効率的になるべく安く、今現在の施設が、円滑な運営ができるような、そういった体制作りをぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。市長のお考えがありましたらお願いしたいと思います。

職員給与の適正化ですが、アクションプランの中では、やる気の問題とかあるいは給与の関係では、研修をしたりということで、この給料というのはやる気につながってくるわけですね。したがってこの給与の適正化というのは、職員の人材育成ということにもつながってくるわけです。限られた財源の中で今、市川でありますとか、あるいは最近では千葉が、管理職に査定をつけようということで、新聞報道でもされましたけれども、やはり今の時代ですから、そういった教育をしていくことが大事ではないか。外部に研修も大事ですが、やはり一番大事なのは日常の機会教育。子どもで言うと、何かいたずらをした、見て見ぬふりをしないで、その場で注意するということが小さいころやられてきました。やはり職員の方々は、住民サービスですとか、あるいは各課の方針に基づいて仕事をされているわけです。これはもちろん市長の方針によって、各課のそれぞれの立場で、方針に従って住民サービスなり手続き上の問題なりやられるわけですが、新しく入った方については、それなりの指導、要は機会をとらまえて指導をしていく。要は、信賞必罰ではありませんけれども、いいことをしたら褒めてあげるような状況、悪いことをしたらそれはいけないよ、で上司の人がやって見せたり、あるいはさせてみせたり、そしてまた言ってみたり、そういうことの中で、指導体制をしっかりしておけば、その方々は、仕事をしながら育成に努められるということと同時に、モチベーションがきっと高くなるだろうというふうに思います。そういったことで、日常の中で、その人事考課をしていくという、そういったシステム作りが作れないだろうかというふうに提案したいわけです。そして、そういったことをしながら、いわゆる今市長が言われましたように、外部講習に行き自分のやってきたことが本当によかったのかどうか、またはフィードバックして、今度は行ってきた人がまた指導をするということで、いい展開になると思いますけれども、そういったことが必要だと思いますけれども、市長はいかがでしょうか。

それから、これは今、給与の関係と人材育成ということで、これは共通していると思います。そういうふうに査定をするためには、どんな査定がいいかということについては、十分いろんな意味で研究していただいて、なるべく早目のうちにやっていただければと思います。

民間委託につきましては、今、保育所の問題が出ておりました。それから指定管理者制度

の問題がありました。ここで一番大事なのは、民間委託をすればいいやという考えではなしに、何で民間委託にするかということが一番の大事な部分です。今まで保育所の関係については、じゃ、今現在、例えば干潟の保育所でもいいです、今現在、どのぐらいの運営費がかかっているのかどうか、人件費も含めて1年間に子どもたちを入所させてやるのであれば、どのぐらいかかっているというのがまず検証です。それをじゃ、民間委託にしたらどれだけのメリットがあるのかどうかという試算は、今、されていますか。それでないと、やっぱり誰が見てもよかったなというふうになりません。リスクがあると思います。いつかはそれが解消できるという、やっぱり数字の上で検証する必要があると思います。これは、保育所だけではありません。これから民間委託、あるいは予算の関係、それから事業を起こす場合にも、必ずこれはこういうことだからいいんだという数値の上で検証することがやっぱり不可欠になると思います。したがって、こういったものを民間にやるのか、何を民間にやったらいいのか、そして、その効果は何だろうかということで、選択をして委託をする、これが、委託のまず一つの方法ではないかというふうに思います。その効果の選定に当たって、財源がどれだけかかるかという健全性を求めて、それはねらいのコストに正確に合っているのかどうかということ把握して、さあそれをプロジェクトの中でさらにもんで、これなら間違いありませんよということをやってほしいんです。そういったことの考えが、市長どうでしょうか。そうすれば、議会の方も納得するでしょう。今までそれが無いから、議会もいろんな意見が出ていると私は思います。そのお考えについて、市長どうでしょうか。要は、プロジェクトを立ち上げて民間委託する場合にはどうしたらいいのかどうかという、そういう順序立てて検討できるようなシステムを構築したらいかがでしょうか。このことについてご答弁をいただきたいと思います。

財政の健全化に向けたことについては、今申し上げましたように、人がやることですから、職員の方々がやる気を起こせば、きっと私は、歳入が最大で歳出は最小に、いわゆる効果的な支出ができると思います。それはなぜかということであれば、次代を担う子どもたちに引き継いでいくためには、負債をなるべく無くして届けよう、私も1人の孫を持っておりますけれども、孫がおじいちゃん、おじいちゃんと言います。あるいはお父さん、お母さんという方もいるでしょう。その方が一生懸命やっていたら、きっといつか死ぬ私たちに、お仏壇に手を合わせておじいちゃんよくやってくれたな、市長よくやってくれたなというふうになりますけれども、のほほんとしていてこのまま何もしなかったら、きっとその孫は何でこんな借金を、旭、住みよい旭と言いながら残したんだ、夕張市みたくなったんだというふう

は言わないでしょうか。これはやはり、そういった意味では、病院も同じことだと私は思います。そういった意味で、国の方では、特別会計が云々と言われておりますけれども、旭は合併したわけですから、そういう職員の方々のご協力も含めて、職員の方がやる気を起こすような査定を十分設けていただいて、切磋琢磨して旭のためになるような、そういったことにしてほしいと思いますが、市長いかがでしょうか。

派遣の病院の関係ですけれども、私は医療機関としての正規職員、臨時職員ということでお伺いしましたが、今回の派遣会社への問題は、私はここにあると思うんです。要は、今現在仕事をされている方は、以前中央病院にいた方です。しかも、平均賃金プラス法定福利費をつけて、さらに1人幾らかということで、年間に直すと3,500万円ぐらいの額を公共的な施設が、要は会社と契約をした、その方は病院に勤めているわけです。派遣法に抵触するとすれば、その雇われた今まで中央病院にいた方は将来どうなりますか。説明ですと、自分たちはモラルの向上とか、あるいは、賃金が高くなるだろうというようなそういった説明もありましたけれども、その職員の方々は、中央病院には入れません。あるいは入れないと思います。あるいは入るためには、その契約が切れた時に、派遣法に基づけば、要は病院の方で雇用契約を結ぶようなことが表れてきませんか。そうなりますと、私が冒頭言いましたように、その方々は、本当であれば、ここでいろんな事情があっておやめになってください、退職金もありますよ、差し上げます、ですから申し訳ありませんけれども、事情を酌んでぜひおやめになってくださいという方法か、あるいは、できるかできないかわかりませんが、その正規の道があるとすれば、臨時の方が正規になれるようなシステム、あるいは一歩進んで嘱託になれるのであれば、嘱託の方法というものを十分に考えてやるのが、臨時職員、いわゆる準職員の方々への思いやりではなかったのでしょうかというふうに、私は申し上げたかったわけでありまして、したがって、今後3年間、あるいは1年間といった時に、今まで勤めていた、一生懸命病院のために頑張っていた、あるいは正規になれるだろうというふうに思っていた方が、今どんな思いで仕事をしているか、やはり知ってほしいんですね。それが一番大事だと思います。したがって契約が云々とかというのは、これは、会社と病院が契約するわけですから、それはいいでしょう。しかし、スタートがまずかったんではないか、もっと十分に検討をする必要があったんではないかということを指摘したいわけですね。その辺はどうでしょうか。

(「そうだよな、いいこと言うよ。」の声あり)

24番(神子 功) それから中心市街地の整備計画については、内容的には把握しており

ます。今、話がありましたように、やはり22年4月、あるいは3月に完成したときに、ああ巨額のお金を使ったけれども、やっぱり歯抜けだったというようなことが今予想されます。これで市長、本当にいいんでしょうか。やっぱり今、担当の方々は一生懸命何とか店を構えてくれないかと言っていますけれども、1課では無理でしょう。そういった意味で商工会のお力もかりなければいけない、さらに庁舎の中で、やはり横のつながりを持って何とかしようという、要はど真剣に取り組むような姿勢がなかったらいけないじゃないですか。もうあとわずかです。今、間もなく19年ですから、もう3年もすると、22年になってしまいます。やはり今言わなくていつ言うんですか。今やらなくていつやるんですか。その精神は、市長、絶対にお持ちください。今いる人がやるんです。今いる人が考えるんです。それが新しい市の姿勢であり、そしてまた、日本一住みやすい旭市のために頑張れる原動力じゃないでしょうか。市長、この点についていかがでしょうか。

副議長（高木武雄） 神子功議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 神子議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、合併をしたことによって、公共施設が非常に多くなった、そのメンテナンス等に専従班を作ったらというご質問だろうと思いますけれども、そういった面についても、十分検討をしたいと思っています。この間の海上の健康管理センターでありますけれども、本当に率直に我々民間人から見ますと、機械のようなのを常備点検しておりますと、その機械の音の変わったのを聞いただけですぐにもう機械屋さんをお願いして見ていただく、そういったことを民間のところであれば、もうごく当たり前に行っているわけです。そういった意味では、そういったその機械の管理というのを、そのセンターの管理をしている皆さん方に覚えていただくというのが非常に大事なことで、そこにいる皆さん方がそれをしっかり把握をしてくれたら、そんなに専従班を置かなくてもいいんですけれども、そういった面では専従班を置いた方が有利なのかどうか、その辺の検討も十分させてもらいながら、検討をしたいと思っています。ともあれそういった機械に対する平素どんな形で機械を扱ったらいいのか、あるいは建物なんかもどのような形で建物の修繕に当たっていったらいいのか、そういったものに、例えば鉄骨なんかでも、少しさびた時にすぐにさび止めを塗れば、そんなに大げさでなくかなりもつわけです。そういったものも含めて、これまでどちらかというと、公の施設というのはあまり修繕をしないで、傷んだら一気に直すというような形をとってきたように思いますものですから、そういった面にも気配りをしていきたい、そのように思います。

それから、給与の適正化の問題でありますけれども、まさに職員の質の向上、平素からそのいわゆる上司が目をかけたり、いろんな形で職員のやる気を起こさせながら、きちっとした形で方向付けをしていきたい、できれば、それが給与に反映できるような、当然公務員ですから、そんなに、民間の会社みたいに稼げれば幾らでも上げてもいいよということにはいきませんが、そういったものをきちっと見ながら、努力した者と努力しない者の差がきちっと生まれるような仕組み、といいますか、努力をすればそれがきちんと見てもらえる、そういった形というものを考え、実施をしていきたい、そのように思いますので、これからもよろしくお願いをしたいと思います。

それから、民間委託をすることによって生じるメリット、デメリットを数値の上できちんとつかんだ上で民間委託をしろということですが、ご指摘のとおりだと思います。そういった数値を、今でも、担当課でかなりのところまで頑張ってくれているとは思いますが、より一層きちんとした数値を出して、そうしてそれを今度は、議員の皆さん方とも、ひとつこういったことだけれどもということで検討をさせてもらいながら、実施をしていくような形をとっていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。そして、プロジェクトチームが必要であれば、そういったものもきちん作りながら、この民間委託に関しては、本当の意味で市民の皆さん方にプラスになる形で進めてまいりたい、そのように考えます。

それから、財政の健全化という問題でありますけれども、次代にツケを残さない、これはもうそのとおりだと思います。民間であれば、当然そういった形をとるところを、行政の場合には、どちらかという自分の金でないというような安易な感覚の中で、無駄遣いをしないようにきちん和努力をさせていただきたい。今、今回の議会でもいろいろ申し上げておりますけれども、いろんな意味で施設も増えました。それだけに、今やらなければならないこともたくさん多くなっています。そういったものを行うにつきまして、できるだけ有利な資金を使って、そうして市の持ち出しが少なく済むように、全力を挙げて配慮をさせていただいておりますけれども、これからもできるだけ市民のニーズにしっかりと応えながら、ツケを残さないような形をとっていきたい、それには市民の皆さん方にもできるだけご協力をいただいて、そうして我慢していただけたところはきちん我慢をしていただきながら、この財政の健全化に努めていきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

駅前活性化、もう本当におっしゃるとおりでございます。ただ、非常に難しいと思って

おりますのは、地権者と上物を持っている皆さん方と違ってみたり、それから、我々が思っているような思いというのが、なかなか地権者の皆さん方につながらないという面もありますし、同時に旭市でも、いわゆる国道126号、あるいは広域農道、この辺に大型店がかなり進出をしております。それから、旧郵便局の南側にも今度、スーパーハヤシという大型店が出てまいります。さらに、サンモールの経営者も11月末に替わりまして、この間、役所の方へごあいさつにお見えになったわけでありましてけれども、今のままでは、少しどん詰まりになってしまうので、拡張も計画をしたい、そのようなお話をいただきました。そんな意味で、大型店同士が、もう大変な激烈な競争をする時代に入ってきております。そんな中で、駅前進出をして、きちんとした形の商店を営んでくれる方々が出てきてくれるかどうか、私は、一番いいのは、旭市のあの商工会の中で、皆さん方がグループを組んで何かやってくれると一番ありがたいな、それに市の方もひとつ力をかしながら取り組むことができれば、少し違うんじゃないのかな、そんなふうに思っております。また、大型店にも駅前進出ができるかどうか、これから話し合いをしてみたいとも思っております。いろんな意味であそこへ、工場が駅前へ出てくれるという話はありませんし、工場では困るわけですから、きちんとした商店が出てくれるというような形というものを、いろんな角度から探っていきたい、そのように思います。どうぞひとつ議員方にも、この間も工業団地の問題でもお願いをさせていただきましたけれども、何かこの辺さ行ってみようという話がありましたら、ご紹介をいただければ、もういつでも職員ともども飛んでいってお願いをさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。住宅だけでは、駅前の活性化にはつながってまいりませんものですから、その辺をしっかり頑張ってみたい、そう思いますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

副議長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） それでは、再質問にお答えを申し上げます。

将来的な話も含めてのご質問でございますけれども、国立病院が独立行政法人化した際のことを、前にも申し上げたことがあるかもしれませんが、それによりますと、退職金が出たという話は聞いておりませんが、そこで期間を打ち切りというのが一つの選択肢、それからパート職員として残っていただくということ、これは、もう雇用形態が変わるわけで、それからあとは委託に切りかえると、そういうようなことを聞いております。

それから、正規職員になれる方法、あるいは嘱託等での方法ということですが、こ

れも、前にも申し上げましたけれども、制度の壁がありますし、先ほど申し上げましたような行政改革プランの中での職員数のその配置の状況等もありますので、直ちに何かということとは非常に難しいように思いますけれども、これについては、引き続き検討させていただければというふうに思っております。

それから、既に約3年近く経過されていた方もいらっしゃるわけですがけれども、やはり、そういう方たちで漫然と更新を繰り返してきたがために今、この議会でご質問になっているように期待感というのも生まれてしまったということで、これは、病院側にも反省の余地があるかというふうに思っております。

それからなお、いわゆるそういうパート職員も含めまして、民間企業で言うところのパートと病院の臨時職員というのは制度が違うわけですがけれども、いわゆるパート労働等いわゆる正規職員以外の方の労働の賃金等の取り扱いにつきましては今、厚生労働省の方でいろいろな、例えば、賃金の同一水準化であるとかいろいろな見直し作業が行われている最中ですので、そういった動向をよく見きわめながら、よく検討をしてご理解をいただけるように努めてまいりたいというふうに思っております。

(「今回、臨時の方は、そういうことになるのかどうかということについて。」の声あり)

副議長(高木武雄) 病院事務部長。

病院事務部長(今井和夫) これは今この時点で、何かお約束できるようなことじゃございませんので……

(「そうじゃなくて、どうなるんですかと聞いているの。」の声あり)

病院事務部長(今井和夫) いや、ですからそれは、お約束は一切できませんので、今後検討させていただいて、一番いい解決方法を探っていきたいと思っております。

副議長(高木武雄) 神子功議員。

24番(神子 功) 今回、私が質問させてもらったのは、いわゆる合併をして、今後、健全財政をどう進めるかという基本的な考え方に、お互いに立ちましようということで、たまたま指針がありましたので、これを遂行していくために具体策がなければいけないという観点から質問をさせてもらいました。したがって、査定のことも載っていますし、やる気をどうしてもらおうかということですから、それについては、私はこういう考えが絶対必要です。今までのことではなくて、要は、先ほど思いやりと言いましたけれども、仁政、思いやりの心で政治をやるという市長の姿勢がなければいけないし、その方針に沿って職員の方々は、

やはり査定を受けても、自分は、はい上がるんだという気持ちにならなければいけないと思います。そのためには、市川でやっている事例もありますし、今度、管理職の方々を千葉市では査定をするそうです。平成14年から取り組んでいる自治体も、全国ではあるそうでございます。一番旭でいい方法は何かという、そういったことを十分に検討していただいて、例えばまちづくりの件についても、先ほど市長が、話がありましたけれども、じゃ、それをやったら何かいいことがあるんですか。それをやったら、その内容が何かに反映できるんですかということがきっと心配になります。やっぱり、一生懸命やってそれが何かに反映できたら、よくやったな、肩をたたいて褒めてあげると同時に、少しその限られた予算の中で、査定をつけてあげてプラスしてあげるといふ、そういう温かい気持ちが必要ではないか。しかし、仕事をしてミスをしたら、それはいけないんじゃないか、これはこうした方がいいんだよということ、憎まれるんじゃないかと、それをやるのが修行なんです。あなたは、職員としてそれが必要だから頑張るってねという、頑張りの気持ちを伝えてあげる、そうすればよく回るはず。それをやらないから、だんだんともういいだろう、もういいだろうということで、自分たちが子どもに返った時にそういうことがなかったですか、市長。やっぱりその場で教育してくれたはず、おやじ、おふくろは。そういったことを、やはり先ほど言いましたように、次代を担う子どもたちのために何を引き継ぐか、そうやっていけば、必ずやっぱり健全財政に向けて行くはず、そうでなければおかしいです、ということもみんなが考えてやるべきではないかというのが、今回の私の質問の大きなところなんです。ぜひ、その辺を酌み取っていただいて、要は、施策には仁政という、仁という心と政治をそれでやるんだという気持ちをみんなが持って、一緒になってやりましょうと、いつか死ぬんだと、だから、今やらなければいけないんだという思いで頑張れば、きっとよくなるというふうに思います。

思いを言いましたけれども、それで事務部長、要は、今言えませんが、決断をしたわけです。人材派遣というその法に抵触するとすれば、次はどうなるかということはおわっているはず。それは言えるでしょう。それを言えないということなんですか。要は、そういったことがあるにもかかわらず、本当に思いがあれば、その旭中央病院の職員として、臨時として採用された方がどうしようもなければ、気持ちを訴えればいけないですか。なぜ、お金をつけて人材派遣にやるんですか。それが、そもそもやはり間違いのもとではなかったかというふうに思います。したがって、今すぐ臨時の職員をやめた方、あるいは人材派遣にいる方の思いというのはどんな思いかということ、事務部長としてしっかり

受け止めていただいて、やっぱり事務管理というのは大変なんだということを、やはり病院全体となって、1市3町が合併したことによって、今後管理運営というのはどういうものか、やっぱり反省すべき点があれば、十分に反省をしていただいて、二度とマイナス部分がないようなそういう運営をぜひしていただきたいと思いますが、事務部長はいかがですか。市長のお気持ち、私の気持ちを今言いましたけれども、それを求めて終わりにしたいと思います。

以上です。

副議長（高木武雄） 神子功議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） もう神子議員のお気持ちが今痛いほど伝わってまいりました。今、神子議員からお話がありましたようなこと、しっかりと心に秘めて、これからの職員教育、あるいは行政改革にしっかりと当たっていきたい、そのように思います。

旭中央病院の臨時職員の今度の派遣の問題につきましても、旭中央病院の方ときちんと相談をしながら、臨時職員の皆さん方、派遣職員の皆さん方にマイナスにならないような方向で、また病院に検討をしていただけるように、私の方からもお願いをさせていただきたいと思います。市民の幸せを願うための行政でありますから、そういったものをしっかり考えながら取り組みたい、そのように思っています。ただ、旭中央病院に関しましては、これからの旭市のまちづくりの一番の核でございますから、これからも議員の皆さん方のご指導とご協力をいただきながら、より一層この市の、といいますよりも、医療圏人口100万と言われているわけですから、この千葉県の北東地域の核の病院となれるように、頑張っていたきたいと思いますので、ご協力をお願いをさせていただいて、答弁とさせていただきます。いろいろありがとうございました。

副議長（高木武雄） 病院事務部長。

病院事務部長（今井和夫） 今、市長からもお話、言葉をいただきましたように、職員のマイナスにならないように努めてまいりたいと思います。

ただ、委託なり嘱託なりといういろんなもろもろの選択肢があろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、今制度がいろいろ変わりつつある中で、今この場でお約束するということはやはり大変難しい問題でございますので、もう少し検討させていただきたいと思います。

それから、ご指摘のありました、その思いを受け止めて反省すべき点があるだろうという

ご指摘につきましては、十分議員の言葉をかみしめて、今後対応してまいりたいと思います。
副議長（高木武雄） 神子功議員の一般質問を終わります。

副議長（高木武雄） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は20日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時18分

平成18年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成18年12月20日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長陳情報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長陳情報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長選挙の件
- 追加日程 副議長辞職の件
- 追加日程 副議長選挙の件
- 追加日程 常任委員会委員長辞任の件
- 追加日程 常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 追加日程 議会運営委員会委員の辞任の件
- 追加日程 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 6 閉 会

出席議員（24名）

1 番 伊 藤 保

2 番 島 田 和 雄

3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	16番	明智忠直
17番	林一雄	18番	高木武雄
19番	嶋田茂樹	20番	向後和夫
21番	高橋利彦	22番	林正一郎
24番	神子功	26番	林一哉

欠席議員（2名）

23番	鈴木正道	25番	伊藤鐵
-----	------	-----	-----

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥榮子	病院事業者 管理	吉田象二
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
秘書広報課長	野口徳和	企画課長	加瀬正彦
財政課長	高埜英俊	税務課長	江ヶ崎純敏
市民課長	林久男	環境課長	小長谷博
保険年金課長	増田富雄	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課 主幹	加瀬恭史	高齢者 福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	神原房雄	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸
下水道課長	山崎健次	海上支所長	木内孫兵衛
飯岡支所長	佐久間俊雄	干潟支所長	木内國利
会計課長	宮本英一	消防長	佐藤眞一

水道課長	堀川茂博	庶務課長	在田豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	花香寛源
監査委員 長	平野哲也	農業委員会 事務局長	小田雄治
飯岡荘支配人	野口國男	病院事務次長	伊東一直

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
主査	穴澤昭和		

開議 午前10時 0分

副議長（高木武雄） おはようございます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 常任委員長報告

副議長（高木武雄） 議案第1号から議案第13号までの13議案と陳情第9号から陳情第12号までの陳情4件を一括議題といたします。

日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第4号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第7号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第4号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、地元食材の調達が減っていると聞かすが、どうなっているのかとの質疑では、

地元食材については、運営委員会においても、地元産品を使うことは必要ではないかとのことで、なるべく地元食材を使うよう努力はしているが、コスト的に現行の料金体系では合わない部分がある。また、今年度は食材の改革を行い、食をメインにした宿舎を目指したいことから、地元食材を使うことが基本前提にあると考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、施設改善基本調査については、どこの業者が行うのか。また、調査依頼する前に研究機関等を設けて検討されたのかとの質疑では、基本調査依頼については、経営診断をお願いしたJTB商事に委託していくことで考えている。また、研究機関については、経営診断の結果を受けて、運営委員の意見と市の若手8名を選抜して検討グループを設けて、飯岡荘をはじめ先進的なホテル等の視察をして多くの意見をいただいたところであり、今後もこれをもとに協議を重ねて、最善の計画を作っていくと考えているとの答弁がありました。

最後に、3点目として、耐震診断の調査結果をもって、今後どのようなスケジュールで進んでいくのかとの質疑では、耐震診断については、小学校等を含む市としての耐震診断計画事業に含まれており、スケジュール的には耐震診断と施設改善基本調査が基本設計の一部であるため、その調査内容と結果をもとに計画図や事業費、また、収支の計画等ができることから、基本設計業務については新年度で対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第7号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、実質的に水道料金の値上げとなるが、各家庭1戸当たりどのくらい上がるのかとの質疑では、1戸当たりの数値は把握していないが、地区ごとの月額の基本料金としては、旭地区が500円、海上地区が665円、飯岡地区が670円、干潟地区が800円で、この額が通常納付していただく料金の差額と想定しているとの答弁がありました。

次に、2点目として、仮定条件の中で補助金の額が年々減っているが、これは合併したことによって減っているのか、もし合併が理由で減っているのであれば、合併特例債で補てんできないのか。また、受水費については、1円安くなれば、600万立方メートルあることから、600万円変わることになったり、あるいは補助金が従来どおり確保できれば5年後には儲かる試算となり、値下げできる可能性もあるのだから、改定せずに、そうした対応はできないのかとの質疑では、補助金の額については過去10年間の推計をもとに算定しており、従前から減っている傾向をそのまま計算式に乗せたものである。また、合併特例債については、活用できるかどうか、現在、未確定である。受水費については、できる限り据え置いていた

たく形で、企業団で改定等があるときに要望していきたいと考えている。また、今回の料金改定については、3年ごとに見直すという条件付きで諮問がなされており、3年間を考えると、すぐにでも改修しなければいけない機械機器等もあるが、借金償還のピーク時に当たるのが料金値上げの一番の要因となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第4号、議案第11号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものとし、また、議案第7号については、合併特例債の活用や受水費の値下げなど、まだ検討しなければならない部分があるのではないかとことから、本議案については反対とのご意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年12月20日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

副議長（高木武雄） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

建設経済常任委員長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項についての3議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月14日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号中の所管事項の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、補正予算の中で減額ということが給与関係であるが、各課の人数が減っている理由は何かとの質疑では、市全体としては定員適正化計画を進めており、全体で職員数の削減を行っている中で、業務の見直しをしながら適正な人事配置を行った結果で、減っているところも出てきているが、業務上はすべて支障のないように配置をしているとの答弁が

ありました。

次に、2点目として、農地費の農村環境保全向上活動支援実験事業とは何かとの質疑では、平成19年から国の目玉として農地・水・環境保全向上対策が実施されることになっており、これに先駆けて、実験事業として全国で600か所のうち、当市では川口地区と琴田地区の2か所で実験をさせていただくものである。導入に当たっては、さまざまな問題点を事前に検証し、その検証をもとに実施したということで、リーフレットなどの資料を作成する経費を計上している。事業については、国・県・市で予算措置をして、10アール当たり4,400円をもとに、地域の住民と一体となって農道の補修や水路補修など、農業に係る施設を大切に維持管理するための支援事業であるとの答弁がありました。

次に、議案第3号の主な質疑について申し上げます。

職員1名増に対する検討の中で、主に業務内容が徴収というものであるならば、シルバー人材センターにお願いをすとか、国保税や税関係を含めた大きな枠組みの中で検討すとか、経費の削減や円滑な運営を考えたときにはもっと選択肢があると思うが、そのような検討はされたのかとの質疑では、国保税や市民税の方で徴収員を配置しているが、その職員の余力の面とか、さらに1人増やして合わせた方が効率的なのか、また、他市で一部行っているシルバー人材への委託など、市全体として見ながら今後も検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

パークゴルフ場を設置することによるメリットや財政基盤など、全体的な試算をして、今後どのような問題を抱え、その解決策も含めて検討されているのか。また、年間経費が1,500万円ほどかかるということであるが、内訳はどうなっているのかとの質疑では、旭健康パーク整備事業の基本的な考え方は公園の整備ということで考えており、市民の健康増進を第一に置いていることから、収支均衡するような事業としての計画は考えていない。今後、いかにして市民の方に多く利用していただくかという面と利用料をどうするかについて検討していきたいと考えている。また、1,500万円の概略的な内訳として、芝生や樹木の維持管理費に約700万円、コースの清掃などの施設管理費に約500万円、光熱水費や修繕費などに約300万円と考えており、人員配置については窓口業務に2名程度のパートを考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、3議案とも全員異議なく原案のとおり可決並びに承認すべ

きものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年12月20日、建設経済常任委員長、向後和夫。

副議長（高木武雄） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、議案第2号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、議案第10号、東総衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第13号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項についての5議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号中の所管事項の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、身体障害者用の補装具給付とあるが、これは収入に関係なく補助金が出るものなのか。また、年数の制限はあるのかとの質疑では、補装具の関係については、障害者自立支援法が昨年制定され、本年10月から施行しており、収入に関係なく、購入費の1割を負担してもらい、その2分の1を市が独自に補助している。また、補装具の年数については、子供の場合には、成長とともにその大きさも変えていかなければならない場合もあるが、一応の目安は決まっているとの答弁がありました。

次に、2点目として、海上健康増進センターの補修については、施工面あるいは自然の消耗で発生したものなのかとの質疑では、当センターについては平成15年4月から利用を開始しており、昨年暮れにプールの温度が上がらないことから、原因を確認したところ、熱交換器に配管のつぎ手やバルブに使われている鉄のさびが機械に混入してしまったことが原因だと思われるが、現在、機械メーカーや施工業者に対する補償等を含め調査をしている。また、今回の補正については、来年3月までの間に故障したときの対応措置ということで考えてい

るとの答弁がありました。

次に、3点目として、小学校施設改修事業の手数料については、委託する手数料なのか。また、仕事量や難易度によって違ってくるのかとの質疑では、小学校施設改修工事の手数料については、中央小、滝郷小、鶴巻小の耐震補強工事を耐震診断に基づいて補強する計数を計算し、その中で実施設計が間違いないか、判定協会に依頼するための手数料である。また、積算根拠については、建物の棟の数や平米数などが基準となり手数料の額が決まってくるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、5議案とも全員異議なく原案どおり可決並びに承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年12月20日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

副議長（高木武雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 林 俊介 登壇）

総務常任委員長（林 俊介） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、基本構想を定めることについて、議案第6号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第12号、財産の取得についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第5号について、主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、基本構想を考える中で、旭中央病院の建設について考慮されているのか、また、その建設費が市の財政にどのような影響を及ぼすのかとの質疑では、基本構想の中に

は、地域の基幹病院としての高度先進医療や救急医療を提供するための充実ということを示してあるが、旭中央病院の機能強化というような形で基本計画に盛り込めるのか協議をしている。また、財政面においては、基本的には病院事業会計の中で起債も含めてやっていくということで、市の一般会計とは切り離して考えているが、市の起債であることには変わりはなく、起債制限比率などの数字が悪くなる可能性もあると思う。ただ、今回の場合には、一部事務組合から市立病院になったという特殊事情があるので、国や県も考慮してくれるのではないかとということで県には申し上げており、市の財政に影響は受けられないような形で考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、基本構想を定めることについて、財政的な面として合併特例債はどのくらい試算されているのか。また、平成18年度における特例債の額はどのくらいなのかとの質疑では、基本構想における合併特例債の試算額については、現在、基本計画をまとめているところであるので、確定はしていない。また、本年度決定している特例債については、地域振興基金、中央病院アクセス道路南北線・東西線の両方と海上中学校建設事業の4点であり、総額で13億8,390万円となっている。このほかにも小・中学校の改修などの事業に充てられないか国・県と交渉中であり、認められれば増えることもあるとの答弁がありました。

次に、議案第6号の主な質疑について申し上げます。

神西住宅、双葉団地の両住宅については、空き家になり、しかも老朽化し、防犯上の問題があることから取り壊すということであるが、今後、市営住宅については空き家になり次第取り壊していくのか。また、取り壊した後については、新たな住宅を建設するといった計画があるのかとの質疑では、市営住宅の数は、現在、政策空き家を含めて434戸あり、同程度の規模の市から見ると100戸ほど多いものと思われる。今後は、神西住宅や双葉団地のように空き家になり次第取り壊すことで考えている。また、取り壊した後の計画については、安い住宅が欲しいということで、かなりの入居希望者はあるが、新たな住宅を建てることは当面考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第12号についての主な質疑について申し上げます。

コミュニティバスの予定価格は幾らかとの質疑では、バス車両の購入については、当初、1台を合併特例債で、もう1台を宝くじ助成で購入する予定であったが、宝くじ助成で2台分付いたので、2台とも宝くじ助成で購入した。また、予定価格については、2台で3,021万600円で設定したとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし、慎重審

査の結果、別紙報告書のとおり、5議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年12月20日、総務常任委員会委員長、林俊介。

副議長（高木武雄） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑、討論、採決

副議長（高木武雄） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対して、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

副議長（高木武雄） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

副議長（高木武雄） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第13号までの13議案について採決いたします。

議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（高木武雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（高木武雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、基本構想を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 賛成多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協

議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、東総衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

日程第3 常任委員長陳情報告

副議長(高木武雄) 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託しました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇)

文教福祉常任委員長(林 一雄) 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る12月6日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第9号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情について、陳情第10号、障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益(定率)負担」を見直すよう国へ意見書の提出を求める陳情について、陳情第11号、介護保険制度改善・拡充のため国への意見書採択を求める陳情について、陳情第12号、「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書採択を求める陳情についての4件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、12月15日、付託議案の審査終了後、参考意見を聴取するため、担当課の出席をいただき、本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情の趣旨は理解すべきところもあると思うが、国において既に決まっていることであり、その防護策についてもとられている。また、団塊世代の一斉退職により、なお少子・高齢化、労働人口の減少となる状況をかんがみると、決して改悪ではないとの意見が多く出され、結果、別紙報告書のとおり、4陳情とも全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年12月20日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

副議長(高木武雄) 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

副議長(高木武雄) 日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

副議長(高木武雄) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

副議長(高木武雄) 討論なしと認めます。

これより陳情第9号から陳情第12号までの4件について採決をいたします。

陳情第9号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、陳情第9号は不採択と決しました。

陳情第10号、障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益(定率)負担」を見直すよう国へ意見書の提出を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、陳情第10号は不採択と決しました。

陳情第11号、介護保険制度改善・拡充のため国への意見書採択を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、陳情第11号は不採択と決しました。

陳情第12号、「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書採択を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(高木武雄) 全員賛成。

よって、陳情第12号は不採択と決しました。

副議長（高木武雄） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

総務課長（増田雅男） それでは、篤志寄附を受納しましたので、ご報告いたします。

1、豚肉200キログラム、27万6,000円相当を旭市第二学校給食センターの学校給食用賄材料として、旭市見広2099番地、農事組合法人千葉スワイン様より、平成18年10月11日受納いたしました。

1、金45万円を社会福祉費寄附金として、旭市口の833番地4、新行内正夫様より、平成18年10月20日受納いたしました。なお、この方は、銀座通り商店街で長らくご商売をなさっていた方でございます。

1、交通安全看板11基、27万9,000円相当を市内交通安全対策用として、旭市萬力2569番地、干潟ライオンズクラブ様より、平成18年11月7日受納いたしました。

1、陸上競技用品一式及びスポーツタイマー、15万1,000円相当を旭市立鶴巻小学校及び飯岡中学校の備品として、旭市鎌数5146番地、旭市ゴルフ協会様より、平成18年11月9日受納いたしました。

1、図書及びDVD一式、10万円相当を旭市立まんざい保育所及び古城保育所の備品として、旭市萬力2569番地、干潟ライオンズクラブ様より、平成18年11月17日受納いたしました。

1、干潟の由来のパネル1基、20万円相当を旭市立干潟中学校の歴史教材として、旭市萬力2569番地、干潟ライオンズクラブ様より、平成18年12月3日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

副議長（高木武雄） 事務報告は終わりました。

ここで、10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

副議長（高木武雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 議長辞職の件

副議長（高木武雄） ただいま鈴木正道議長より、議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（高木武雄） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長 来栖昭一 登壇）

事務局長（来栖昭一） 辞職願。

このたび、一身上の都合により、市議会議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

平成18年12月20日、旭市議会議長、鈴木正道。

旭市議会副議長、高木武雄様。

以上でございます。

副議長（高木武雄） おはかりいたします。鈴木正道議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（高木武雄） 全員賛成。

よって、鈴木正道議長の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、長い間、お骨折りをいただきました前議長鈴木正道議員よりごあいさつをいただくところでございますが、本日、欠席でございますので、退任のあいさつ文をお預かりしておりますので、事務局長より朗読させます。

（事務局長 来栖昭一 登壇）

事務局長（来栖昭一） 退任のごあいさつ。

平成18年旭市議会第4回定例会閉会に当たり、議長のお許しをいただき、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

平成18年1月、旭市議会の改選後、初の臨時会において議員各位のご推挙をいただき、議

長という重責を与えていただき、1年間どうにか職務を果たすことができました。これもひとえに議員各位の温かいご支援とご協力のたまものであり、改めて御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

旭市も昨年7月1日、千葉県下では先陣を切って四つの自治体が合併し、7万1,000有余人の新旭市が誕生いたしました。合併に至るまでは、伊藤市長をはじめ議会、市執行部、市民の皆様方の一丸となった努力の結果であろうと思っております。

今後も、このすばらしい環境に恵まれた旭市を日本一住みよいまちに構築、かわいい子や孫たちにバトンタッチをすることが、私たちに課せられた責任であろうと考えております。

私事で大変恐縮でございますが、自分の不徳のいたすところで体調を崩し、先般、10月15日に旭中央病院に入院をいたしました。この間、高木副議長をはじめ議員各位に大変ご迷惑をおかけいたしました。心よりおわびを申し上げます。次第でございます。

幸いにも、旭中央病院の吉田院長先生をはじめ諸先生方、関係された皆様方の心温まる看護をいただき、病状も快方に向っております。改めて皆様方に深く感謝とお礼を申し上げます。次第でございます。

私も、50年ぶりに病院に入院をしてみて、いかに健康が大切かを痛感いたしました。そして、日本一を誇る旭中央病院が市内にあることが心強く、どれだけ安心感を与えるか、しみじみと感じました。これからは一日も早く元気な体を取り戻し、また皆様方と一緒に旭市政発展のため努力してまいりたいと思いますので、今後も温かいご指導とご支援をくださいますようお願い申し上げます。

今年も余すところ10日ほどになり、寒さも日増しに加わってまいりました。議員各位におかれましては、健康に十分気をつけていただきまして、ご活躍くださいますよう心よりお祈り申し上げます。

結びに当たり、旭市のますますの発展と旭市議会のご繁栄を心よりお祈り申し上げ、お礼の言葉といたします。

平成18年12月20日、鈴木正道、代読。

追加日程 議長選挙の件

副議長（高木武雄） 鈴木正道議員の議長辞職により議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(高木武雄) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(高木武雄) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

(事務局職員、投票の準備をする)

副議長(高木武雄) 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

副議長(高木武雄) ただいまの出席議員は24名であります。

これより投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

副議長(高木武雄) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(高木武雄) 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

副議長(高木武雄) 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

なお、投票に当たっては、名字と名前を正確に記載し、また、白票、名字のみ、名前のみ
の投票は無効といたしますので、ご了承願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

副議長(高木武雄) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(高木武雄) 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、8番、滑川公英議員、9番、嶋田哲純議員、以上の2議員を指名いたします。

滑川公英議員、嶋田哲純議員は立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開票)

副議長(高木武雄) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24票

有効投票 24票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 嶋田茂樹議員 14票

林一哉議員 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、嶋田茂樹議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました嶋田茂樹議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

副議長(高木武雄) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

副議長(高木武雄) ただいま議長に当選されました嶋田茂樹議員から就任のごあいさつをお願いいたします。

ご登壇願います。

(19番 嶋田茂樹 登壇)

19番(嶋田茂樹) 嶋田茂樹でございます。

まず初めに、議長当選を承諾いたします。

栄えある旭市議会の議会議長ということで、非常に光栄に存ずる次第でありますとともに、その責務の重大さを今ひしひしと感じてまいりました。幸い、人格、識見ともに卓越されております議長経験者もおりますので、そのもとで私なりに精いっぱい努力する所存でございますが、何分にも浅学非才な身でございますので、皆様方の温かいご支援、ご指導、ご協力をよろしくお願いを申し上げますとともに、執行と議会は車の両輪でもございます。ふるさと旭市に住んでよかったと思われるまちづくり、日本一住みよいまちづくりを目指しまして精いっぱい努力する覚悟でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、就任のあいさつに代える次第であります。

ありがとうございました。

副議長(高木武雄) ここで、議長を交代いたします。

議長、嶋田茂樹議員、議長席にご着席をお願いします。

(副議長 高木武雄 議長席退席)

(議長 嶋田茂樹 議長席着席)

議長(嶋田茂樹) 議長を交代いたしました。

ここで、しばらくの間、自席で休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

議長(嶋田茂樹) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 副議長辞職の件

議長(嶋田茂樹) ただいま高木武雄副議長より、副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

(事務局長 来栖昭一 登壇)

事務局長(来栖昭一) 辞職願。

このたび、一身上の都合により、市議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い申し上げます。

平成18年12月20日、旭市議会副議長、高木武雄。

旭市議会議長、嶋田茂樹様。

以上でございます。

議長(嶋田茂樹) おはかりいたします。高木議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、高木武雄議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

自席のまま、お待ちください。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

議長(嶋田茂樹) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、長い間、お骨折りいただきました前副議長、高木武雄議員より、ごあいさつをお願いいたします。

(18番 高木武雄 登壇)

18番(高木武雄) 副議長を辞任するに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今年の1月の臨時議会で、皆様方のご推薦によりまして副議長の要職に就任してから1年間、皆様方のご支援とご協力により大過なく務めることができました。厚く御礼申し上げる次第でございます。

また、今定例会は、鈴木議長、体調すぐれず、代わって私が議事の進行を務めさせていただきました。皆様方のご協力によりまして、曲がりなりにもその任が全うできたことに対して重ねて御礼申し上げます。

今後は、一議員として市政の進展に汗を流す覚悟でございますので、変わらずご指導とご鞭撻をくださるようお願い申し上げます。退任のあいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。

追加日程 副議長選挙の件

議長（嶋田茂樹） 高木武雄議員の副議長辞職により副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

議長（嶋田茂樹） 議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

議長（嶋田茂樹） ただいまの出席議員は24名であります。

これより投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

議長(嶋田茂樹) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

議長(嶋田茂樹) 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

なお、投票に当たっては、名字と名前を正確に記載し、また、白票、名字のみ、名前のみ
の投票は無効といたしますので、ご了承願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

議長(嶋田茂樹) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、10番、柴田徹也議員、11番、木内欽市議員、以上の
2議員を指名いたします。

柴田徹也議員、木内欽市議員は立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開票)

議長(嶋田茂樹) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24票

有効投票 24票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち 林 俊介議員 13 票

林 一雄議員 11 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、林俊介議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました林俊介議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

議長(嶋田茂樹) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(嶋田茂樹) ただいま副議長に当選されました林俊介議員から就任のごあいさつをお願いいたします。

ご登壇願います。

(15番 林 俊介 登壇)

15番(林 俊介) ただいま皆様方の温かいご推挙によりまして副議長に就任をさせていただきました。本当にありがとうございます。

もともと私は、浅学非才、未熟な者でございますけれども、嶋田議長のもと一生懸命努力して円満な議会運営のために、そして市政発展のために、微力ではございますが、全力投球をする覚悟でございますので、議員皆様方の心熱いご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

また、執行部の皆さんにつきましても、今以上にご理解あるご協力とご支援を心よりお願い申し上げます。就任のごあいさつに代えます。

ありがとうございました。

議長(嶋田茂樹) ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 零時12分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 常任委員会委員長辞任の件

議長（嶋田茂樹） ただいま総務常任委員会委員長、林俊介議員より辞任願が提出されました。

おはかりいたします。この際、総務常任委員会委員長の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の委員長の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

おはかりいたします。総務常任委員会委員長の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長の辞任を許可することに決しました。

なお、この後、休憩中に総務常任委員会の委員長を互選していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 零時 14分

再開 午後 零時 15分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

議長（嶋田茂樹） 総務常任委員会の委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

総務常任委員会委員長、平野浩議員、副委員長、伊藤房代議員。

以上のとおりであります。

追加日程 議会運営委員会委員の辞任の件

議長（嶋田茂樹） ただいま嶋田茂樹、林俊介議員より、議会運営委員会の辞任願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

おはかりいたします。議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。

追加日程 議会運営委員会委員の選任

議長（嶋田茂樹） 嶋田茂樹、林俊介議員の議会運営委員会委員の辞任により、議会運営委員会委員が欠員となりました。

おはかりいたします。議会運営委員会委員の選任については、旭市議会委員会条例第8条の規定により、議長指名により選任いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、議長において指名することに決しました。指名いたします。

明智忠直議員、平野浩議員。

以上の2議員を指名いたします。

おはかりいたします。議会運営委員会委員の選任については、ただいま指名のとおり選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、ただいま指名のとおり選任することに決しました。

日程第6 閉 会

議長(嶋田茂樹) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成18年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 嶋田茂樹

前議長 鈴木正道

前副議長 高木武雄

議員 嶋田哲純

議員 柴田徹也